

令和4年第4回西会津町議会定例会会議録

第1. 招 集

1. 招集日 令和4年6月10日
2. 場 所 西会津町役場

第2. 開会、閉会及び会期

1. 開 会 令和4年6月10日
2. 閉 会 令和4年6月14日
3. 会 期 5日間

第3. 議員の応招・不応招

1. 応招議員

1番 荒海正人	5番 猪俣常三	9番 多賀剛
2番 上野恵美子	6番 三留正義	10番 青木照夫
3番 小林雅弘	7番 小柴敬	11番 清野佐一
4番 秦貞継	8番 伊藤一男	12番 武藤道廣

2. 不応招議員

なし

令和4年第4回西会津町議会定例会会議録

議事日程一覧

令和4年6月10日（金）……1～21頁

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議長諸報告
- 日程第4 例月出納検査報告
- 日程第5 付議事件名報告
- 日程第6 提案理由の説明
- 日程第7 報告第1号 令和3年度西会津町繰越明許費繰越計算書
- 日程第8 報告第2号 令和3年度西会津町公営企業会計予算繰越計算書
- 日程第9 報告第3号 喜多方地方土地開発公社に係る経営状況を説明する書類
- 日程第10 報告第4号 株式会社西会津町振興公社に係る経営状況を説明する書類

令和4年6月13日（月）……23～77頁

- 日程第1 一般質問（上野恵美子、小林雅弘、荒海正人、猪俣常三、小柴敬）

令和4年6月14日（火）……79～126頁

- 日程第1 一般質問（三留正義、多賀剛、青木照夫）
- 日程第2 議案第1号 西会津町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について
- 日程第3 議案第2号 令和3年度西会津町一般会計補正予算（第10次）の専決処分の承認について
- 日程第4 議案第3号 西会津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第4号 令和4年度西会津町一般会計補正予算（第1次）
- 日程第6 議案第5号 監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第7 請願第1号 「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める請願書
- 日程第8 意見書案第1号 「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書
- 日程第9 常任委員会の所管事務調査（管内）実施申出について
- 日程第10 広報広聴常任委員会の継続審査申出について
- 日程第11 議会運営委員会の継続審査申出について
- 日程第12 議会活性化特別委員会の継続審査申出について

令和4年第4回西会津町議会定例会会議録

令和4年 6月10日(金)

開 会 10時00分
散 会 11時40分

出席議員

1番	荒海正人	5番	猪俣常三	9番	多賀剛
2番	上野恵美子	6番	三留正義	10番	青木照夫
3番	小林雅弘	7番	小柴敬	11番	清野佐一
		8番	伊藤一男	12番	武藤道廣

欠席議員

4番 秦 貞 継

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	薄 友 喜	建設水道課長	石 川 藤一郎
副 町 長	大 竹 享	会計管理者兼出納室長	五十嵐 博文
総 務 課 長	伊 藤 善 文	教 育 長	江 添 信 城
企画情報課長	玉 木 周 司	学校教育課長	佐 藤 実
町民税務課長	渡 部 峰 明	生涯学習課長	齋 藤 正 利
福祉介護課長	渡 部 栄 二		
健康増進課長	矢 部 喜代栄		
商工観光課長	岩 渕 東 吾		
農林振興課長	小 瀧 武 彦		

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	長谷川 浩 一	議会事務局主査	品 川 貴 斗
--------	---------	---------	---------

令和4年第4回議会定例会議事日程（第1号）

令和4年6月10日 午前10時開議

開 会

開 議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議長諸報告

日程第4 例月出納検査報告

日程第5 付議事件名報告

日程第6 提案理由の説明

日程第7 報告第1号 令和3年度西会津町繰越明許費繰越計算書

日程第8 報告第2号 令和3年度西会津町公営企業会計予算繰越計算書

日程第9 報告第3号 喜多方地方土地開発公社に係る経営状況を説明する書類

日程第10 報告第4号 株式会社西会津町振興公社に係る経営状況を説明する書類

散 会

（全員協議会）

（議員互助会世話人会）

○議長 ただいまから令和4年第4回西会津町議会定例会を開会します。(10時05分)
開会に当たり一言挨拶を申し上げます。

議員各位には、公私誠に御多忙のところ、御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

本定例会に提出される諸議案につきましては、後ほど、町長から詳細にわたって説明されることと存じますが、条例の一部改正及び補正予算、人事案件など重要な議案であります。円滑に議事を進められ、適正妥当な議決に達せられますよう切望いたします。

なお、本定例会では、議会運営のデジタル化に向けてタブレットを使用することもできることにいたしました。使用に当たっては、ルールを遵守するようお願いいたします。諸般の議事運営に御協力を賜りますようお願い申し上げます、開会の挨拶といたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸報告をいたします。

監査委員佐藤泰君が4月30日をもちまして退職されましたことから、代表監査委員は不在となっております。

4番、秦貞継君から本定例会を欠席する旨の届出がありましたので、御報告いたします。

このほかの報告について、事務局長から報告をいたさせます。

事務局長、長谷川浩一君。

○議会事務局長 本定例会に、町長より、別紙配付のとおり5件の議案及び4件の報告事項が提出され、受理しました。本定例会までに受理した請願は1件であり、請願の要旨等はお手元に配付の請願文書表のとおりであります。

次に、本定例会の一般質問の通告は8議員からであり、質問者及び質問の要旨は、お手元に配付の一般質問通告書のとおりであります。

次に、例月出納検査結果については、監査委員から提出があり、その写しを配付しております。

最後に、本定例会に議案説明のため、町長、教育長、監査委員に出席を求めました。

なお、本定例会に、地方自治法第121条の規定に係る説明委任者として、町長から副町長、各課長及び会計管理者兼出納室長を、教育長からは学校教育課長、生涯学習課長をそれぞれ出席させる旨の通知があり、受理いたしました。

以上であります。

○議長 以上で、諸報告を終わります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、2番、上野恵美子君、10番、青木照夫君を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月14日までの5日間にしたしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から6月14日までの5日間に決定しました。

日程第3、議長諸報告を行います。

3月定例会以降、現在までの議会活動は、お手元に配付の議長諸報告のとおりであります。

次に、請願の受理、委員会付託について申し上げます。本日までに受理しました請願は1件であります。会議規則第90条の規定により、お手元に配付しました請願文書表のとおり、総務常任委員会に付託いたします。

日程第4、例月出納検査報告を行います。

監査委員の報告を求めます。

監査委員、武藤道廣君。

○監査委員 例月出納検査執行結果を報告いたします。

地方自治法235条の2第1項及び西会津町監査委員条例第4条の規定に基づいて、例月の出納検査を執行しましたので、同法同条第5項の規定により、その結果を次のとおり報告します。

監査委員、私、武藤道廣。

検査期間及び検査執行の日は記載のとおりであります。

検査の対象、一般会計、各特別会計、水道事業会計、下水道事業会計、歳入歳出外現金、各基金の現金、預金及び一時借入金等の出納俯瞰状況であります。

検査の概要。会計管理者から現金出納俯瞰状況についての必要な調書及び関係諸帳簿、証拠書類等の提出を求め、検査し、関係職員の説明を求めました。建設水道課長から、水道事業及び下水道事業の試算表、資金予算表の提出を求め、検査し、関係職員の説明を求めました。

検査の結果。検査、町長記載の係数と関係諸帳簿、証書類により計数審査を行い、各月末における各金融機関の預金及び借入金等、残高証明書を照合した結果、各会計、各基金及び歳入歳出外現金とも係数上の誤りは認められませんでした。

以上であります。

訂正があります。先ほど同法同条第3項の規定によりということですので、訂正してください。

○議長 ただいまの報告に対して質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 質疑なし。これで質疑を終わります。

これをもって、例月出納検査報告を終わります。

日程第5、付議事件名報告を行います。

付議事件名につきましては、お手元に配付の議会定例会議案付議事件記載のとおりであります。

日程第6、提案理由の説明を行います。

町長の提案理由の説明を求めます。

町長、薄友喜君。

○町長 本日、ここに町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれまして

は、公私とも御多用中にもかかわらず御参会を賜り、厚く御礼を申し上げます。

本定例会に提出いたしました案件は、「条例の一部改正」、「令和4年度補正予算案」など、町政が当面する重要な議案5件及び報告4件であります。

以下、そのあらましについて御説明を申し上げますが、それに先立ちまして、最近における町政の主要事項について御報告を申し上げ、議員各位の御理解をいただきたいと思っております。

はじめに、「本町における新型コロナウイルス感染症」について申し上げます。

福島県内では、年明けから新型コロナウイルスの感染が増加傾向にあり、本町におきましても3月12日から6月8日までの間、新たに53名の方の陽性が確認され、町内での累計感染者数は76名となったところであります。

最近の感染状況であります。こゆりこども園においてクラスターが確認されたほか、町職員5名の感染者が確認されました。町では、町内での感染者確認と福島県感染拡大防止重点対策の実施を受け、3月7日から6月6日までの間、町対策本部会議を8回開催し、対応を協議したところであります。

主な対策といたしましては、ケーブルテレビにより、県内全域への感染拡大防止重点対策の適用、感染予防対策の強化、基本的な感染防止対策のお願いを求める町長メッセージや感染予防情報を放送したほか、臨時区長文書によるチラシの全戸配布、ホームページによる注意喚起等を行ったところであります。

町民の皆様には、日頃からの感染防止対策に特段の御理解と御協力を賜り、衷心より厚くお礼を申し上げます。今後も、いつ、どこで、誰もが感染する可能性があることをより強く認識していただいた上で、引き続き、3密の回避やマスクの着用、小まめな手洗いなど、基本的な感染症防止対策の徹底をお願いいたします。

町といたしましても、町内での感染防止及び感染拡大防止に向け、引き続き最大限の対策を講じてまいりますので、御理解願います。

次に、こゆりこども園における新型コロナウイルス感染の状況とその対応について申し上げます。

こゆりこども園では、本年3月29日に園児1名の感染が初めて確認され、それ以降9名の園児が感染する中で、保護者との連携を図りながら感染防止対策に取り組んでまいりました。

その直近の状況であります。5月25日から28日にかけて、園児5名と保育士3名、計8名の感染が確認され、県よりクラスターとして5月29日に発表されたところであります。その後、新たに園児が感染し、6月6日現在、14名が感染いたしました。

そうしたことから、こども園では、感染の拡大を最小限に抑えるため、直近の保育活動や園児の体調を確認し、濃厚接触者と特定した園児と保育士が在籍する4クラスを閉鎖いたしました。安全が確認されている2クラスについては運営を継続し、保育を必要とする家庭への影響軽減に努めました。その後、大規模な感染拡大は確認されなかったことから、6月6日には全クラスの通常運営を再開したところであります。

こども園といたしましては、これまで施設の消毒、空調の自動循環システムと窓の開閉による換気、新型コロナウイルス対応型空気清浄機の導入、小まめな手洗いと手指消毒、

園内に立ち入る方へのマスク着用のお願いに合わせ、各家庭における基本的な感染防止対策の徹底を呼びかけてきたところであります。

今後、適正なマスクの着用など、自ら行う感染防止対策を十分に行うことが難しい乳幼児の特性に配慮しながら、保護者との連携をさらに強化し、安全な保育環境の維持に努めてまいりますので、御理解願います。

次に、「新型コロナウイルスワクチン接種」について申し上げます。

町の3回目追加接種につきましては、本年1月7日に医療従事者から接種を開始し、順次、国が示す優先順位により、高齢者施設入所者及び従事者、65歳以上の高齢者、12歳から64歳までの方、5歳から11歳までの小児への集団接種を5月28日に終了したところであります。なお、集団接種で対応できなかった方につきましても、引き続き、西会津診療所において個別接種で対応しているところであります。

また、ワクチン接種率であります。6月1日現在、12歳以上の対象者5,427人の89.1%に当たる4,835の方が3回目の接種を終了したところであります。なお、町の集団接種会場では重篤な副反応の発生はありませんでした。

現在、国では3回目の接種終了から5か月が経過した60歳以上の方と、18歳以上60歳未満で基礎疾患を有する方、及びその他重症化リスクが高いと医師が認める方を対象として4回目の追加接種を実施するとしておりますが、町といたしましても、4回目の接種を希望される方が安全に接種を受けられるよう、鋭意準備を進めておりますので御理解願います。なお、接種に係る所要額を今次補正予算に計上しております。

次に、「健康づくり特別講演会」について申し上げます。

町では、これまで取り組んできた健康づくり事業を充実させ、健康寿命のさらなる延伸を目指して、去る4月16日に本町の健康づくりアドバイザーとして御指導いただいている、作家で長野県諏訪中央病院名誉院長の鎌田實先生を講師にお招きし、健康づくり特別講演会を開催いたしました。2部構成の1部では、「さすけねえわ（輪）の健康づくり」のこれまでの取組を報告し、2部では「しあわせが広がる健康づくり～みんなで“さすけねえわ（輪）”～」と題して、鎌田先生に御講演いただきました。

今回の講演会は、新型コロナウイルス感染症対策として参加人数を制限して開催いただきましたが、約130名の町民の皆さんに御来場いただき、熱心に御聴講いただいたところであり、健康への関心の高さと、新たな健康づくり事業への期待の大きさがうかがえたところであります。今後も鎌田先生の御指導を仰ぎながら、健康寿命延伸に向けた健康づくり事業を推進してまいりますので、御理解願います。

次に、「西会津町総合計画検討会議の設置」について申し上げます。

本年度策定することとしております、令和5年度から3年間の西会津町総合計画・後期基本計画につきましては、まちづくり基本条例に基づき、町民の皆さんの幅広い意見の反映を図るため、総合計画検討会議を設置し、策定作業を進めることとしております。

この総合計画検討会議の委員につきましては25名を委嘱し、6月下旬に第1回の会議を開催する予定であります。計画策定に当たっては、専門的な見地から指導・助言を頂くため、町最高デジタル責任者の藤井靖史氏をアドバイザーに、総合計画検討会議と町職員により組織する基本計画策定プロジェクトチームとが連携を図りながら、策定作業を進め

てまいります。

次に、「先導的官民連携支援事業」について申し上げます。

国土交通省では、インフラの老朽化対策や防災・減災対策、また真に必要な社会資本の整備・維持更新を的確に進めるため、先導的官民連携支援事業により、具体的な官民連携の形式を目的として、地方公共団体等が行う官民連携手法や枠組み、民間の資金や活力を活用した公共施設等の整備・維持管理等についての調査委託費を助成しております。町では令和4年度の本事業に応募しておりましたところ、4月8日に採択されたことから、本事業で官民連携による中心エリア再生に向けた調査研究に取り組むことといたしました。本事業に係る関係経費につきましては、今次補正予算に計上しておりますので、御理解願います。

次に、「株式会社モンベルとの連携と協力に関する包括協定の締結」について申し上げます。

国内大手のアウトドア用品メーカーである株式会社モンベルと本町は、町が昨年度に実施しました企業移転等受入れに向けた西会津町視察事業の視察交流ツアーで、同社の社員が本町を視察したことをきっかけに関係を築いてきたところであります。その後、町では同社と連携する具体的な取組について検討し、協議を行うてまいりましたが、このたび、相互の緊密な連携の下、アウトドア活動等の促進により、社会が直面する課題に対応し、地域の活性化及び町民生活の質の向上に寄与することを目的として、去る6月2日に包括協定を締結いたしました。

この同社との協定につきましては、会津地域13市町村と県会津管内出先機関で組織する会津地域課題解決連携推進会議が本年1月に策定した「会津地域自治体広域連携指針」に合致する取組であることから、会津地域の全13市町村もそれぞれに同社と協定を締結することになり、6月2日に、13市町村と県が一堂に会し、合同協定締結式及び広域連携共同宣言式が道の駅あいづ湯川・会津坂下で開催されました。

町では今後、同社との連携・協力により、地域の魅力発信とエコツーリズムの促進による地域経済の活性化をはじめ、自然環境保全意識の醸成、子供たちの生きる力の育成、さらには健康寿命の延伸などを図ってまいりたいと考えておりますので、御理解願います。

次に、「令和3年度西会津町福祉灯油緊急補助事業」について申し上げます。

本事業は、令和3年度冬期の原油価格の高騰によって家計に大きな影響を受ける低所得世帯に対し灯油購入費を助成し、経済的負担の軽減を図る目的で、1世帯当たり5千円を助成したものであります。令和4年3月31日利用分をもって事業は終了しており、対象世帯610世帯のうち581世帯、約95%の利用となりました。

今後も、原油のみならず、物価上昇に対する国の緊急対策などの動きもあることから、その動きに適切に対応してまいりますので、御理解願います。

次に、「地域おこし協力隊の配置状況」について申し上げます。

「地域おこし協力隊」につきましては、昨年度から継続の「芸術」、「地域活性化」、「出ヶ原和紙」、「集落支援」、「CATV」、「西会津高校活性化」、「ICT教育推進」、「有害鳥獣対策」の8分野、11名の隊員に、本年4月1日付で「集落支援」、「CATV」、「デジタル戦略推進」の分野にそれぞれ1名ずつの隊員を加え、14名体制となったところでありま

す。町といたしましては、地域おこし協力隊員が、それぞれの能力を生かしながら地域の活性化につなげられるよう支援するとともに、隊員の定住が図られるよう努めてまいり考えております。

次に、「プロ野球BCリーグ公式戦の開催」について申し上げます。

株式会社福島野球団「福島レッドホープス」の公式戦が4月29日、30日、5月3日の3日間、福島レッドホープス西会津球場で開催されました。開催初日には、試合開始前に西会津応援大使委嘱状交付式を執り行い、福島レッドホープスの岩村明憲監督に委嘱状を交付いたしました。応援大使への委嘱は令和元年度に続き2度目であり、委嘱の期間は3年です。今後も、岩村監督には本町の応援大使として、試合やメディア出演などを通じて町をPRしていただくとともに、継続してBCリーグ公式戦を開催することによりまして、交流人口の拡大と地域活性化につなげてまいりたいと考えております。

次に、「新潟日報社主催未来のチカラ IN 阿賀路 西会津フェアの開催」について申し上げます。

新潟日報社では、地域との共同と地域への貢献を目的として、「阿賀路」をテーマに五泉市、阿賀野市、阿賀町、そして本町を含むエリアを対象として「未来のチカラプロジェクト」を新潟市で開催したところであります。今回、この一環として、同社より阿賀地域と地理的・歴史的につながりの深い本町の魅力を新潟県民にPRする提案があったことから、5月20日及び21日の2日間、新潟日報メディアシップにおいて、「西会津フェア」と題して本町の観光コンテンツや地場製品の認知度向上を図ってまいりました。

当日は、にしあいつ観光交流協会が主体となり、町関係課、地場産品取扱業者並びに西会津国際芸術村が参加し、本町の食や地場産品を中心とした出展、ふるさと応援寄附金の増額につながるよう西会津産米の無料配布、大山まつり並びになつかしc a rショー2022の観光PR活動や、張り子の絵付け体験ブースなどを実施し、大変多くの皆様に御好評を頂きました。当日の様子は、同社の新聞紙面に大きく取り上げられるなど、隣県への本町の魅力発信につながったと感じております。

今後も、県内外を問わず、町の魅力発信を継続し、交流人口の拡大と地域の活性化に向けて取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解願います。

次に、「西会津なつかしカーショー2022の開催」について申し上げます。

コロナ禍の影響により、昨年、一昨年と開催を見送りました「西会津なつかしカーショー」につきましましては、去る5月29日、3年ぶりに開催したところであります。当日は、クラシックカーやスーパーカー、二輪車など合わせて194台の車両展示に加え、自衛隊車両や消防車両などの働く車大集合、自動車関連のフリーマーケットや各種出店コーナー、さらに、ライブイベントや御当地ヒーローショーなど多彩な催しを行った結果、町内外からの約6千人の来場者でにぎわいました。

今回の実施に当たりましては、実行委員会の皆様の御協力と各種団体や企業の皆様からの御協賛や御協力をいただき、盛大に開催できましたことを、衷心より御礼を申し上げます。今後も、イベント等を通じた交流人口の拡大と地域の活性化に向けて取り組んでまいりたいと考えておりますので、関係者の皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

次に、「鳥獣被害の防止対策」について申し上げます。

本町の有害鳥獣被害の現状につきましては、ツキノワグマとニホンザルに加え、近年は特にイノシシによる農作物への被害が深刻化しており、昨年度は有害鳥獣の中で最も多い57頭を捕獲したところであり、町では有害鳥獣による被害防止対策として、ワナ猟免許の取得支援や、今年度から新たに猟銃購入費の助成制度を創設したほか、5月18日から猟友会によるパトロール活動を開始したところであり、町鳥獣被害対策実施隊と連携した体制を整備したところであり、

さらに、今年度は大型獣の解体処理に要する負担軽減を図るため、解体処理施設を野沢・芝草地内の旧野沢中学校跡地の町有地に整備を進めたいことから、去る5月15日に芝草自治区の皆様へ整備の内容などについて説明会を開催したところであり、町といたしましては、本施設の整備を契機として有害鳥獣被害の拡大防止対策を一層推進するとともに、将来的にジビエ加工施設としての活用も視野に入れ、関係機関に対し出荷制限解除に向けて積極的に働きかけを行ってまいりますので、御理解願います。

次に、「幼保小の架け橋プログラムに関する調査研究事業」について申し上げます。

義務教育開始前後の5歳児から小学校1年生までの2年間、いわゆるかけ橋期は、生涯にわたる学びや生活の基盤をつくるための重要な時期であり、子供の成長を切れ目なく支える観点から、幼保小の円滑な接続をより一層意識し、学びの連続性や一人一人の多様性にも配慮しつつ、教育の内容や方法を工夫することが重要とされております。

このため、本年度より文部科学省では、子供に関わる関係者が連携し、この時期にふさわしい主体的・対話的で深い学びの実現を図り、一人一人の多様性に配慮した上で、全ての子供に学びや生活の基盤を育むことを目指す、「幼保小の架け橋プログラムに関する調査研究事業」のモデル地区を公募しておりました。このたび、去る5月17日にモデル地区の採択を受けたことから、本町においても、こゆりこども園と西会津小学校、さらには西会津中学校が連携した架け橋プログラムを開発・実施することといたしました。

町といたしましては、本事業を契機に、今まで以上にこども園と小・中学校、さらには福祉と教育が連携した取組を推進してまいりますので、御理解願います。

次に、6月1日現在の「建設関係事業」の実施状況ではありますが、お手元に配付いたしました資料のとおりでありますので、御了承をいただきたいと思っております。

続きまして、今回提出いたしました議案等について御説明を申し上げます。

まず、議案第1号「西会津町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認」について申し上げます。

本案は、国の令和4年度の税制改正により地方税法が一部改正されたことに伴い、町税条例につきましても所要の改正を行ったものであります。地方税法の一部を改正する法律が、本年3月31日に公布され4月1日から施行されたことに伴い、議会を招集する時間的な余裕がありませんでしたことから、地方自治法第179条第1項の規定により、改正法令の公布日と同じ3月31日付で専決処分により調製いたしましたので、議会の承認をお願いするものであります。

次に、議案第2号「令和3年度西会津町一般会計補正予算(第10次)の専決処分の承認」についてであります。本年3月議会定例会終了後に額が決定した特別交付税や地方譲与税等についての補正で、専決により調製いたしましたので、承認をお願いするものであり

ます。

次に、議案第3号「西会津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」について申し上げます。

国民健康保険税は、医療費支出の見込額から国や県の支出金等を差し引き、不足する額を納めていただく目的税であります。令和4年度の国民健康保険税の算定に当たりましては、県から示された交付金や納付金を基本として算出したところであります。本年度は、国保加入者の負担軽減のため運営基金より継続的に充当しております400万円に加え、さらに新型コロナウイルス感染症による影響を勘案し200万円を追加し、合計600万円を減税財源として充当したところであります。これにより税率を試算した結果、1人当たりの税額は9万4,742円となり、昨年度と比較して1万90円の減額、また1世帯当たりの税額は13万3,258円となり、昨年度と比較して1万4,535円の減額となる見込みとなったところでありますので、御理解をお願いいたします。

次に、議案第4号「令和4年度西会津町一般会計補正予算（第1次）」についてであります。8,464万7千円を増額し、予算総額を63億464万7千円とするものであります。

今次の主な内容につきましては、国の補助事業であります先導的官民連携支援事業の採択を受けたことによる関係事業費の追加計上や、非課税世帯臨時特別給付金の給付に係る関係経費、新型コロナウイルスワクチン接種の4回目追加接種に係る経費などを計上したものであります。以上の財源につきましては、国・県支出金などを充当することとし、財源調整の結果、不足分につきましては、財政調整基金から繰り入れることといたしました。

次に、議案第5号「監査委員の選任につき同意を求めることについて」であります。本案は、前職の辞職により欠員となっております監査委員1名の選任につきまして、議会の同意をお願いするものであります。

次に、報告第1号から報告第4号につきましては、「令和3年度西会津町繰越明許費繰越計算書」、「令和3年度西会津町公営企業会計予算繰越計算書」、「喜多方地方土地開発公社に係る経営状況を説明する書類」、「株式会社西会津町振興公社に係る経営状況を説明する書類」をそれぞれ報告事項として提出しております。

以上、提出議案等の概要について御説明を申し上げましたが、各議案等の詳細につきましては担当課長より説明いたさせますので、十分なる御審議をいただき、原案のとおり御議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わります。

すみません、訂正がございますので、御訂正をお願いしたいと思います。

こゆりこども園の関係の中で、1ページでございます。5月29日に発表されたところで、その後、新たに園児が感染し、6月8日現在を9月6日と読み上げました。正しくは8日ですので、御訂正をお願いいたします。

それから、3ページでございますが、先導的官民連携支援事業の中で、4行目になりますが、具体的な官民連携の形成を形式と読み上げましたが、正しくは形成でありますので、訂正をいただきたいと思います。

○議長 日程第7、報告第1号、令和3年度西会津町繰越明許費繰越計算書の報告を行います。

本件の報告・説明を求めます。

総務課長、伊藤善文君。

○総務課長 報告第1号、令和3年度西会津町繰越明許費繰越計算書について、御説明いたします。

繰越明許費につきましては、地方自治法第213条の規定により、本年3月の町議会定例会などにおきまして、事業の実施に当たり関係機関との協議に不測の日数を要したことや、国の補正予算事業の交付決定が年度末になったことなどにより、翌年度に事業を繰り越して実施できるよう御議決を頂いているところであります。この繰越明許費につきましては、地方自治法施行令第146条第2項の規定により繰越計算書を調製いたしましたので、御報告いたします。なお、繰越事業は一般会計のみであります。

それでは、繰越計算書を御覧ください。

まず、2款・総務費、1項・総務管理費の社会保障・税番号システム改修事業は、繰越額260万7千円、完了予定は令和5年3月31日であります。

次に、3款・民生費、社会福祉費の非課税世帯臨時特別給付金給付事業は、繰越額1,234万5千円、完了予定は本年12月31日であります。

次に、4款・衛生費、1項・保健衛生費であります。新型コロナウイルス感染症対策事業は、繰越額1,368万7千円、完了予定は令和5年3月31日であります。

次に、6款・農林水産業費、1項・農業費であります。園芸ハウス復旧事業は、共済金の支払額が見込みより多く支払われたため、町補助金の支出がありませんでした。

同じく、産地生産基盤パワーアップ事業は、繰越額526万2千円、完了予定は令和5年3月31日であります。

次に、2項・林業費であります。林業専用道整備事業は、繰越額2,265万円、完了予定は本年12月28日であります。

次に、8款・土木費、1項・道路橋りょう費であります。道路新設改良事業は年度内に事業が完了したため、繰越しがありませんでした。

同じく、橋りょう修繕事業は、繰越額3,152万6千円、完了予定は本年9月30日であります。

次に、2項・河川費であります。浚渫推進事業は、繰越額256万8千円、本年4月26日に完了いたしました。

次に、3項・都市計画費、さゆり公園体育館空調設備整備事業は、繰越額3,774万9千円、完了予定は本年8月5日であります。

次に、4項・住宅費、定住促進住宅改修事業は、繰越額1,056万7千円、完了予定は本年6月30日であります。

各事業の財源内訳につきましては、それぞれ記載のとおりであります。

以上をもちまして、報告第1号、令和3年度西会津町繰越明許費繰越計算書の説明を終了させていただきます。

○議長 ただいまの報告に対し、質疑を行います。ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これで報告第1号、令和3年度西会津町繰越明許費繰越計算書の報告を終わります。

日程第 8、報告第 2 号、令和 3 年度西会津町公営企業会計予算繰越計算書の報告を行います。

本件の報告・説明を求めます。

建設水道課長、石川藤一郎君。

- 建設水道課長 報告第 2 号、令和 3 年度西会津町公営企業会計予算繰越計算書について、御説明申し上げます。

本報告書につきましては、令和 3 年度下水道事業会計の中で、年度内完成が見込まれなかった事業の支出予算を令和 4 年度に繰り越して使用することを報告するものであります。

それでは、報告書を御覧いただきたいと思えます。

報告書。地方公営企業法第 26 条の規定により、令和 3 年度西会津町公営企業会計予算繰越計算書を別紙のとおり調製いたしましたので、御報告いたします。

次のページを御覧いただきたいと思えます。

標題が、「法第 26 条第 2 項ただし書の規定による事故繰越額」となっております。これは、一般会計における事故繰越しとは違ひまして、法の規定に基づく文言でありますことをあらかじめ申し上げます。

1 款・公共下水道事業費用、1 項・営業費用、事業名・管渠費は、大久保処理区内の管渠等点検調査業務委託です。予算計上額は 117 万円で、全額を繰り越すものであります。

次に、事業名・処理場費は、野沢浄化センターに設置している汚泥攪拌機の分解調査業務です。予算計上額は 315 万円で、全額を繰り越すものであります。翌年度繰越額に係る繰越しを要する棚卸資産の購入限度額はありません。

説明欄の繰越理由であります、いずれも令和 3 年度国の補正予算事業で、補助金交付決定が本年 2 月 22 日であり、年度内完成が見込めないことによるものであります。完了予定は 8 月 31 日であります。各事業の財源内訳につきましては記載のとおりであります。

以上をもちまして、報告第 2 号、令和 3 年度西会津町公営企業会計予算繰越計算書の説明を終了させていただきます。

- 議長 ただいまの報告に対し、質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

- 議長 これで質疑を終わります。

これで報告第 2 号、令和 3 年度西会津町公営企業会計予算繰越計算書の報告を終わります。

皆さんに申し上げます。報告第 3 号及び第 4 号につきましては議案ではありませんので、報告のありました書類の範囲において不明な点を明確化する程度の簡単な質疑をすることはできますが、公社自体に係る問題、人事の問題、決算の細部等、報告以外の内容については質疑できないこととなっておりますので、御配慮くださるようお願い申し上げます。

日程第 9、報告第 3 号、喜多方地方土地開発公社に係る経営状況を説明する書類の報告を行います。

本件の報告・説明を求めます。

企画情報課長、玉木周司君。

- 企画情報課長 報告第 3 号、喜多方地方土地開発公社に係る経営状況について御説明い

たします。お手元に配付しております、令和3年度喜多方地方土地開発公社事業報告及び決算書を御覧ください。

まず、1ページですが、事業報告書であります。

1. 総括事項といたしまして、令和3年度中に喜多方地方土地開発公社による用地の取得及び売却はありませんでした。令和3年度の損益計算は、収益合計が2,340円、費用合計が2万5千円で、2万2,660円の当期損失となり、準備金で整理した結果、当期末の準備金合計は982万1,777円となりました。

なお、これらの補足資料といたしまして、3ページ以降に貸借対照表、財産目録、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、現金及び預金明細表、資本金明細表が添付されておりますので、後ほど御覧いただきたいと思っております。

次に、2の理事会の議決事項であります。理事会は3回開催されており、議決された事項は、まず令和3年5月7日に、令和2年度の事業報告及び決算の認定を、6月21日に、任期4年の役員改選に伴う再任と公社事務所が新庁舎へ移転したことによる事務所所在地の変更を、最後に令和4年2月7日、令和3年度及び令和4年度の事業計画と予算の調製を行っております。

次に、令和4年度の事業計画でございますが、資料の最後につづられております参考資料を御覧ください。公有地取得事業として、喜多方市のふれあいパーク喜多の郷用地取得事業、事業量2,746.19平方メートル、事業費566万6千円が計画されております。

以上、地方自治法243条の3第2項の規定によりまして、説明する資料を提出し、報告といたします。

○議長 　ただいまの報告に対し、質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長 　これで質疑を終わります。

これで報告第3号、喜多方地方土地開発公社に係る経営状況を説明する書類の報告を終わります。

日程第10、報告第4号、株式会社西会津町振興公社に係る経営状況を説明する書類の報告を行います。

本件の報告・説明を求めます。

商工観光課長、岩淵東吾君。

○商工観光課長 　報告第4号、株式会社西会津町振興公社に係る経営状況を説明する書類について御説明いたします。お手元の西会津町振興公社に係る令和3年度事業報告及び決算書並びに令和4年度事業計画を御覧ください。

1ページを御覧ください。

初めに、令和3年度事業報告について申し上げます。

まず、事業の概要についてですが、西会津町振興公社は、公の施設の指定管理者として、「さゆり公園」、「温泉健康保養センター」、「交流物産館・よりっせ」など6施設の管理運営業務を行うとともに、公社設立の趣旨である地域の活性化を念頭に事業を展開してまいりました。令和3年度は5月と9月、さらに令和4年2月に新型コロナウイルス感染症拡大に伴う非常事態宣言が県内全域に発出された影響により、ロータスインやさゆり公園等

において、休止や利用制限等の措置を講じました。休止期間以外も営業時間短縮や団体予約の減少などから大変厳しい状況下にありましたが、各種の支援制度を積極的に活用するなど、雇用の確保と事業の継続に努めてまいりました。

「交流物産館・よりっせ」及び「ミネラル野菜の家」につきましては、コロナ禍の影響が続く中、集客の拡大を図るため、宮古島フェアや花まつりなどイベントの実施に加え、売り場の一部リニューアルなどに取り組み、前年をやや上回る約40万人の利用者がありました。また、米粉を活用した商品の開発及び試験販売に取り組むほか、ふるさと納税の返礼品売上げにつきましても、前年比で約7割増の約5,700万円となったところであります。

「さゆり公園」につきましては、福島レッドホープスの公式戦が開催されたほかは、スポーツ大会等の自粛もあり団体利用が減少いたしました。また、感染症防止対策を徹底しながら個人利用を継続いたしました。また、ふれあい広場の遊具等の更新や駐車場の増設も行われ、利用者の利便性の向上が図られたところであります。

「温泉健康保養センター」につきましては、移動の制限や多人数での飲食自粛の影響から団体利用や町外者の宿泊が減少する中でも、「ラベンダー風呂」など新たなサービスの提供を行ったほか、「宿場の釜めし」シリーズの展開や「寒晒しそばまつり」の開催、ランチ弁当の販売などに取り組み、サービスの継続に努めてまいりました。

その他の施設につきましては、指定管理制度の趣旨に沿いながら、快適な利用環境の提供を心がけ、新型コロナウイルス感染防止に取り組み、利用者が安心して施設を利用できるよう努めたほか、経費の節減にも取り組んでまいりました。

2ページを御覧ください。

総務室では、売上げ、経費、損益等について月別に管理したほか、労働時間及び人員配置の効率的な管理にも努めてまいりました。この結果、令和3年度の損失は562万4千円となりましたが、コロナ禍において業界全体が大きな影響を受けるとともに、東京電力株式会社からの賠償金も令和2年度で終了した中において、最小限の影響にとどまったところであります。

しかしながら、コロナ禍における人流の減少は、回復の兆しは見せつつも明確な出口が見通せないため、依然として厳しい経営状況が予測されることから、しっかりとした経営戦略のもと事業を運営していくとともに、従業員が一丸となって営業利益の黒字化に向けて取り組んでまいります。

次の、事業の内容、並びに3ページの会社の概要、役員及び従業員の構成、資本金の増減につきましては、資料に記載のとおりであります。

続いて、令和3年度の決算書について申し上げます。

4ページを御覧ください。

貸借対照表であります。資産の部のうち、流動資産は、現金及び預金、売掛金、自販機商品から食材品までの棚卸資産、雇用調整助成金等の未収入金、各種機器に係る保守管理料等の前払い費用などがあります。固定資産は、有形固定資産は建物や機械設備、車両等であり、無形固定資産は電話加入権、投資その他の資産は出資金等があります。これらの流動資産と固定資産を合わせた資産の部の合計は、9,767万1,160円であります。

続きまして、負債の部のうち流動負債は、商品や食材などの買掛金、光熱水費等の未払費用、ふるさと納税返礼品配送料等の前受金などであり、固定負債は、長期借入金は会津信用金庫からの新型コロナウイルス対策特別資金、保証金はミネラル野菜の家のテナント出店保証金であります。これら、流動負債と固定負債を合わせた負債の部の合計は、6,370万1,052円であります。

続きまして、純資産の部のうち、株主資本は、資本金及び繰越利益剰余金であり、翌年度への繰越利益剰余金は、マイナス152万9,892円となったところであります。

なお、資本金及び繰越利益剰余金の増減につきましては、7ページの株主資本等変動計算書に記載しておりますので、後ほど御覧ください。

これら純資産の部の合計は3,397万108円であり、負債の部と純資産の部との合計は9,767万1,160円であります。

それでは、5ページを御覧ください。

損益計算書であります。純売上高は、宿泊及び料理、売店等の売上げのほか、町からの受託収入、施設利用料収入、共益費などその他売上げ等の合計で4億868万6,662円あります。新型コロナウイルスの感染拡大防止のため休業や利用制限を行った影響もあり、宿泊並びに料飲の売上げが減少いたしました。一方、交流物産館・よりっせ及びミネラル野菜の家の売上げは増加しており、また、ふるさと納税の返礼品売上げにつきましても、対前年比で7割以上伸びたところであります。

売上原価は、食材及び売店等の仕入れに期首・期末の商品棚卸高を加えた合計で、1億9,579万258円であり、純売上高から売上原価を差し引いた売上総利益は2億1,289万6,404円あります。ここから、販売費及び一般管理費の合計2億2,537万407円を差し引いた営業損失に、新型コロナウイルス関連の各種支援金など営業外収益を加え、法人税等を差し引いた当期純損失につきましては562万3,554円となったところであります。

6ページは販売費及び一般管理費の内訳でありまして、次の7ページは、資本金や利益剰余金の変動を記載した株主資本等変動計算書、8ページは監査報告書でありまして、それぞれ資料に記載のとおりであります。

なお、本日、お手元に参考資料といたしまして、令和3年度の部門別の収支概要一覧表をA3判のカラー刷りでお配りしておりますので、後ほど御覧いただきたいと思っております。

9ページを御覧ください。

令和4年度の事業計画について申し上げます。

まず、事業の方針であります。令和4年度は、コロナ禍の影響が続くことを念頭に置きながらも、段階的な収束を見据え、各部門が独立して健全な経営ができる仕組みづくりが重要と認識しております。また、全社一丸となってオール公社の理念を継続しつつ、サービスの質を維持したコストの見直し、主体性を持った行動や新規事業への挑戦など、従業員一人一人の意識を高め、黒字経営への転換を目標に、組織の総力を挙げて取り組んでまいります。

このため、温泉健康保養センター・ロータスインでは、特色ある宿泊関連商品の開発とPRなど、交流物産館よりっせ等では、オリジナルブランド商品の開発や米粉を活用した商品の販売拡大、年間を通じた野菜販売、オートキャンプ場ではアクティビティの開発な

ど、入り込み客数の改善と顧客満足度の向上に各部門が連携して取り組んでまいります。

また、新型コロナウイルス感染症防止対策につきましては、国のガイドラインを遵守しながら対策を徹底し、お客様への安全・安心に確実に対応してまいります。

さらに、町をはじめ関係機関との連絡調整を図り、地域経済の先導的担い手として、各種事業に取り組むとともに、指定管理者制度の趣旨に即した効率的な施設管理、住民サービスの向上、交流人口の増加を図り、本町の地域活性化につながるよう努めてまいります。

次に、部門別の事業計画についてですが、総務部門では、新入社員の募集活動や、新たな会計システム及びキャッシュレスや非接触型に対応したレジの導入、組織体制及び給与体系の見直し等に取り組んでまいります。

温泉健康保養センター・ロータスイン及び周辺施設につきましては、特色ある宿泊関連商品の開発と販売、おもてなし向上によるリピーターの確保、仕出し弁当や総菜の販売、10 ページを御覧ください。泉質の良い温泉のPR、新たなアクティビティの検討などを進めてまいります。

交流物産館・よりっせ及びミネラル野菜の家につきましては、関係団体と連携したイベントの拡大、米粉を活用した商品やオリジナルブランド商品の開発と販売促進、生産者等と連携した野菜の通年販売、よりっせポイントカードの検討などに取り組んでまいります。

さゆり公園及びふれあい交流施設につきましては、施設の点検や修繕への迅速な対応はもとより、SDGs、いわゆる環境維持や社会貢献を意識した管理作業に取り組むとともに、挨拶やコミュニケーション改善による住民サービスの向上を図ってまいります。

町といたしましても、振興公社との連携を強化しながら、より一層の経営改善が図られるよう指導してまいりたいと考えております。

以上、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告いたします。

○議長 　ただいまの報告に対し、質疑を行います。

6番、三留正義君。

○三留正義 　8ページの監査報告もあり、議会としてお話しできる範囲でお話ししたいと思うんですが、町の株主という立場でお話を進めたいと思います。

その中で、1つ、貸借対照表の中で振興公社の建物所有というのが160万円だけ計上になっているんですが、大きなもの、どういうものを所有しているのかちょっと分からなかったもので、大きなものでいいですからお示してください。

あと、前にお話を1回出したことがあったと思うんですが、振興公社の会計システムについて、現金主義というか、単式簿記でなされたものが、集計上、損益計算書、貸借対照表という形で最終的には補正、修正しながら上がってくるんじゃないのかという話をしたことがあったんですが、令和4年度の事業計画ということで、9ページに、2番の部門別計画の中に会計システムの話が記載があるようなんですが、一般の複式会計の導入に向けて手順を準備していくということなのか、それも明らかにしてください。

以上です。

○議長 　商工観光課長。

○商工観光課長 　6番、三留議員の御質問にお答えをいたします。

まず、貸借対照表の中にあります建物の内訳についてであります。振興公社で所有す

るスーパーハウスや収納庫、それがこの建物に該当いたします。

それと、会計システムの更新に向けての考え方ではありますが、現在、会計の方式をどうするかというような部分については、具体的な方向性は聞いておりません。ただ、会計システムの更新に当たりまして、その辺も新しい会計システムでどのような会計方式を取っていくかというのは、今後確認をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長　ほかに。3番、小林雅弘君。

○小林雅弘　1つお聞きしたいというふうに思います。ロータスインとか、あるいは道の駅ですね。これを休業したりしてきましたが、そのための補償金と申しますか、国からどのぐらいの金額が入っているのかお尋ねしたい。

それから、これは聞けますか。もう1つあるんですが、来年度の経営改善見込みなんていうのは聞けるんですか。どうでしょう、議長。数値的な。

○議長　事業計画の範囲で聞いてください。

○小林雅弘　そうですか。分かりました。じゃあ1点、お願いいたします。

○議長　商工観光課長。

○商工観光課長　3番、小林議員の御質問にお答えいたします。

報告の中で、コロナの感染防止のために施設の休業をいたしましたというふうに申し上げました。今、議員の御質問の中で道の駅とありました道の駅につきましては、令和3年度は休業してございません。ロータスインやオートキャンプ場の休業をいたしまして、その休業に対しての減収の補填分といたしまして、町からは合計で821万9千円を支出しております。これに対しましては、国の特別地方交付税の措置がございまして、ほぼ全額措置されたものというふうに理解をしております。

以上でございます。

○議長　よろしいですか。

2番、上野恵美子君。

○上野恵美子　1件お聞きします。このA3の資料の中で、売上収入、ロータスインの料飲と休憩室がかなり実績が下がっていると思います。A4の資料の令和4年度事業計画の中で料飲部門の収益構造の改善とあるんですけれども、具体的な改善はどのようにされていくのかをお示してください。

○議長　商工観光課長。

○商工観光課長　お答えをいたします。2番、上野議員の御質問にお答えをいたします。

料飲部門の収益構造の改善ということでございますが、料飲の部分につきましては、どうしても売上げより販売経費のほうが多くかかっているというような現状がございます。したがって、その営業形態を見直して、令和4年度につきましては、振興公社からのお話ではイベント的な営業を中心に行っていきたいと。具体的には令和3年度でも行いましたそばまつりや、あとは予約制の営業であるとか、あるいは貸し切りプランや長期のお休みのときでの営業と、そういったことで収入と支出がバランス取れるような営業形態にしていきたいというふうに聞いてございます。

以上でございます。

○議長　2番、上野恵美子君。

○上野恵美子　　そうすると、レストランにおいても休憩所においても、営業は継続していくということで捉えてよろしいでしょうか。

○議長　　商工観光課長。

○商工観光課長　　お答えをいたします。

　　公社から伺っている内容は今御説明申し上げたとおりでございまして、具体的な営業のやり方につきましては、公社の営業に係る考え方でございますので、私からは御説明する立場にございませんので、説明は差し控えさせていただきます。

　　以上でございます。

○議長　　ほかに、12番、武藤道廣君。

○武藤道廣　　私も1点お聞きします。

　　令和3年度の事業報告の中で、事業の内容の中で、地場製品の紹介や販売等という欄で、ふるさと納税返礼品及びインターネットによる地場製品の販売ということでやってこられたわけなんです、令和4年度の現額にはそれが載っていないということであります。その理由と、そして人的なちよつと理由ということも聞いたことはあるんですが、人数的には2人減だけなんですよね。地場製品の事業というものに対する考え方というものはお聞きしてもよろしいでしょうか。

○議長　　それも公社内の考え方になると思いますので。

○武藤道廣　　いや、でも町から委託してるわけでしょう。町としての考え方を聞けばいいわけですよ。それがなくなったということは、どういう理由で町が、じゃあ町としてはどういう理由で公社に対する委託をやめたのかと。

○議長　　答えられますか。商工観光課長。

○商工観光課長　　お答えをいたします。12番、武藤議員の御質問にお答えをいたします。

　　初めにふるさと納税についての取扱いの対応であります、令和4年度につきましては、振興公社ではふるさと納税の製品の取扱いについては体制がその対応が難しいということで、振興公社のほうからふるさと納税の発送業務を行わないということで聞いてございます。

　　また、その地場製品についての考え方でありまして、先ほど事業計画の中で申し上げましたとおり、できるだけ地元野菜、通年の販売に向けて取り組んでいきたいという考え方と同時に、地元の材料を使ったオリジナル商品、こういったものを活用して作って販売をしていきたいと。こういった方針が公社の方から示されてございます。

　　以上でございます。

○議長　　よろしいですか。12番、武藤道廣君。

○武藤道廣　　体制が整わないということで、公社のほうから断ってきたというか、出てきたということなんです、町側としてはやっぱり指導する立場からとしては少しはそういったことに関する検討とか、改善の検討とか、何かなされたんでしょうか。

○議長　　町長、薄友喜君。

○町長　　ふるさと納税の返礼品の取扱いですけれども、今、課長のほうから答弁申し上げたとおりでありまして、非常に複雑で、非常に公社としてかなりそこに臨時職員といいますか、当てながらもやってきたわけですけれども、今、こういう状況でなかなかその人の確保

ができないというようなことで、いわゆるふるさと納税の返礼品については、非常に送るまでの手続と申しますか、その作業が非常に複雑してて、なかなか公社自体でそれをやっても、それだけの人件費の部分がなかなか確保できないと申しますか。

これ、町のやるふるさと納税の返礼品だから公社で何でできねえだというようなことで、公社とも随分協議をいたしましたけれども、それをやる体制がなかなか取れないというようなことで、これは公社としてはできないけれども、ふるさと納税の返礼品については、これは我が町の大きな事業でありますから、これは公社が変わるところでしっかりした体制で参入していくとか、そんなふうにするしかないなということで、公社でも今、これから改善計画の中でまたそういう体制を整えば、また改めてそういうふうな作業とか、ふるさと納税の返礼品の参入についてはお受けするような形にしたいと思いますけど、当面、令和4年度についてはなかなかそこまでの体制が整わないということでもあります。できるだけ早く公社の経営、健全な経営ができるような体制にいち早くやっぱりしないといけないということで、町のほうからも公社のほうにはいろいろ指導しておりますし、相談もしております。もう少し時間を頂きたいなというふうに思っています。

○議長　ほかに。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これで報告第4号、株式会社西会津町振興公社に係る経営状況を説明する書類の報告を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。（11時40分）

令和4年第4回西会津町議会定例会会議録

令和4年 6月13日(月)

開 議 10時00分
延 会 15時50分

出席議員

1番	荒海正人	6番	三留正義	10番	青木照夫
2番	上野恵美子	7番	小柴敬	11番	清野佐一
3番	小林雅弘	8番	伊藤一男	12番	武藤道廣
5番	猪俣常三	9番	多賀剛		

欠席議員

4番 秦 貞 継

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	薄 友 喜	建設水道課長	石 川 藤一郎
副 町 長	大 竹 享	会計管理者兼出納室長	五十嵐 博文
総 務 課 長	伊 藤 善 文	教 育 長	江 添 信 城
企画情報課長	玉 木 周 司	学校教育課長	佐 藤 実
町民税務課長	渡 部 峰 明	生涯学習課長	齋 藤 正 利
福祉介護課長	渡 部 栄 二		
健康増進課長	矢 部 喜代栄		
商工観光課長	岩 渕 東 吾		
農林振興課長	小 瀧 武 彦		

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	長谷川 浩 一	議会事務局主査	品 川 貴 斗
--------	---------	---------	---------

令和4年第4回議会定例会議事日程（第4号）

令和4年6月13日 午前10時開議

開 議

日程第1 一般質問

散 会

（総務・経済常任委員会）

（一般質問順序）

- | | | |
|----------|----------|----------|
| 1. 上野美代子 | 2. 小林 昌弘 | 3. 荒海 正人 |
| 4. 猪俣 常三 | 5. 小柴 敬 | 6. 三留 正義 |
| 7. 多賀 剛 | 8. 青木 照夫 | |

○議長 おはようございます。

令和4年第4回西会津町議会定例会を再開します。(10時00分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1、一般質問を行います。

通告により、順番に発言を許します。質問者は順次質問席に着き、発言を求めてください。

2番、上野恵美子君。

○上野恵美子 皆さん、おはようございます。2番、上野恵美子でございます。

私は、今期定例会に2件の一般質問を通告しております。

1件目は集落対策についてであります。集落は居住の場であることはもとより、生産活動や交流の場として生活全般を支え、さらに地域の伝統文化を維持しつつ、農地の管理や森林の保全を通して自然環境を守るなど、大きな広域的な役割を果たしています。

しかしながら、人口減少や高齢化の進行に伴い、生活扶助機能の低下、空き家の増加、森林の荒廃、耕作放棄地の増加など、様々な問題が生じています。

今後、さらなる高齢化の進行により、これらの問題が一層深刻化するおそれがあります。

そこで、集落の課題を解決し、暮らしの維持や活性化に取り組み、将来にわたって暮らし続けることができる地域づくりが求められています。

そこでお伺いいたします。

1、集落機能を維持するための現在の取組は。

2、将来にわたって住み続けられる集落づくりのための今後の取組は。

3、集落の暮らしと健康を守るために、コミュニティナース、地域の中で日常的に人々とつながり暮らしと健康に寄り添う看護師のようですが、この導入への考えをお聞きいたします。

2件目は、医療介護連携推進基本構想についてであります。

現行の第8期介護保険事業計画において、老朽化が進む町内介護施設の設備に関する方向性を検討することが示されました。それに伴い、施設整備のみならず、町全体の医療や在宅介護、介護予防、住まい、生活支援などの確保を本格的に実施に移すための全体像をイメージする基本構想の策定に着手するとされています。

そこでお伺いいたします。

1、医療介護連携推進基本構想はどのような手法で進められていくのか。

2、現在の町内介護施設の課題をどのように捉えているのか。

3、その課題を踏まえ、医療介護連携推進基本構想に対する町のビジョンをお聞きいたします。

以上でございます。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 2番、上野議員の集落対策についての御質問のうち、コミュニティナースについてお答えをいたします。

コミュニティナースは、地域住民との関わりの中で、看護師としての知識と技術を生か

し、健康づくりや地域のコミュニティーづくりなどに貢献していく医療人材と言われてい
ます。

しかしながら、収入を得る仕事としては不安定な部分もあり、一般的な認知度は低く、
まだ業務としては確立していないという認識であります。

一方、本町における地域での健康づくりや介護予防では、「百歳への挑戦」を合い言葉に
町民の健康を守ることを町の重点施策に掲げ、様々な施策を展開してまいりました。その
中で、保健師や管理栄養士が重要な役割を担っており、保健師は周辺町村と比較しても非
常に多い9名を配置し、また管理栄養士を町職員として採用するなど、住民の健康づくり
の支援に重点的に取り組んでおります。

令和元年度からは、長野県、諏訪中央病院名誉院長の鎌田實先生の御指導の下進めてい
る健康づくり推進事業の中で、「みんなでワイワイ語ろう会」と称し、保健師や管理栄養士
などの専門職が地域に入り、住民の皆さんと一緒に地域の課題やこれからやりたいことな
どを話し合うことによって住民の気づきを促し、主体的な健康づくりをサポートするとい
った取組を進めております。

そのほか、本町の特徴的な事業としては、サロンや老人クラブなどで栄養や口腔に関し
保健師などが講話を行う元気応援教室、運動習慣の機会を提供する週いち貯筋体操や高齢
者水泳教室、働き盛りの皆さんの健康づくりを支援する事業所連絡会の開催など、保健師
や管理栄養士が地域の身近な場所に出向き、健康づくり支援に取り組んでおります。

現時点においてコミュニティナースということでの人材の配置は予定しておりませんが、
今後も保健師等の専門職が地域に積極的に関わり、地域やそこに暮らす住民の皆さんに寄
り添った、きめ細かな健康づくりを進めていきますので、御理解願います。

その他の御質問につきましては、担当課長より答弁いたさせます。

○議長 企画情報課長、玉木周司君。

○企画情報課長 2番、上野恵美子議員の集落対策の御質問のうち、集落機能維持と将来
にわたる集落づくりにつきまして、お答えいたします。

町では、人口減少、少子高齢化の進展により、一部の集落において、農道や水路の維持
管理、冠婚葬祭や祭礼、伝統行事の伝承など集落機能の維持が困難になってきた現状から、
平成23年度より集落支援員を配置し、集落機能維持等の支援に取り組んできたところ
であります。さらに、平成29年度からは集落支援担当の地域おこし協力隊員を配置し、集落
支援の取組を強化してまいりました。

今年度は、集落支援員1名、地域おこし協力隊2名の体制で、奥川・新郷地区を中心に
高齢化率が80%を超えている弥平四郎、弥生、荒木集落など7集落の巡回・見守り活動の
ほか、昨年度から支援を拡大した野沢、尾野本、群岡地区で支援を希望する睦合、下谷、
屋敷集落では、サロン活動に参加する形で情報収集を図り、集落活動の支援に取り組ん
でおります。

また、小屋のカタクリ鑑賞会をはじめ、極入の大聖歓喜天祭礼、出戸の岩屋まつり、杉
山の越後裏街道ウォークといった地域資源を活用した集落活性化の取組を支援している
ところであります。

さらに、年々困難になっている集落の共同作業、いわゆる人足をイベント化し、奥川中

町の集落支援拠点施設を活動拠点の場として大学生を呼び込む取組も進めております。このほか、福祉座談会や高齢者サロンにおいて、福祉介護課や町社会福祉協議会と連携して高齢者支援にも当たっているところであります。

今後の取組につきましては、引き続き集落支援員等が中心になり、これまでの各集落での取組に加え、今後、高齢化率の推移などから集落機能の低下が予想される新たな集落を訪問し、現状と課題、困り事の把握や、話し合いを進めてまいります。また、集落の皆さんが主体的に、暮らしの様々な場面で相互に関わりを持ち、助け合いながら、将来にわたって住み続けられる集落づくりができるよう、関係者と連携し、集落の機能維持と活性化の両面から支援強化を図ってまいりますので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長 福祉介護課長、渡部栄二君。

○福祉介護課長 2番、上野恵美子議員の医療介護連携推進基本構想についての御質問にお答えいたします。

本年度から策定作業を進めております医療介護連携推進基本構想については、第8期介護保険事業計画において老朽化が進む町内介護施設の整備に関する方向性の検討や、本町における高齢者の現状と課題を踏まえた上で、それを支える医療や介護、生活支援サービスなどソフト・ハード両面から、将来にわたる包括的なサービス基盤の全体像として策定するものであります。

初めに、1点目の医療介護連携推進基本構想策定の進め方ではありますが、現在、委託業者を決定し作業を進めているところであり、基本構想のまとめまでの過程や手順、方法の検討、スケジュールの組立てを行っており、今後、検討組織を立ち上げ、現状や課題の分析、意見の集約などを行い策定してまいります。

次に、2点目の町内介護施設の課題についてどう捉えているのかとのおたただしですが、町内の介護老人保健施設及び介護福祉施設（特別養護老人ホーム）については、設置当時において先駆的な整備が図られ、それにより施設サービスが必要になった際には、地域で安心してサービス利用ができる基盤が整えられました。また、これにより平成12年度にスタートした介護保険制度への対応もスムーズな移行がなされ、町内施設サービス利用者に対して大きな役割を果たしてきております。

しかしながら設置から30年以上が経過し、高齢化の進展による利用者数の変化や多様化するニーズへの対応、また、近年整備された施設との機能格差、老朽化による維持管理経費がかさむなど様々な課題があるものと捉えております。

次に、3点目の医療介護連携推進基本構想に対する町のビジョンについてであります。少子高齢化の進展が著しい本町において、介護が必要になっても、認知症になっても、できるだけ住みなれた地域で安心して暮らし続けられるよう、医療や介護、生活支援サービスの充実、さらにそれに関わる人々が密接に連携する地域社会の実現を目指しており、基本構想により町の将来に向けた地域包括ケアの全体像をお示ししてまいりたいと考えておりますので御理解願います。

○議長 2番、上野恵美子君。

○上野恵美子 それでは、再質問させていただきます。集落対策についてからお聞きしていきます。

集落対策の現在の取組、そして今後の取組の考え、御答弁いただきました。様々な取組がなされているということで、理解しました。私もおおむね同様の認識であります。さらに詳しくお聞きしていきたいと思えます。

まず、集落対策で重要なことは、集落の状況を把握して課題を明確にすること、そして、地域住民の方々の考えや主体性をいかに引き出して施策につなげるかということ、そして、集落の維持困難になる前の段階からの予防的な対策だと考えています。

そこで自分たちが住む地域を守り維持していく主役は住民の方々だと思います。自分たちの地域で暮らし続けるためには何が課題であるのか、そして、次の世代が住み続けるためには何が必要なのかといったようなことを、住民の方々が話し合っ将来のビジョンを共有するということが非常に重要だと思いますが、お考えをお聞きいたします。確認です。

○議長 企画情報課長。

○企画情報課長 再質問にお答えいたします。

議員の今ほどのお話のとおり、集落支援に当たっての一番大切な部分ということでございますが、同じくやはり集落の状況を十分に把握し、そしてそこに住んでいらっしゃる地域の皆さんにとって、住みやすい集落づくりを支援していくというのが大切だということでございまして、私ども集落支援員、それから地域おこし協力隊も、それをまず第一に考えまして、集落の実態調査だったりアンケートによりまして、そういった意向を酌み取りながら、集落支援に当たっているところでございます。

その中で、一番ちょっと肝に考えている部分が、集落支援につきましては、バックアップに徹しているというようなことを念頭に置いて進めているところでございます。あくまでも地域に住んでいる集落の皆さんが主役で、自分たちが住みやすい集落づくりを展開していく、それを支援するというような立場で行っているところでございます。

○議長 2番、上野恵美子君。

○上野恵美子 現在、住民の方々に住む人が減って、この先集落を維持するのが難しくなるのではないかと危惧しつつも、じゃあどうしていったらいいんだろうかというような明確な答えが見つからないという状況もあると思えます。そこで、それを指南する人というか、牽引する人がすごく重要な役割を果たして、集落支援員の配置増員して取り組んでいるということでしたけども、現在、地域選出のというか地元の方の集落支援員の方1名いらっしゃると思うんですが、その方の地域は様々な取組をなされていて、対策が進んでいると認識しています。それは地域の実情に詳しくて、地域でのつながりのある地元の方が、そういう集落支援員の1人として活動されているということが大きな要因ではないかと思えます。

今はその1人ということですが、ほかの地域においても配置する必要性というのはどのように考えているのかお聞きいたします。

○議長 企画情報課長。

○企画情報課長 再質問にお答えいたします。

これもかねてから集落支援員につきましては、具体的に言いますと奥川地区だけではなくて、隣の新郷地区などにも過去に配置しているようなことがございました。集落支援に当たっているわけですが、現在は、先ほど1回目の答弁で申し上げましたように、

集落支援員としては1名、それから地域おこし協力隊として2名配置して、それぞれの集落の支援に当たっているところでございます。今後、さらに必要になってくる事態は想定できておりますので、こういった形で地域おこし協力隊2名に増員したというような経過がございますので、御理解をいただきたいと思ひます。

○議長 2番、上野恵美子君。

○上野恵美子 地元の方の集落支援員の方の必要性は、多分捉えられていると思うんですけども、現状お一人だけということですが、増やすに当たって何か課題があるのか、その辺をお聞きします。

○議長 企画情報課長。

○企画情報課長 先ほど申し上げましたように、過去には地域の人というか、地元の人で集落支援員にお願いしたという事例が2件ほどあったわけですが、なかなかその地域に、地域といっても地区は広うございますので、いろんな集落との関わり等もございまして、なかなかそのほかの地域、または地区全体を継続的に見ていくというのは、難しいんだろなというふうに私は考えているところでございます。

ただ、地域の人材プラスその新しい外からの人材をプラスしております今の体制というのは、集落支援にとっても理想的な環境ではないかなというふうに考えているところでございますので、御理解いただきたいと思ひます。

○議長 2番、上野恵美子君。

○上野恵美子 ぜひやっぱり地元の人はいろんな実情やつながりを持っているので、できるだけそういう方にも集落支援員として活躍していただけるように、現に奥川地区ではとても進んでいるということですので、お願いしたいと思ひます。

現在、集落支援の対象となる集落の基準とか条件というのはあるのか、ちょっとお聞きしたいんですが、今ほどは80%以上の集落で対策をしているということでしたけれども、その基準、条件などお聞きいたします。

○議長 企画情報課長。

○企画情報課長 お答えいたします。

先ほどの答弁でも申し上げましたが、基本的には高齢化率80%というような一応の目安はしてございます。ただ、これもお答えしましたとおり、まずはその集落でのアンケートであったり聞き取りというものも行いまして、その集落が求めていることがあれば支援に回るというようなことですので、80%イコール全部が全部というようなことではなくて、その集落の状況によって対応しているという現状でございますので、御理解をいただきたいと思ひます。

○議長 2番、上野恵美子君。

○上野恵美子 ただ、町全体を見回したときに、高齢化率の差はありますけれども、どの地域においても人口減少、また高齢化、それに伴う様々な問題が深刻化している、そういう状況だと思います。それで、総務省通知では、集落の維持困難となる前の段階から、課題の把握や解決を図っていくべきであることから、高齢者比率が一定以上である等の集落に限ることなく、幅広い集落において各自治体が積極的に取り組むことが望ましいというふうに示されております。

ここに示されているように、本町においても高齢化率に関わらずに町全体での取組が必要な、予防的に、段階ではないかと思いますが、考えをお聞きします。

○議長 企画情報課長。

○企画情報課長 お答えいたします。

議員おただしのおりでございますが、確かに本町におきましては、去年の数字になりますが、もういわゆる国で言いますところの50%を超えている限界集落というような集落が90自治区、半数以上になっているような状況でございます。そういうこともございまして、先ほど来申し上げているとおり、福祉介護課等と連携いたしまして、まずはそのサロン活動といいますところから切り口に集落に入って、状況を確認しているというふうなことも取り組んでおります。

これは別に高齢化率高いところじゃなくても、そういったサロン活動をやっているようなところには、集落支援員もお邪魔してやっているとところもございまして、福祉座談会というような社会福祉協議会で行っている福祉座談会という機会もありますと、そちらも一緒になって同行させていただいて、集落の状況の把握に努めているということで、町内全域で実態把握には努めておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長 2番、上野恵美子君。

○上野恵美子 では、予防的にも町全体を視野に入れて取り組んでいるということで、理解いたしました。

集落対策には指南する人材が必要だということ、そして予防的な対策も含めて町全体の対応が、対策が必要だということで、確認させていただきました。

次に、集落対策における集落の捉え方ですけれども、これも総務省通知によると地域の実情に応じ施策を実施・検討する場合に、最もふさわしい基本的な地域単位を柔軟に設定してよいとされていますが、それでここで示されているように最も基本的な地域単位というのはどのように考えているのかお聞きします。

○議長 企画情報課長。

○企画情報課長 お答えいたします。

町のほうで集落支援活動を行っておりますのは、基本的には自治区単位になりますが、一部の集落、地区におきましては、近隣の3つ程度の集落で、いつも例えばサロン活動とか老人クラブ活動ですとか、そういったことをやっている集落もございまして、そういった場合にはその3つの集落が集まる集会所に行つての聞き取り等も行っております。臨機応変にやっておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長 2番、上野恵美子君。

○上野恵美子 なぜ基本的な地域単位を設定するかというと、この集落対策というのは、地域の人たちが知恵を出し合つて、主体性の中で進めていくということが必要だと思います。そのためには合意形成を図りやすいエリアだったり、コミュニティとしてのまとまりのあるエリアだったりの単位で取り組むことによって、より住民の方々の考えや主体性が表出しやすくなるのではないかと思います。そして、その単位では共通の産業が発展していたりとか生活基盤や歴史文化を共有していたり、幅広い世帯の連帯感というのがあるために効果的に進めることができると思います。

それには、やっぱり現状をしっかり把握して設定する必要があると思うんですけども、その辺の認識で設定したのか、ちょっと確認です。

○議長 企画情報課長。

○企画情報課長 今ほど議員申されたとおりでございまして、そういった形で推進しているところでございます。

○議長 2番、上野恵美子君。

○上野恵美子 先ほど答弁にもありました、集落機能を維持するだけではなくて、将来的に持続する地域づくりのためには、地域の活性化が必要であるということで、例えば地域資源を生かした収益事業などによる雇用の創出であったり、所得向上による地域経済の活性化、これが将来にわたって住み続けられる集落対策の目指す一つの方向性というか、一つの目標だと思っておりますが、その辺はどのようにお考えかお聞きします。

○議長 企画情報課長。

○企画情報課長 再質問にお答えいたします。

そういった部分も大切な観点かなというふうに感じているところでございますが、ただ一つ、先ほど冒頭のほうで申し上げましたとおり、支援といいますかバックアップのほうに回るといふ部分、側面もございまして。つまり集落だったり地域の人たちがそういうことを望むのであれば、やっぱり支援していくというふうには考えておりますが、基本的にはその意向によって進めてまいりたいというふうには考えているところでございます。

○議長 2番、上野恵美子君。

○上野恵美子 その町の支援というところからちょっとお聞きしたいんですけども、国も力を入れている集落対策ですが、国の支援、財政措置についてお聞きします。

市町村が実施する集落対策に要する経費、特別交付税で措置が講じられていると思いますが、現在はどうのような経費に対してその特別交付税で措置されているのか、お聞きいたします。

○議長 企画情報課長。

○企画情報課長 交付税の算定に当たりましては、集落対策に係る経費、人件費だったりそういったもろもろの経費を全て算定数字に入れまして、交付税の申請に当たっているということでございます。

○議長 2番、上野恵美子君。

○上野恵美子 集落支援員の配置に要する経費だったり、集落支援員の役割として実施する集落の点検に要する経費だったり、集落における話合いの実施に要する経費だったりというところも、特別交付税で措置されているということですので、これから集落対策拡充していくと思っておりますが、十分に有効に活用していただきたいと思っております。

次に、集落の暮らしと健康を守るコミュニティナースについてお聞きしていきたいと思っております。

現在、高齢者世帯また高齢者独り暮らしの人たちも増えておりますけれども、生活サービスの維持や健康で生活することへの支援も、集落維持のために重要だと考えています。今、答弁にありました町で、様々な取組がされているということで理解しましたが、例えば国の支援制度だったり、あと必要な様々なサービスがまだまだ十分に住民の方々に周知され

ていなかったり、必要なサービスに結びついていないという現状があると思います。町が示している包摂で、誰一人取り残さないということを具体的に進めていくに当たっても、やはりさらなる細やかな現状の把握、対応が必要だと思いたしますが、いかがでしょうか。

○議長 健康増進課長、矢部喜代栄君。

○健康増進課長 お答えいたします。

地域で高齢者が生活するに当たって、必要な生活支援サービス、それから介護予防、そういう必要なサービスにつきましては、福祉関係ですと包括支援センターであったり、社会福祉協議会であったり、また、町の保健師が常に集落に入りまして、住民の皆さんから、必要なそういった町の支援については聞き取りしているということで、できる限りそういう把握に努めているということでございますので、御理解いただきたいと思いたします。

○議長 2番、上野恵美子君。

○上野恵美子 保健師さんが戸別に訪問しているということでしたけれども、ただ、まだ十分ではなくて、私もいろいろ町の方にお話を聞くと、そういうサービスだったり制度を知らないという方が実際かなりいらっしゃったりします。やはり、戸別訪問というのは、保健師さんの業務の一つではありますが、保健師さんはそれにも増して様々な業務があつて、そしてこの高齢化のスピードに、なかなか今の保健師さんの人員では対応できないという、そういう現状もあるのではないかと思いたします。

民生委員の方も一生懸命やっけていただいていますけれども、その負担がすごく重いということも理解しています。そこでこのコミュニティナースの導入を提案するものであります。

これは、先ほど答弁の中で説明していただきましたとおりですが、島根県から始まって少しずつ始まっている、広がっている中で、自治体によっては地域おこし協力隊の中にコミュニティナースという人を配置している自治体もあります。これを調査して、導入に向けて積極的に進めていっていただきたいということをお願いしたいんですが、現状の課題も踏まえてもう一度お願いします。

○議長 健康増進課長。

○健康増進課長 お答えいたします。

議員御質問のコミュニティナースでございますが、地域に入って、病院のそういった看護師とは区別されて、地域で病気になる前の高齢者の方、それから地域全体、高齢者だけでなく地域全体を見守る、そういった役割の医療人材ということで認識しております。

京都府ですとか奈良県のある自治体で、地域おこし協力隊としてコミュニティナースを導入しているという例は確認しておりますが、その活動内容を見ますと、まさに私どもの町で保健師が活動している、地域に入つての健康講座であったり、それから個別の健康相談であったり、そういった活動をされているということでもあります。町長の答弁にもありましたが、本町においては保健師の数について、周辺市町村よりも非常に多い数の保健師を配置しております。

そういったことで、この他の市町村の実情は知り得ませんが、私どもの町としては、そういうきめ細かなサービスを保健師が相当部分担っているということで、現在のところコミュニティナースということでは配置する予定もございませんので、御理解いただきたい

いと思います。

○議長 2番、上野恵美子君。

○上野恵美子 そうおっしゃいますけれども、現実的に、やっぱり個人個人、個々を訪問してみますと、本当に高齢の方独りで暮らしていらっしゃる方もたくさんいらっしゃる中で、いろんなサービス、まだ周知されていない、そして必要なサービスにつながっていないというのが、本当に現状、私は直面しているところです。そういう現状も十分に今後把握していただいて、検討していただきたいと思います。

次の質問に移ります。

医療介護連携推進基本構想について、この進め方については理解できました。これから進めていくことなので、ここでは基本的な考え方っていうのを確認していきたいと思います。この基本構想においては、地域包括ケアシステム、住みなれた地域でその人らしく生きることを支えるということに基づいたビジョンを明確にして進めていく必要があると思います。そこで、介護施設の整備に当たって、現在の介護施設の課題を御答弁いただきました。

私は、地域包括ケアシステムの理念に照らし合わせて考えてみると、現在の介護施設の課題が明らかになってきます。

1つは定員の多い大規模な施設では、個々への対応が十分にはできない。これは地域包括ケアシステムの理念の中の、その人らしくというところが十分に果たせない。2つ目は、郊外であることから、生活してきた地域や、人とのつながりが希薄になってしまうということでは、今の介護施設は住みなれた場所と親しんだ人たちから離れて、管理された生活を送っていると感じている人も少なくないと思っています。それが1つ課題に挙げられると思いますが、いかがでしょうか。

○議長 福祉介護課長。

○福祉介護課長 それでは、医療介護連携推進基本構想についての御質問にお答えしたいと思います。

まず、施設の課題として捉えた部分については、答弁で申し上げましたとおりでございます。さらに議員がおっしゃる個々への対応、施設サービスを提供する際に、どうしても集団での対応が必要になって、きめ細かな個々へのその人らしい対応がなかなか難しくなっているという部分については、やはり施設の限られた職員の中で日々介護サービスを提供しなくてはいけないといったところで、集団におけるサービス提供がどうしても多くなってしまうというところはあろうかと感じております。

ただ施設の中でも、最近になってから個別ケアといった考え方も非常に対応を求められる時代になってきておりますので、そういった部分も併せまして、今回の基本構想の策定の中で町内介護事業所の職員の皆さんと一緒に考えながら、構想をつくり上げてまいりたいというふうに考えてございます。

また、2点目の施設が、町内の施設については、連携をより密にするために、老人保健施設や医療機関、また特別養護老人ホームといった施設が、町の中心部から離れて設置されているところでございます。そういったところから、今まで住みなれた地域から若干町内の施設でございますので、若干距離をおいて生活することになっておりますけれども、

その点については、どうしても施設を造る土地の問題ですとか、そういったことがございまして、今の現状になっているわけなんですけれども、ただ、介護サービス、生活支援を一体的にサービス提供できる環境としては、今、非常に連携が取りやすいサービス提供体制になってございますので、今後、基本構想の策定に際しまして、老朽化した施設整備をどのようにしていくのかといったところで、議員がおっしゃる、やはり生活の場面で地域の中のそばにいるというような感覚もやっぱり必要な部分かと思われまますので、そういったところも検討しながら、今後、取りまとめをしていきたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思ひます。

○議長 2番、上野恵美子君。

○上野恵美子 課長言われるとおりに、本来の地域包括ケアシステムの理念に沿って、構想を進めていく必要があると思ひています。そのためには、一つには郊外の大規模施設を住みなれた地域に分散させて、小さな規模の施設にして、できるだけ個人個人に対応できるように、ソフト面においてもハード面においても整備することが必要なのかなと思ひます。

介護施設においては、特別養護老人ホームが一番利用料が安くて介護度の高い方にも対応できるという、利用者ニーズが最も高い施設であることから、特養本体、これは定員30名以上の特養ですけれども、を野沢の町なかに据えて、そしてサテライト型特養、これは定員29名以下の小さな規模の特養で、本体から交通手段を使って20分以内の場所であれば人員配置の基準や設備基準が緩和されているというものですけれども、このように分散させて、例えばこのサテライト特養が旧小学校区単位、尾野本、群岡、新郷に設置して、奥川地区は高陽の里がありますので、それをもっと幅広く利用していただけるように見直していくということも一つ提案として申し上げますが、いかがでしょうか。

○議長 福祉介護課長。

○福祉介護課長 それでは、御質問にお答えいたします。

議員おっしゃる特別養護老人ホームのサテライト型の設置に関する考え方でございますが、議員がおただしのように、定員が29人以下の特別養護老人ホームにつきましてはサテライト型や、地域密着型の特定の特別養護老人ホームとして設置することが可能となっております。

この基本構想の中では、老朽化した施設整備に向けまして、どうしても今現在利用されている利用者の方がいらっしゃる中で、建て替えですとか新築ですとか、あとさらにサテライトでどこの場所がよりこれからの高齢者を支える意味で適当なのかといった、全てにわたって検討してまいりたいと。いろんな選択肢を幅広く考えながら、よりよい町の高齢者を支える全体像を考えてまいりたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思ひます。

○議長 2番、上野恵美子君。

○上野恵美子 もう一つなんですけれども、本来の介護保険の趣旨は介護の社会化で、家族だけで介護を担うのではなくて、社会で、地域で見てくださいと、そういうもので、先ほどの集落支援にもつながりますけれども、私が先ほど提案したサテライト型のようなものと、それぞれの地域の人たちが自分たちの地域にある施設はこのようにしたいと

というようなことを、住民の方々と一緒に話し合いながらつくり上げていく、それが本来の介護保険の下での介護サービスの在り方だと思いますが、考えをお聞きいたします。

○議長 福祉介護課長。

○福祉介護課長 それでは、御質問にお答えいたします。

介護保険制度が始まりましてから、20年を超えているわけなんですけれども、その際には議員がおっしゃるように介護の社会における役割を非常に重く置いた制度として今現在運用されているところでございます。

そういった中で、施設に関する、整備に関する考え方でございますけれども、議員がおっしゃるように、実際、今現在は若い方ですとか中高年の方については、介護を実際身近に感じていらっしゃるかとは思いますが、行く行くは何らかの介護が必要な時間が到来してまいります。そういった意味からいたしましても、今現在の利用者の方の考え方があったり、また、将来にわたってそれを必要とする方の考え方があったり、そういった考えも今後の基本構想の策定、また施設の運営などには必要な考え方かと思われましますので、こういった部分も十分に検討資料の中に含んで進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長 2番、上野恵美子君。

○上野恵美子 今に共通しますけれども、現在どの介護施設においても共通していることですが、介護職員の確保がなかなか難しいという状況があります。そのような中で、地域の方々の協力というのはとてもすごい大きな力になっています。そこで、地域の中で施設生活であったり、在宅生活を支える、生きることを支え合うというようなそういう体制を地域の方々とともに話し合いながらつくっていくということも必要だと考えますが、いかがでしょうか。

○議長 福祉介護課長。

○福祉介護課長 それでは、御質問にお答えいたします。

やはり、これから本町におきましては高齢化の進展、これは人口減少に伴いまして高齢化が進展するということは間違いないこととございます。人口が減少することで、高齢者を支える担い手もさらに少なくなってまいります。在宅介護、施設介護を含めまして、そういった支える人的なサポートしていただくような人材につきましては、今現在業界でも介護人材が不足していて、海外の人材などを投入するといった考え方もございますけれども、できる限り地域の中で支える人材を確保しながら、様々な角度でそういった在宅施設を含めたそれを支える人材、またさらにこれから高齢化が進むに当たりまして、元気な高齢者の方も多くいらっしゃいます。そういった元気な高齢者の方も何かサポートしていただけるような、そういった場面なんかも非常にこれから多く出てくるのかなというふうに感じておりますので、そういった人材なども活用しながら、社会全体で支えていく仕組みづくりに向けて検討してまいりたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思えます。

○議長 2番、上野恵美子君。

○上野恵美子 そして、介護施設を分散させて、小さな規模の施設にすることによって、その整備においては遊休施設であったり空き家の利活用を図ることによって、経費の削減

にもつながると思います。そして、整備した介護施設はいずれ高齢者の減少によってその役割を終えるときが来る可能性も考慮して、また次の時代に合った利活用、役割が果たせるような、そのようなことも視野に入れた整備計画を構想の中には、そういう視点も必要だと思いますが、いかがでしょうか。

○議長 福祉介護課長。

○福祉介護課長 それでは、お答えいたします。

高齢者を支える場面というのは、様々なステージがあるのかなと思います。お一人で暮らしていらっしゃるけれども、やはり不安を抱えていらっしゃる、体は元気であっても不安を抱えていらっしゃる方ですとか、ただちょっとした支援があることで、生活を維持できたりだとか、高齢者の様態に応じて様々な場面が想定されるわけですが、町内の中でそういった施設サービス、在宅サービス、またそのほか生活支援の部分で支えられるようなサービスづくりに向けて、そういった循環型の介護ですとかそういった生活支援のサービスが循環して回っていきけるようなサービス、体制づくり、これが地域包括ケアシステムの目的のかなというふうに考えておりますので、そういった今現在のサービスの体系の見直しですとか、あとはさらにこれから将来に向けて目指すべき町のその介護の、地域包括ケアの目指すべき全体像などをこれから念頭に置いて、作業を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思えます。

○議長 2番、上野恵美子君。

○上野恵美子 地域包括ケアシステムが推進されている中で、まちづくりに医療や福祉を癒合させていくという視点も重要だと考えています。今、中心エリア構想、具現化が進められていく中で、この町は高齢化率が非常に高い町であるということを十分に考慮して、まちづくりに医療、福祉を融合させていくという構想も盛り込んでいただきたい。中心エリア構想と医療介護連携推進基本構想、その連携の下で進めていただきたいと思えますが、いかがでしょうか。

○議長 福祉介護課長。

○福祉介護課長 それでは、お答えいたします。

議員おっしゃるように、医療と介護の連携は非常に高齢者を支える意味で大切な連携でございます。そういった意味合いからも、町で取り組んでおります様々な事業計画でございますけれども、そういった事業計画との整合性を図りながら、今後、検討してまいりたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思えます。

○議長 2番、上野恵美子君。

○上野恵美子 最後にお聞きしますが、この構想の委託業者が決定されているということでしたけれども、どういう方になっているのかお聞きします。

○議長 福祉介護課長。

○福祉介護課長 それでは、お答えいたします。

委託先がどこなのかという御質問でございますけれども、町で現在新しい健康づくり事業を、これまで町と一緒に取り組んでいただいております事業所を、現在委託先として選定いたしまして、作業を進めているところでございます。

○議長 2番、上野恵美子君。

○上野恵美子 分かりました。この基本構想、これから町民の方々と共につくり上げていただくとを望み、私の一般質問を終わります。

○議長 3番、小林雅弘君。

○小林雅弘 おはようございます。3番、小林雅弘でございます。通告に従って一般質問をいたします。

まず初めに、新型コロナウイルス感染症対策についてお尋ねいたします。

1つ、6月1日時点で西会津の保健施設で職員3人、園児5人のクラスターが発生したとの報道がありました。その後、さらに広がっています。先日の全員協議会でも説明をいただきましたが、再度本会議においてクラスターが発生した経過と町の対策について、説明を求めます。

2つ、新型コロナウイルスワクチン4回目の接種の町の計画について説明を求めます。

3つ、4回目のワクチン接種に際し、医療関係者、介護関係者及びこども園を含む教育関係者の接種をすべきと考えますが、町はどのように考えておりますか。

4つ、新型コロナウイルス感染症は、町の経済活動と町民の生活に大きな影響を及ぼし、いまだにコロナ前には戻っていないことから、町民当たり5千円の商品券の配布をしてはどうか。これは、議会からの要望にも取り上げる予定の事柄でございます。

2つ、次に、住民税非課税高齢者世帯の猛暑対策についてお伺いいたします。

町は2021年9月議会で議会からの住民税非課税高齢者世帯へのエアコン購入への助成を求める要望に対して、福祉政策として助成制度の創設などを今後検討する、そう答弁しています。今年はラニーニャ現象で夏にかけて気温が高くなるとの予想もあるため、急ぎ住民税非課税高齢者世帯へのエアコン購入への助成制度をつくる必要があると思っておりますが、いかがでしょうか。

次に、町の活性化についてお伺いいたします。

町内の宿泊施設が減少している中、町の活性化において交流人口の拡大と町民福祉のため宿泊施設の維持確保は、この町にとって極めて重要な課題となっております。さらに、この町の魅力を発信する上でも、よりっせ、運動公園施設などはさらに充実すべきと考えます。この立場から、今回は宿泊施設と運動公園施設についてお伺いいたします。

宿泊施設の経営改善について。

1つ、令和4年の宿泊部分は赤字を想定していますが、その主な理由は何ですか。

2つ、宿泊部分の経営改善において、どのような方針で振興公社を指導・援助していくのでしょうか。また、今後の見通しをお示してください。

3つ、例えば20畳の和室は寝室とリビングに分け特別室にする。洋室トリプルは稼働率を上げるためにツインにする。必要なときは簡易ベッドを用意すればすぐにトリプルにできます。また、ツリーハウスのところをグランピング仕様に変える。さらにオートキャンプ場を区画の拡張や電源設備の導入で今風にアレンジするとともに、キャンピングカー仕様に一部変更するなど、すぐにでも改善できることがあると思っておりますが、町の見解は。

次に、運動公園施設さゆり公園についてでございます。

1つ、全体的に老朽化していますが、リニューアルなどの計画はございますか。

2つ、テニスコートについては、スケートボードパーク、人工芝のフットサルコートな

どで新たな客層の開拓を図り、体育館にはスポーツライミング施設の設置なども交流人口増に効果的と考えますが、その考えはありませんか。

最後に、よりっせや運動公園施設を含む全ての洋式トイレに本庁舎のトイレには設置されている便座消毒設備を設けてはどうでしょうか。本町の衛生意識の高さをアピールできるとともに、さらにコロナ対策としても効果的と考えます。

以上、質問とさせていただきます。

読み間違えがありましたので、訂正をさせていただきます。

まず、新型コロナウイルス感染症対策について、1番目の西会津の保育施設、これを保健施設と読み間違えたということでございます。訂正をさせていただきます。

さらに4番、新型コロナウイルス感染症は、町の経済活動と町民の生活に大きな影響を及ぼし、いまだコロナ前には戻っていないことから、5千円の商品券と読んだということでございますが、町民1人当たり5千円の商品券でございます。訂正させていただきます。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 3番、小林議員の新型コロナウイルス感染症対策についての御質問にお答えをいたします。

初めに、こゆりこども園におけるクラスターの発生経過と町の対応についてであります。5月25日に園児1名の感染を確認したことから、直ちに、複数クラスで行った合同保育などの直近の保育内容と登園している全園児の体調を確認いたしました。その結果、当該園児が在籍するクラス園児19名と保育士2名を濃厚接触者に特定し、安全な保育環境の早期回復を図るために、当該クラスを国が示す濃厚接触者の自宅待機期間の7日間である、5月30日まで閉鎖する対策を講じました。

また、翌26日にも、前日に濃厚接触者となりました自宅待機となった園児1名の感染を新たに確認したことから、当該園児の登園記録等を調査し、クラスの閉鎖期間を6月1日まで延長いたしました。

さらに、27日から28日にかけて、閉鎖中のクラスに在籍する園児3名と保育士3名の新たな感染を確認したことから、保育士の直近の勤務状況を確認し、長時間、保育に携わっていた3クラスの園児88名と保育士5名を濃厚接触者に特定するとともに、新たに3クラスを6月5日までの期間、閉鎖する対策を講じました。

これにより、感染が確認された園児が同じクラスであり、同一経路での複数感染が疑われたことから、福島県の確認を受けクラスターと認定されるところであります。

なお、在籍する園児や保育士の体調、直近の保育内容等から安全が確認できる2クラスについては、通常の運営を継続し、保育を必要とする家庭や社会への影響軽減にも努めてまいりました。

次に、町の対策についてであります。町内において初めてのクラスターとして認定されたことを受け、町新型コロナウイルス感染症対策本部会議をこの間2回開催し、その対策を協議するとともに、町内において感染を拡大させないため、ケーブルテレビでの町長メッセージや専門職による予防対策の放映により、これまでも取り組んでいただいている基本的な感染防止対策の徹底と継続を町民の皆さんにお願いし、注意喚起を行ったところであります。また、こども園内での新たな感染の発生防止と、感染者または濃厚接触者に

特定されたお子さんがいる家庭内での感染の拡大防止に重点を置き、取り組んでいるところでもあります。

具体的には、自らが感染防止対策を十分に行うことができない園児を守ることを第一に考え、園内へのウイルスの侵入による新たな感染発生やその拡散を防ぐため、当面の間、登園時の園児の引き受けの際、検温と併せて口頭により同居家族を含めた体調確認を行い、37.5度以上の熱やせき、のどの痛みなど、体調不良がある場合には利用をお断りすることといたしました。また、園児や保育士のクラス間の行き来を最小限にし、集団と経路をより限定することにより、感染のリスクを低減させるとともに、現在の感染状況を鑑みて、2歳以上の園児に対するマスク着用についても、感染防止の効果が期待できることから、園児一人一人の成長に合わせた無理のない範囲での着用について、保護者に協力を求めたところでもあります。

次に、感染者または濃厚接触者に特定されたお子さんがいる家庭内での感染拡大を防止するため、これまでは、感染者やその同居家族については、福島県が一括して対応してまいりましたが、園児に関連する家庭内での感染拡大が多く確認されたことから、園児の家庭からの要請に基づき、生活の実態に即した感染防止対策について、地域等の実情に精通した町保健師も対応に当たっているところでもあります。

なお、6月4日以降、園児及び保育士の感染は確認されておらず、5月末から本日6月13日現在までのこども園における感染確認者数は、園児が9名、保育士が4名、計13名となっており、閉鎖していたクラス以外からの感染は確認されておられません。

町といたしましては、今後も安全な環境の下、保育を必要とする家庭に保育の提供が継続できるように、保護者の皆さんと連携を図りながら取り組んでまいりますので、御理解願います。

次に、新型コロナウイルスワクチンの4回目接種についてお答えいたします。

まず、4回目接種の町の計画であります。町では国が示した方針を踏まえ、3回目のワクチン接種を終了し、5か月を経過した方のうち60歳以上の方と18歳以上で基礎疾患を有する方、その他重症化リスクが高いと医師が判断する方を対象に、4回目の接種を計画しています。開始時期につきましては、3回目の集団接種を開始した時期から5か月後に当たる7月中旬以降に開始し、9月上旬をめどに一旦終了する計画であります。

なお、3回目接種が遅い方につきましては、9月以降に数回の集団接種と西会津診療所での個別接種で対応してまいります。

次に、4回目接種に際し医療関係者、介護関係者及びこども園を含む教育関係者にも接種をすべきとの御質問であります。現在のところ、国において今ほど申し上げました対象者に限定しておりますので、これに該当しない方につきましては、接種を受けることはできません。ただし、国では4回目接種の対象者については、様々な情報を収集しながら、引き続き検討をすとしており、範囲が拡大される可能性もあることから、町といたしましては、今後の動向を注視しながら、適切に対応してまいりますので、御理解願います。

次に、商品券の配布についてお答えをいたします。

町では新型コロナウイルスの感染拡大に落ち込んだ個人消費の喚起と町内の経済活性化を目的として、令和2年6月と11月、令和3年5月の計3回にわたり、全町民に1人5千

円の商品券を配布したところであり、商品券の総額としては約9,200万円の財源を投入したところでもあります。さらに新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、令和2年度と3年度の敬老会の開催を中止しましたことから、75歳以上の高齢者へ1人3千円の商品券の配布を2回行っており、町民や町内の事業者の皆様から高い評価をいただいたところでもあります。

御質問のさらなる商品券配布につきましては、先日、町商工会から町内経済への支援の一つとして商品券配布についての要望をいただいたところでもあります。町といたしましては、新型コロナウイルス関連の各種支援策と併せて、総合的に検討した上で判断してまいる考えであります。

その他の御質問につきましては、担当課長より答弁いたさせます。

○議長 福祉介護課長。

○福祉介護課長 3番、小林雅弘議員の高齢者世帯の猛暑対策についての御質問にお答えいたします。

おただしの猛暑対策としての住民税非課税高齢者世帯のエアコン購入への助成制度につきましては、エアコンによる屋内の温度調節も熱中症の予防のため効果的な対策の一つであることから、その助成制度について検討をいたしました。管内市町村での実施状況や町内熱中症の現状、高齢者宅の利用実態やニーズなど、制度として実施に移すにはまだ課題があることから、今年度助成制度として導入いたしませんでした。

なお、町の熱中症予防対策といたしましては、県内に熱中症警戒アラートが発表された際、防災行政無線により町民の皆さんへ警戒を呼びかけるとともに、広報紙やケーブルテレビなどにより、気温や湿度が高い日の屋内外での熱中症予防について周知を行い、注意喚起を実施しているところでございます。

町といたしましては、今後も防災行政無線や広報紙、ケーブルテレビ等で熱中症予防の呼びかけを適宜行い注意喚起に努めるとともに、引き続き公的補助の創設につきまして、町高齢者の生活環境の実態把握や管内市町村の動きを見極めながら検討してまいりますので、御理解願います。

○議長 商工観光課長、岩渕東吾君。

○商工観光課長 3番、小林雅弘議員の町の活性化についての御質問にお答えします。

初めに、1点目の温泉健康保養センターロータスインについてですが、新型コロナウイルス感染症の急速な拡大により、全国的な移動の制限や外出の自粛等が行われた影響から、ロータスインの宿泊利用者数は、令和2年度から令和3年度にかけて著しく減少いたしました。

この影響は現在も続いており、国のGOTOキャンペーンの復活などに一定の期待感を持ちつつも、大きな回復の見通しは難しいことから、令和4年度の宿泊収入の見込みをコロナ前よりもやや低めに予測したことが、宿泊部門の営業損失を想定した大きな要因となっております。

町といたしましても、宿泊部門の厳しい経営状況は認識しつつも、指定管理者である西会津町振興公社に対し、さらなる経費の節減や新たなサービスの開発を求めるとともに、収益の伸びが見込める道の駅等の営業拡大により、公社全体の経営改善に努めるよう指導

する考えであります。

その方法といたしましては、町と振興公社との毎月一度の定例会議を設け、公社の経営状況の分析や改善策等に対し助言を行ってまいります。また、経営改善をさらに推し進めるため、専門家の意見を取り入れるなどの方法につきましても、検討を進めているところでもあります。

御質問の宿泊施設やオートキャンプ場施設の改修につきましては、町といたしましても、集客力の向上につながるものと認識しておりますが、施設の改修に係る財源の確保や費用対効果、施設の運用なども含め、指定管理者とも協議しながら総合的に判断してまいりたいと考えております。

次に、2点目のさゆり公園についてですが、公園内に整備しております施設並びに設備につきましては、さゆり公園長寿命化計画に基づき、各施設等の健全度を判定し、年次計画により修繕や更新を進めているところでもあります。

御質問の施設全体のリニューアルや新たな設備の導入につきましては、現在のところ具体的な計画を策定しておりませんが、スケートボードなどの新たなスポーツ種目に対して、町民の利用ニーズがあるか、また、交流人口の増加につながるかなどを総合的に判断するとともに、専門家等の意見も参考にしながら、今後、検討していく考えであります。

次に、3点目の施設の洋式トイレへの便座消毒設備の設置についてですが、現在、ロータスインのフロント洋式トイレには、市販の便座除菌クリーナーを設置済みでありまして、今後、さゆり公園を含めた施設全体にも設置を進めてまいります。町といたしましては、温泉宿泊施設やオートキャンプ場、並びにさゆり公園施設につきましては、年次計画により施設の維持補修を進めるとともに、町民の健康増進と交流人口の拡大を図るため、最大限の活用を図ってまいりたいと考えております。

なお、議員の御質問の際、3点目の便座消毒設備について、よりっせを含めてという御質問ありましたけれども、御質問の通告では宿泊施設と運動公園施設についてとございましたので、よりっせについては把握しておりませんが、併せて改めて調査をしてまいります。

○議長 3番、小林雅弘君。

○小林雅弘 まず、新型コロナウイルス感染症対策から再質問をさせていただきます。

かなりこの町もやはりコロナの感染者、クラスターが発生したということで憂慮しておりますが、これは何と申しましょうか、なかなか100%感染対策をしても防ぐことは難しいと私も考えているところでございます。そこで、やはり対策が今までもやられていると思いますが、大切であるというふうに思います。

そこで、1つ以前から申し上げておりましたが、残念ながら採用されなかった、そういうクラスターが出たり、あるいは子供たちの関係施設、あるいは介護施設等、医療施設ですね、そこに定期的な検査を実施してはいかがでしょうかという質問なんです、いかがでしょうか。

○議長 福祉介護課長。

○福祉介護課長 それでは、議員の定期的な検査についての御質問にお答えをいたします。

今回の対応の中で、園内で感染が拡大した際に、保育士、職員全員の抗原定性検査を一

度実施いたしました。これにつきましては、施設内で感染が拡大しているという状況を鑑みまして実施したものでございます。国のほうから示されております抗原検査用キット、抗原検査の考え方のガイドラインがあるわけなんです、その中では無症状に対して使用する際には、なかなかその効果が見いだせていないというような現状がございます。今回、検査を実施いたしましたのは、あくまでも施設内での感染拡大が心配されるといった状況を鑑みまして実施したということでございますので、1回の検査にとどまっております。

その後、感染がさらに園内で広がっていた際には、様々な抗原定性検査、またPCR検査などといった検査がありますけれども、その検査、有効的な検査の方法について、施設内で検討して実施していきたいというふうな考えはございますけれども、今のところ、定期的な施設内での検査を実施するというふうな考えはございませんので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長 3番、小林雅弘君。

○小林雅弘 ここに新型コロナウイルス感染症病原体検査の指針というものがございます。厚生労働省健康局結核感染症課が出した文書でございます。そこに4というところに無症状者の検査というのがございます。読ませていただきます。

抗原定性検査を無症状者に対する確定診断のために使用することは推奨されないが、感染拡大地域において、重症化リスクの高い者が多い医療機関や高齢者施設等で拡散検出検査、これはPCR検査でございます、等による実施が困難な場合に幅広く抗原定性検査を実施することは感染拡大の防止の観点から有効であると考えられる。

こうした無症状者に対する抗原定性検査については、以下の条件の下で実施する必要があると書かれていて、3点挙げられているわけです。つまり私が言いたいのは、抗原定性検査についての認識が、最初の厚生労働省の認識とはやや、やはり感染拡大の中で変わってきているというところを申し上げたいわけでございます。

そして、令和4年3月23日の事務連絡、これは厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部、ここから事務連絡が出されておまして、タイトルは新型コロナウイルス感染症の検査体制の強化についてでございます。その(2)というところで、検査方法に関する基本的な考え方がございます。

読ませていただきます。

入院・入所者の重症化リスクが高い医療機関や高齢者施設、障害者支援施設等の従業者に対する頻回検査、これは定期的な検査でございます。例としては週に二、三回というのが挙げられておりました。検査や、これらの施設の新規入院、新規入所者等に対する検査については、基本的にPCR検査や抗原定量検査を使用することが考えられるが、PCR検査や抗原定性検査をより頻回に、例えば週二、三回以上実施することも有効であるというふうになっております。そして一方、これらの施設以外であって集団感染のリスクが高い者が多数いる保育所や小学校等における頻回検査は、基本的に抗原定性検査キットを使用することが考えられる。こういう事務連絡がございます。

ということで、もう少し検査について、しかも抗原定性検査について、やはり幅を持たせている、これが現実の指導だと思います。この町としても積極的にこれを、検査を進めていく、やはりこの間のようなクラスターが発生したということもございますので、積極

的に検査を進めていくという姿勢があってもよろしいのではないのでしょうか、いかがでしょうか。

○議長 健康増進課長。

○健康増進課長 お答えいたします。

議員御質問の抗原定性検査でございますが、PCR検査と並びまして、この感染者を把握するといえますか、確認するには有効な検査の手段ということで認識しております。

施設または医療関係者への定期的な検査の実施ということでありますが、今、県のほうで補正予算のほうに検査キットの無料配布ということで予算計上もされるようでございます。今後、そうした動きに注視しながら、今までも必要な際は行ってしておりますが、今後の検査体制については、検討してまいりたいということですので、御理解いただきたいと思っております。

○議長 3番、小林雅弘君。

○小林雅弘 ぜひ柔軟に、しかも検査体制の強化を図るということで進めていただきたいというふうに思います。

それから2点目ですが、新型コロナウイルスワクチン4回目接種で町の計画はというところで、国から対象者っていうのが、もう既に上げられております。そして、その部分です、ね、予算が下りるのは、そう認識しておりますが、それでよろしいのでしょうか。

○議長 健康増進課長。

○健康増進課長 お答えいたします。

4回目のワクチン接種につきましては、先ほど町長が答弁申し上げましたとおり、対象者が60歳以上の方、それから60歳未満で18歳以上の基礎疾患のある方等に限定されております。議員おっしゃったとおり、その接種に係る費用について、国から措置されるということになっております。

○議長 3番、小林雅弘君。

○小林雅弘 やはり、今までどおり私といたしましては、医療関係者、介護関係者及び子ども園を含む教育関係者に接種すべきであると、優先接種をすべきであるというふうには考えておりますが、国の方針ということで、今は制限があるということも承知しています。ただ、やはり今後、このコロナウイルス感染症がどのように今後収束するのか、さらにまた拡大していくのか、これが非常に不透明な状況でございます。その中で、やはり町としましてもこの非常にクラスターが発生しやすいようなそういうところに対して働いている職員に対して、やはり積極的な4回目の接種、これを念頭に置いて仕事をこれからも進めていただきたいと思うわけでございます。

例えば、県庁所在地の都市です、ね、例えば福島県だと福島市、その中で13の市が、もう4回目を全ての対象者に送る、案内です、ね、それは送っているという報道もございます。これは、ただ優先接種ということだけではなくて、今後どうなるか分からないのどにかくまず早く接種するために準備をしていく、そういうことだと思っております。

ですから、町としましてもその優先接種という言葉が適当かどうかは分かりませんが、医療関係者、介護関係者及び子ども園を含む教育関係者にも接種すべきであるというふうなことを、事あるごとに県に対して働きかけていただきたいと思います。

その考えはございますでしょうか。

○議長 健康増進課長。

○健康増進課長 お答えいたします。

医療関係者、介護関係者、それから教育関係者への接種ということでございますが、今回の60歳以上の方、それから60歳未満でも基礎疾患を有する方への接種というのは、国におきまして、外国でのそういったデータも踏まえながら、その安全性、有効性、そういったことを専門家が検証して判断したものでございます。

この予防接種に関しましては、町としては国から指示があるわけですが、指示された内容で町民の皆さんに円滑に適切に接種いただくというのが基本に全てまいますので、今、議員から要望とありましたが、町は予防接種についてはそういった方針ですので、御理解いただきたいと思っております。

○議長 3番、小林雅弘君。

○小林雅弘 町の考え方は分かりました。

ただ、例えば今年の当初予算の中で、有害鳥獣の解体施設など、国の考えあるいは県の考えに対して率先してそれを変えるために、考え方を変えるための資料を提供するというような考え方があったと思っております。私はそれに対して非常に評価をしているところでございます。

やはり、今後どんな状況になるか分からないので、軽々には申し上げられませんが、今後のことも考えながら、そういう積極的な県や国に対する働きかけ、これも考えていただきたいと思っております。その件についていかがでしょうか。

○議長 健康増進課長。

○健康増進課長 この4回目の接種につきましては、医療関係者、介護の関係者、4回目もこういった関係者の皆さん、打つべきだろうといったような意見・要望もあるようでございます。

国といたしましても、引き続きその対象者については情報を収集しながら検討していくといったこととしておるようですので、その動向を注視しながら、町としては適切に対応してまいりたいと思っております。

○議長 3番、小林雅弘君。

○小林雅弘 よく理解をいたしました。ぜひ注視していただきたいというふうに思います。

4番目の町民1人当たりの5千円の商品券の配布なんですけど、先ほど答弁もあったように、商工会や、あるいは今後議会からの要望、これで出されると聞いておりますので、そちらの経過を見たいと思っておりますので、このぐらいにしておきます。

次に、高齢者世帯の猛暑対策についてなんですけど、答弁が非常に残念だというふうに思います。ただ、1つお伺いしたいことは、管内市町村での実施状況や、町内熱中症の現状、高齢者宅の利用実態やニーズなど、制度として実施に移すにはまだ課題があるという答弁がございましたので、その辺については詳しくお示しいただきたいと思っております。

○議長 福祉介護課長。

○福祉介護課長 それでは課題についての御質問にお答えをいたしたいと思っております。

まず、管内の実施状況でございますが、会津管内と示してございまして、その中で実施し

ているのが喜多方市、さらに柳津町さんでは住宅の改修を行う際にエアコンの改修費もその補助の該当になるといったところでは、高齢者の皆さんもこの制度を利用できるのかなというふうに捉えております。それが管内の現状でございます。

また、熱中症の現状でございますが、過去3年間で熱中症で救急搬送された方の状況を、本町で喜多方地方広域市町村圏組合にお願いいたしまして、入手しております。

令和3年度においては、10件の救急搬送がございました。令和2年では7件、令和元年では5件ということで、毎年熱中症によって救急搬送をされている方がいらっしゃるという現状でございます。

そのうち、屋内・屋外で区別されております件数といたしまして、令和3年度は10件のうち5件が屋内でございます。ただ、この屋内と申しますのは、屋外で体調が優れなかった方が屋内において通報された際にも屋内の件数に含まれる可能性があるということで、捉えておいていただければというふうに考えてございます。

また、高齢者宅の利用実態やニーズにつきましては、一部高齢者宅での生活実態などを聞き取りした結果でございますが、やはり高齢者、どうしても身体機能的に気温の変化をやはり敏感に感じ取ることが、機能が低下してしまっているといったことで、暑い気温、気温が高くなっても、そのままエアコンが室内にあったとしてもエアコンをつけなかったりしたり、扇風機をつけなかったり、そういった対策が遅れてしまうというような高齢者の方の実態もございまして、またどうしてもエアコンをつけることで電気料金がかさむといったことから、節電に努めていらっしゃる御家庭なんかもあるということで、聞き及んでございます。

こういったことを踏まえまして、町では実際にその制度として御自宅のエアコン設備といったところに助成を、高齢者の低所得者とはいえ整備することが町の公平性を考えたときに、それが非常に効率的にそういう制度が役立っていくのかといったところが、まだまだ実行できていないところもございまして、答弁でも申し上げましたとおり、今後の検討を進めていくということでございまして、さらにこの制度創設に向けては様々な情報を持ちながら、検討を進めてまいりたいと考えてございまして、御理解をいただきたいと思っております。

○議長 3番、小林雅弘君。

○小林雅弘 やはり熱中症で救急搬送される方がこれだけいらっしゃるなど、今の全国の流れからいきますと、よくテレビなんかで注意喚起をしているところは屋内でも油断をしないでください、そういうように注意喚起している、そういう実態がございまして。

ちなみにこの50年間で大体気温が1.3度上がっているそうです、温暖化、そういう報道がございまして。さらに、この1.3度だけではなくて、夏日ですね、夏日の数がもう倍以上に多くなっている。ということで、やはり夏は間違いなく暑くなっている。その中で、屋内で十分な水分、あるいは冷やす行為、これも必要だということなんです、年々熱中症で搬送されて亡くなる方が増えていると。その中で、この町の考え方、今、お伺いいたしましたけれども、今回はやらないということで引き続き公的補助の創設については、町高齢者の生活環境の実態把握や管内市町村の動きを見極めながら検討してまいりますという答弁でしたので、今後、状況っていうのはいつ変わるか分かりませんので、ぜひ御検討

を続けていただきたいというふうに思います。

それではちょっと時間もなくなりましたが、3番目の町の活性化について、今回はロータスインの宿泊設備、これについてお伺いをいたしたいと思います。

ちょっと疑問なんですけど、この宿泊設備、大体調べますとシティホテルじゃなくてビジネスホテルは大体部屋の稼働率が7割程度だそうです。そして、ちょっと待ってくださいね、具体的な数字がございませう。ビジネスホテルは75.3%、これは観光庁の宿泊旅行統計調査です。稼働率ですね。リゾートホテルは58.3%が大体平均だということです。ここのロータスインの稼働率って大体どのぐらいなんだろう。

○議長 商工観光課長。

○商工観光課長 客室稼働率と……。

○議長 3番、小林雅弘君。

○小林雅弘 客室とコテージ、その他合わせたやつですね。

○議長 商工観光課長。

○商工観光課長 お答えをさせていただきます。

客室稼働率と、私、確認いたしましたのは、稼働率については客室稼働率と定員稼働率がございませうので、客室稼働率ということございませうと、まず、ロータスインにつきましては、令和3年度の年間の平均が37%ほどございませう。答弁で申し上げましたとおり、大変入り込み客数が落ち込んだということございませう。

ただ、令和元年度につきましては、ちょっと4月時点ですが、60%を超えた月もございませう。今次、その令和4年の4月の状況を見ますと46%ほどになっておりまして、前年度の平均よりはやや伸びつつあります。こんなことでロータスインにつきましては、コロナ前よりも少し、一旦落ち込みましたが、やや回復傾向にあるということございませう。

続いて、コテージについてございませうが、少々お待ちください。

コテージにつきましては、客室稼働率につきましては、令和3年度が平均で2%ほどございませう。合宿やそういった部分での入り込み客数が大幅に減少した。また、町の利用休止の指示を出したことによって、休止をしたことも大きく原因をしております。参考までに令和元年度の数字を申し上げますと、令和元年度は20%ほどの客室稼働率があったというふうに伺っております。

以上でございます。

○議長 3番、小林雅弘君。

○小林雅弘 やはりコテージ、稼働率が低いなというふうには感じております。それで、ロータスインの採算ラインって、客室稼働率から考えると何%ぐらいが採算ラインなんだろう。

○議長 商工観光課長。

○商工観光課長 お答えいたします。

客室稼働率の採算ラインという御質問でございませうけれども、一般的に客室稼働率の損益分岐点というのは60%から70%というふうに言われております。振興公社とも情報交換いたしましたが、大体年間平均で6割を超えればもうけるというところまでいきませうけれども、損をしない程度に運営はしていけるだろうというふうな見通しは伺っております。

○議長 3番、小林雅弘君。

○小林雅弘 正直言いまして、私もこの間設備、客室から全て見させていただきました。なかなか厳しいなと。稼働率を上げるためにどうしたらいいんだというところを、しばらく考えておりましたが、そして、非常に幼稚ではございますが、私の立場ですぐできることとって提案させていただいたのがこれでございます。この提案の内容でございます。

客室稼働率が60%にもかかわらずそこまでいっていない、今年の4年度の、令和4年度の見込みとしてはどうでしょう、ちょっと難しい面もございますけれども、大体こういう計画だといっているところをお示しいただければと思います。

○議長 商工観光課長。

○商工観光課長 お答えをさせていただきます。

令和4年度の客室稼働率の見込みということでございますけれども、振興公社と情報交換いたしましたところでは、令和元年度並みのところまでは持っていきたいなというところでございます。見込みといたしましては、令和3年度、前年度よりは少し稼働率は上がるだろうというふうに見込んでおまして、目標といたしましては、令和元年度のコロナ前までの稼働率ぐらいには持っていきたいなというふうに公社のほうからは考えを伺っております。

○議長 3番、小林雅弘君。

○小林雅弘 ありがとうございます。私、見ておまして、やはり採算を取るには客室数が圧倒的に足りないのではないかと。その客室数もどう稼働率が上がるような客室、これが必要なのではないかと、そういうふうに思っただけの提案をさせていただきましたが、そして、客室の稼働率を上げるためってというのは、もちろん内部の皆さんの努力、アイデアですね、どういう部屋を提供するのか、どういうサービスを提供するのか、それもやっぱり必要だというふうに思います。

一つは今でもできることといえば、やはり、この間こういうニュース、民法新聞なんですけど、6月6日の民放で、車中泊を旅と人の中継点にということで、RVパークが美郷にできるそうです。ただ、道の駅ではこれはちょっとできないんですね。道の駅はあくまで休憩施設、そういうところでロータスインの可能性はあるのではないかと。集客できる可能性があるのではないかと。最近の旅という概念が少し変わっております。コロナも関係しまして、大人数で移動するのではなく、家族や少人数での旅行、そして遠くに行って神社仏閣を見つというのも一つございますけれども、森の中で滞在する、そしてリフレッシュを図る、また、その中で仕事もしていくような、そういう旅行の形ができております。

そこで、やはりそれに対応できるようなロータスインの野外設備ですね。その辺も時代に応じて、要求に応じてやはり変化させていかないと、なかなか集客を図ることはできないというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長 商工観光課長。

○商工観光課長 お答えをいたします。

ロータスイン周辺でのRVパークの設備についての御質問かと思っておりますけれども、町でも前からRVパークのその設置については、いろいろ検討しておるところでございます。実はその調べていく中で、RVパークっていうのは、商標登録されてて、RVパーク協会

っていうところで認定を受けなくちゃならないみたいなんですね。一定の企画が、条件がございまして、何とかそのロータサイン周辺だと、その企画、条件に合うような設備も工夫すれば何とかなるんじゃないかなというところで、現在、検討しておるところでございましてけれども、いずれにしろ、一定程度設備費、お金をかけないとできない部分もございまして、今後も検討を進めながら、その財源の確保も含めて検討させていただきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長 時間です。3番、小林雅弘君。

○小林雅弘 終わってしまいますが、やはり最後に一言だけ言わせていただきます。

やはり、時代に合わせて変えていく、今の資源をどのように生かしていくか、こういう変化、これがこの町のこのロータサインをはじめとする施設には必要なんだろうというふうに思います。時間もなくなっていましたので、これからの御提案、また質問は今後にさせていただきます。

以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 暫時休議とします。(12時02分)

○議長 再開します。(13時00分)

1番、荒海正人君。

○荒海正人 皆さん、こんにちは。1番、荒海正人です。本日一般質問します内容は、人口減少社会における経済対策についてお尋ねしてまいります。

前回の一般質問でも申し上げましたが、本町における最大の課題は、人口減少です。またその影響は、地域経済を考えるに当たっても大きな打撃を与えていると感じています。

逆に考えると、地域経済を盛り立てていくことで、今後の人口減少に歯止めをかける糸口をつくれるとも感じています。町民の生活の糧を確保し、持続可能な地域経済を確立していくことが結果として持続可能な地域社会の実現につながると考えます。

本日は、これらの視点に基づきまして一般質問をさせていただきます。

まず初めに、生産年齢人口の確保についてお尋ねします。

1点目、県では人材マッチングサイトを作成するなど、複業人材のマッチングに力を入れているところであります。町でも人材不足が各所で課題となっている中で、人材のマッチングを促す取組が必要と考えますが、町の考えをお尋ねします。

2点目、昨今働き方が多様に変化している中で、それらの働き方に見合う枠組みが必要になっていると考えています。以前一般質問でも提案しました特定地域づくり事業協同組合の取組が近隣市町村でも実施されているところです。そこで改めて本町においても、同様な組織、枠組みを検討すべきものと考えますが、町の考えをお尋ねします。

3点目、地域おこし協力隊の副業、就労時間外に行う仕事のことを指しておりますが、その副業を促すことによって、地域経済の担い手確保につながると考えますが、町の考えをお尋ねいたします。

4点目、町内企業への就職を促す取組として、これまで既存企業を取材し、移住相談サイト等で発信して、情報発信をする取組を町の取組でも行われてきました。さらに情報を付け加えていくことや多方面での情報発信を図っていくことで雇用の底上げにもつながる

と考えますが、町の考えをお尋ねします。

5点目、移住定住事業における取組において、特に生産年齢人口を対象にした取組について、どのような対応がされているのかお尋ねいたします。

次に、投資を促す取組についてお尋ねします。

1点目、町内事業者が取り組む新規事業や新商品開発が活発に行われることで地域内の消費や投資が生まれると考えています。このような経済の流れをつくるために、新規事業や新商品開発等に対する町としての支援は考えられないかお尋ねいたします。

2点目、事業を発展させていくためには人材育成が必要になってきます。町でも人材育成に関する支援を行っていますが、さらなる支援強化を進めていくことについて町の考えをお尋ねします。

3点目、地域経済循環の核となる中間支援組織、この中間支援組織というのは、企業と企業の連携を促す役割であったり、専門的な知見で新規事業や新商品開発に携わる役割を有する組織のことを指しておりますが、この中間支援組織の育成について町の考えをお尋ねいたします。

4点目、新しい産業を生むための政策として、起業型地域おこし協力隊を増員することについて町の考えをお尋ねいたします。

次に、長期的戦略策定についてお尋ねします。

1点目、経済対策を考えるに、商工業のみならず、農業や福祉など多面的な支援での取組が必要になります。今後、町全体で対策に取り組んでいくためにも、デジタル戦略のような各課横断的な枠組みが必要と考えますが、町の考えをお尋ねします。

2点目、長期的な経済対策を構築していく上で、地域経済循環の動向や既存の事業者等へのヒアリングなど、根拠となり得るデータ取得が重要になってきます。今後の経済対策を実施する中で町が調査・分析等を主導していくことが必要と考えますが、町の考えをお尋ねします。

以上が本日の一般質問の内容となります。

○議長 商工観光課長、岩渕東吾君。

○商工観光課長 1番、荒海正人議員の人口減少社会における経済対策についての御質問にお答えします。

まず、1点目の生産年齢人口の確保についてですが、国が2018年に働き方改革を推奨して以来、いわゆる複業という働き方が注目されるようになりました。これは、本業のほかに別の職業を持つ副業とは異なり、どれを本業とは決めずに複数の仕事を掛け持ちする考え方であります。

また、収入を得るためだけでなく、個人のスキルアップ等も目的とし、本業以外に複数のキャリアを形成するパラレルキャリアという考えも注目されております。本町では、デジタル戦略の推進など専門的な知識やスキルが必要な事業において、こうしたパラレルキャリアを持つ複業人材を登用しております。

御質問の人材のマッチングにつきましては、既に県が専門スキルを持った副業人材のマッチング事業を始めており、約1,200名の人材が登録されております。

町といたしましては、地域での人材のマッチングに関しては、県の事業を活用するとと

もに、町独自の施策については、専門人材の確保に鋭意取り組んでまいりたいと考えております。

また、複業やパラレルキャリアなど、働き方の多様化に伴い、人材の地方回帰の受け皿として、地域の仕事を組み合わせて年間を通じた仕事を創出する特定地域づくり事業協同組合制度が、国の主導で推進されており、全国でも年々認定数が増えていることから、町といたしましても本制度に注目し、検討を進めているところであります。

また、地域おこし協力隊につきましては、一定の条件のもと勤務時間外での副業も認められており、任期3年目には勤務日を週1日減らし、退任後の進路につながる副業等に取り組む機会も設けているところであります。

次に、町内企業に関する情報発信や生産年齢人口を対象とした取組についてであります。本町では、首都圏からの移住と就業を支援する、にしあいづ移住支援事業補助金などの取組に加え、本年度から移住定住者を雇用した企業を支援する移住定住者雇用補助金を創設したところであります。

今後、移住関係のホームページのリニューアルを予定しておりますので、企業の情報や移住者の就業支援等に関する情報も積極的に発信してまいります。

次に、2点目の投資を促す取組についてですが、まず、事業者の新規事業や新商品開発につきましては、既に創業支援事業などで支援を行っているところでありますが、今年度から空き店舗及び空き家利活用補助金を拡大し、既存事業者の新規事業展開も補助対象としたところであります。

また、人材育成につきましては、企業支援事業補助金により、町内企業の研修や資格取得などの人材育成を支援しており、さらに、本年度からは創業支援事業において新規創業者等の伴走支援を強化することとしております。

次に、中間支援組織についての考えであります。中間支援組織とは、一般的には住民や企業、行政の間で中立的な立場でコーディネートする組織であり、町といたしましては、経済活動の核となる組織という認識は持ってございません。

また、起業型地域おこし協力隊員の増員についてであります。当面は、現在活動中の隊員のフォローを確実に行うとともに、隊員の起業に対する評価検証を十分に行った上で検討してまいりたいと考えております。

次に、3点目の今後の戦略策定についての御質問のうち、経済対策に係る調査・分析についてですが、現在、町独自の調査を実施する具体的な考えは持っておりませんが、町商工会において、事業者の抽出による地域経済動向調査等を実施されております。

町としましては、今後、町総合計画の後期基本計画策定に当たり、経済対策の分野でこれらの調査結果についても活用を検討するとともに、必要に応じて町独自の調査も検討してまいりたいと考えております。

○議長 企画情報課長、玉木周司君。

○企画情報課長 1番、荒海正人議員の今後の戦略策定についての御質問のうち、各課横断的な枠組みにつきましてはの御質問にお答えいたします。

町では、まちづくりの最も基本となる計画として総合計画を定め、これに基づき、まちづくりを進めており、今年度この総合計画の後期基本計画の策定作業を進めているところであります。策定に当たっては、全課の職員で組織する総合計画策定プロジェクトチーム

を設置し、全庁を挙げて取り組んでいるところであります。

御質問の人口減少社会における経済対策の戦略策定に関しては、このプロジェクトチームの温故創新・地産地売のまちづくり部会におきまして、商工観光課、農林振興課、企画情報課が連携し、作業を進めております。

また、このほかの子育て支援・教育分野、健康づくり・医療・福祉分野、雪対策・交通体系・情報通信・防災等分野、行財政運営・協働などの計画推進の各部会においても関係課の職員を配置し、多角的な視点を取り入れて政策連携を図るため、各課横断の体制で進めているところであります。

さらに、各種団体や公募の町民の皆さん25人で組織する総合計画検討会議と、このプロジェクトチームとが協力・連携して、今後策定作業を進めて行くこととしております。

人口減少や少子高齢化を背景に行政課題が複雑化、重層化し、また、新型コロナウイルス感染拡大やデジタル技術利用の加速など社会情勢の変化を踏まえ、こうした各課横断と町民参加の体制・枠組みで、多面的により実効性の高い計画を策定してまいりたいと考えておりますので御理解をお願いいたします。

○議長 1番、荒海正人君。

○荒海正人 再質問をします。

まず、大きな1番の人材マッチングについて再質問していきます。

町でも複業人材の活用をしているということです。人材のマッチングと言っても、幾つか種類があるんだろうと考えています。まずは、企業であったら経営者であったり、事業を立案して運営するようなマネジャークラスであったり、あとは町でも無料職業紹介場でマッチングを行っていますけども、従業員、人での人材のマッチングがあるかなと思っています。

今回一番最初に、人材のマッチングということで申し上げたのは、特にマネジャークラス、経営者、後継者になるような人材であったり、事業を立案して運営できるような人材のマッチングが必要だというふうに考えています。

まず最初に、商工観光課長にお尋ねしますが、各所、これまで質疑、質問等で町内企業の方たちを回ってヒアリング等もしているという話も伺っています。この人材マッチングに関して、こういう後継者人材であったり、マネジャークラスの人材の必要性というのは、課長自身どのように感じられているのでしょうか。

○議長 商工観光課長。

○商工観光課長 荒海議員の再質問にお答えいたします。

地域内でのこういった人材の必要性ということでございますけれども、町の把握している範囲では、地域内のその事業者等からそうした専門的なスキルを持った人材のマッチングを要望したいというふうなお話は現在のところ伺っておりません。

ただ、事業の顕在化には努めていく必要があるかなというふうには認識しております。

○議長 1番、荒海正人君。

○荒海正人 それぞれの企業ごとに課題というのは違ってくると思います。その中で、やはりそういったこれからのことも考えるのであれば検討というか、考えていかなければいけないというふうに感じられているのかなと思っています。

あわせて、少し話はずれるわけですが、企画情報課長にもお尋ねしたいんですけども、今町でマッチングという文脈で調査・研究されている部分があります。ちょっとそちらの事業というか、取組について、どういった目的でそのマッチングを考えているのか、その点についてもお聞きして、お示しいただきたい。

○議長 企画情報課長。

○企画情報課長 荒海議員の再質問にお答えいたします。

当課におきまして、議員おっしゃられるマッチングという部分で取り組んでおりますのは、デジタル戦略推進に係る部分でございます。

D Xの推進のためにマッチングの仕組みづくりを今年度から始めるということで、地域おこし協力隊を1名配置していただきました。この目的といいますのは、昨年協働のまちづくり推進委員会でしたり、またまちづくりデザイン会議だったり、さらには役場若手職員の研修会だったり、こういった合同の発表会の中で示されました、アイデアとして出ました、いろんなマッチングの形があるということで、そういったものをデジタルD Xの中でうまくできないかということで、その研究のために今年4月から始めているところでございます。

簡単に申し上げれば、例えば助け合いアプリというようなアイデアが出たわけですが、こういった形で何かD X、デジタルD Xを使ってできないかというのを調査・検討しているのが当課の事業でございます。

○議長 1番、荒海正人君。

○荒海正人 承知しました。やはりD Xの、デジタル戦略の中でやっておられるということですが、デジタル戦略も各課横断的で、いろんなマッチングの形があるので、それをそもそも研究されていると、どういうものがあるのかから始められていることだと思います。

そこで、商工観光課長にもう一度お伺いしたいんですけども、町の事業所もやはりこれからのことを考えると、そういった人材、先ほどから言っているのは、マネジャークラスであったり、後継者となり得るような人材ですが、そういった人材を探す一つの手段として、今企画情報課のほうでも研究されているそのマッチングの仕組みを使っていけば、そのマッチング率だったり、出会える確率みたいなものが大きくなっていくんじゃないかなと思っています。

こういった仕組みは、国とか県とか、県でも始めているということで申し上げましたけれども、ぜひそういったところも連携していただきたいんですけども、やはり大きい枠だと、やっぱりその中に埋もれてしまうであったり、やはり西会津、いろんな見せ方をしている中で、西会津らしいその見せ方があると思うんですけども、だからこそ、その町独自のマッチング、マッチングする仕組みを活用しながら人材のマッチングも進めていただけないかなというふうに思うんですが、商工観光課長、いかがお考えでしょうか。

○議長 商工観光課長。

○商工観光課長 お答えをいたします。

先ほど申し上げましたとおり、その地域内でのマッチングの需要が顕在化していない中で、町独自のシステムであるとか取組を構築してはどうかという御提案につきましては、

まずもってその県で、先ほど申し上げましたが、1,200名以上の専門人材、いわゆる議員がおっしゃったようなマネージャークラスの専門人材も多数登録されておりますし、近隣市町村でもそういった人材を地域の事業者、企業に投入して企業活動の活性化にマッチングを成功させた事例も幾つかございます。

したがって、せっかくそういった制度がございますので、県の事業をできるだけ町内から需要があれば活用した上で、それで、それでもその町内のその需要に応えられないということであれば、また町独自の考え方も必要なのかなと思いますが、現時点ではそこまでは考えは持ってございません。

○議長 1番、荒海正人君。

○荒海正人 正直、やはり町内の企業の皆さんがどういうふうにか考えられているのかも必要だと思いますが、現実問題として、やはり後継者がいないという話も多々、これまで長年言われているわけで、かつやはりそういった問題も、ニーズに沿っても大事ですが、町が導いていくということも重要なんじゃないかなと。だからこそ、3問目でもお示ししましたとおり、長期的な戦略だったりというのが必要になるのかなというふうに思います。

今、県であったり、そういった人材のことも考えながらということでおっしゃっていただきましたので、引き続き、その点検討していただけたらなというふうに思います。

次に、地域おこし協力隊の副業についてお尋ねしていきます。

今、町がマッチング、町で活躍している協力隊は、大方が会計年度任用職員という形でやられていますけれども、それとは別に業務委託の形でもいらっしゃる方がいます。また、これまでもそういった形で、特に起業を目指す方で、そういう業務委託でやられていた方もいらっしゃると思いますが、会計年度任用職員の形と業務委託の形で、民間の仕事もできるだったり、民間の仕事ができる、あるいはその民間のほかの協力隊の仕事とは別の仕事により時間を割けるような形が変わってくるのかどうか。

要は、会計年度任用職員と業務委託の形で、すみません、質問の仕方を変えますと、業務委託のほうが民間の事業をやれるとか、民間の別の仕事をやれるような形なのかなというふうに思うわけですが、そのあたりの形態によって違いがあったりするのでしょうか、そのあたり、前段で確認をお願いします。

○議長 商工観光課長。

○商工観光課長 お答えいたします。

地域おこし協力隊の副業に関する考え方につきましては、任用の形が違っても、その考え方は同じでございます。

以上です。

○議長 1番、荒海正人君。

○荒海正人 だとしたら、そしたら業務委託で地域おこし協力隊を受けている、例えば会社であるならば、まちづくり以外の、例えば町外のような仕事をするといった場合、その時間的な拘束であったりというのも、今の会計年度任用職員であったりとかと同じような形になっているという認識ですか、そのあたりも確認をお願いします。

○議長 商工観光課長。

○商工観光課長 お答えをいたします。

先ほどのお答えと一緒に、任用の形態が違って、雇用の時間の考え方については一緒です。ただ、会計年度任用職員の中でも、1日8時間、週5日のフルタイムの職員と勤務時間のある程度、週5日でなくて、勤務時間を絞って任用している職員もございますので、任用の携帯の違いというよりは、隊員がどのような勤務時間を望むかというところに合わせた形で任用しているということをございます。

○議長 1番、荒海正人君。

○荒海正人 了解しました。

すみません、私のほうでも若干勘違いしていた部分がありまして、ということは協力隊によって、それぞれの希望するような働き方がある程度時間的にも活動的にも融通が利くというか、対応されているというような認識ですね、分かりました。

やはり、協力隊もこれまでは、どちらかという、定住の受け皿としての、やはりあり方というか、部分が大きかった気がしていて、一方で、協力隊を導入する目的として、町なかになような発想であったり、ノウハウを獲得するという部分もやはりあったと思うんですね。そういった課題って、やはり行政課題だけじゃなくて、やはり民間の課題等も結構大きくリンクしてくるところだと思いますので、その点、主に協力隊の方がどういうふうに働きたいか、どういうふうな将来ビジョンを描いていくかによってだと思えますけれども、その点も融通を利かしてというか、対応していただいているということでありましたので、ぜひ引き続きお願いしたいなというふうに思います。

そしたら次、質問を変えますが、大きい2番目の投資を促していく取組についてです。

事業者が新しく取り組む事業であったり、新商品開発だったり、そういったところに支援策ができないかということで考えているわけですが、町でも補助金等を考えられているし、これまでも創業支援の事業等でサポートされてきたかと思えます。

商工観光課長にもう一度お聞きしたいんですけども、今例えば今の企業が新しい事業を立ち上げたいと思うに当たって、求めているのは多分アドバイスしてくれる人たちは、会社を運営されている皆さんですので、多くいらっしゃると思うんですけども、一緒にその課題に取り組むだったり、新しい事業に取り組むような考えを持っている方だったり、アドバイスという、また薄くなっちゃいますけど、一緒に伴走してくれるような人材を求めていると思うんです。

なので、金額的な補助金的な支援のやり方だけではなくて、人的な支援であったり、あとは今国県の事業をもって、町がいろいろと後ろ盾で、同じチームに入らなければ補助金の制度を使えないというようなものもできてきている中で、町が人的支援だったり、あとはそのコーディネーター的な役割を果たすような動きというものもできないかなというふうに考えるんですが、その点いかがお考えですか。

○議長 商工観光課長。

○商工観光課長 お答えをいたします。

企業が新規事業を立ち上げたりする場合の伴走する人材に対する人的支援など考えられないかということでありまして、一番最初の御質問に戻りますけれども、その人材のマッチング事業、県でやっております。このほかに、その複業人材のマッチングのほかに、また県や国で専門人材の新規事業展開、あるいは新規商品の開拓に対しての人材派遣

事業、たくさんございます。

また、商工会のほうでもそういった関連する事業の人材のマッチング事業をマネジメントしておりますので、そういった制度を積極的にいただきたいなど。

ただ、町がその間に入ってコーディネーター、コーディネートしてはどうかというお話でございますけれども、町職員ではなかなか難しいところございますので、町で創業支援アドバイザー、専門家を委託してございます。その方にそういう人材支援の支援制度を活用する場合は、そういった支援制度の紹介でありますとか、その支援制度の活用の仕方についてもアドバイスをちょうだいし、また事業者への確かな助言をしていくというような仕組みを取っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長 1 番、荒海正人君。

○荒海正人 そうですね、やっぱりいろんな政策というか、制度もあるんだなというのを質問して気づかされます。

先ほど課長の答弁の中で、町の企業のほうだったり、企業の皆さんのほうからも、今後の展望としては、やはり継続的に事業をやっていくことに対して、様々考えていかなければいけないということで、そういう認識で答弁いただいたように捉えているわけですが、いろんな制度であったり対策がされているものの、正直町なかの企業の中でのマッチングであったり、そういった課題のある中でのマッチングというのが、何件か出始めてきているのは認識していますが、よりどんどんマッチングしてもらえないかなと、マッチングしてくるような環境にならないかなというふうに考えているわけですが、そういったどんどんそういう制度を活用して、次の時代の経営だったり、次の時代の人材を獲得するというような流れをつくっていくためには、課長自身どのようなことが今後考えられるかなというふうにお考えですか。

○議長 商工観光課長。

○商工観光課長 お答えをさせていただきます。

町なかの企業という例を出されましたけれども、例えば町内の小規模事業者の方々で後継者不足に困っているというような事例について申し上げますと、今年度町では継業や事業承継に関する事業者の調査を行うこととしております。

それについての補助事業の財源措置を今次定例会の補正予算でも計上させていただきましたが、そういった中で、需要を顕在化して、専門機関と連携しながら、助言、指導、あるいはその需要を顕在化させるためのそのセミナーの開催、そういったものを行ってまいりたいなというふうに考えておまして、その中で需要の顕在化、そして事業者、経営者の皆さんの意識を高めていただいた上で、人材のマッチング、そういったものにつなげていければなというふうに考えているところでございます。

○議長 1 番、荒海正人君。

○荒海正人 承知しました。ぜひ本当に先手先手を打っていただいて、やはり企業を経営していくに当たっても、先が見えなければ新規事業も新商品も生み出すまで、やはり考えは及ばないと思っておりますので、ぜひそういう先手先手を見ながら、そのマッチングであったり、あるいは支援というものも考えていただきたいなというふうに思っています。

最後の3番目について再質問します、長期戦略について質問します。

こちらに関して、町長からお考えをお聞きしたいなと思っっているわけですが、前回も人口減少問題について、質問させていただきました。そのときに、一番最後に町長から答弁いただいた話が、我々世代にとっては、大きなある種の希望を持てるような話だったなというふうに思っています。

何と言ったかという、町の人口ビジョン、令和 22 年度まで目標人口を 3,800 人とするという人口ビジョンありますが、その 3,800 人の人口で人口減少を止めるということをおっしゃっていただきました。またできれば 4 千人、5 千人という数字で人口減少を止めたいということをおっしゃっていただきました。令和 22 年度は、私たちの世代から言うと、まだ 50 になっていないんですね、まだ 50 歳にも至ってなくて、まだまだ子育てしているし、仕事もしているし、人生 100 年と言われる時代のまだまだ折り返しにも差しかかっていないという時代であります。

そのときに、まだまだ人口が減っていくんだよと言われるのと、もう既に人口減少を克服したと、もっと頑張れば人口増加に転じるかもしれないと言われるのと、やはりそのときの地域に対しての取り組み方が大きく変わってくるんですね、変わってくるんです。

何が、ここで町長が言っていた目標は、今皆さんが総合計画で取り組んでいる目標に比べると、結構高いです、かなり高い目標です。

だからと言って、総合計画で言っている目標と町長の言っている言葉が違うぞと言いたいのではなくて、むしろ町長がそういう目標、お考えがあるのであれば、それを町長自らがリーダーシップを発揮していただいて、今発揮していないとは言わないですが、もっとリーダーシップを発揮していただいて取り組んでいただきたいなというふうに考えているんです。

そのリーダーシップの発揮の仕方なんですけど、先ほど答弁の中で、総合計画の中で検討していくということでありました。ぜひ検討していただきたいと思えますし、データについてもいろんなところで調査して検討するというところで言っていました。ぜひそうしていただきたいわけですが、こと人口減少に対しての経済政策を考えていくに当たっては、やはり町内の経済規模というものを考えていかなきゃいけないと。

それに応じた産業の在り方というものを示していかなければいけない。その産業を支えていくためには、どれだけの働き手が必要なのかということも考えていかなきゃいけない。またその産業を継続的に続けていくためには、どれだけの経済循環をつくっていかなきゃいけないというところも組み込んでいただくことが必要になってくるんですね。

そういったものを考えるに当たっては、やはり今年 1 年の後期計画の策定期間だけでは、全て網羅して戦略に落とし込もうというのでは、やはり時間が足りない。かと言って次の総合戦略の策定までに準備しておけばいいというのでは、これは遅過ぎるを考えます。

ですから、デジタル戦略をつくられたように、町長が自らリーダーシップを発揮していただいて、長期的かつ各課横断的な戦略をつくらただけでないかというふうに思っています。

町長のリーダーシップの発揮の仕方は、こういったところにあると私は考えますが、町長のリーダーシップの発揮の仕方についてお聞かせください。

○議長 市長、薄友喜君。

○市長　ただいまリーダーシップのアドバイスをいただきました。

人口減少問題でありますけれども、これは西会津町にとってだけじゃなくて、ほかの自治体皆同じだと思いますけども、特に私は西会津町はこの人口減少対策は、最重要で最大の課題だということで、ずっとこのことについての対策をいろいろ検討してきましたし、またいろんなことを実施してきました。

総合計画でいわゆる 2040 年に 3,800 人という数字を出しましたがけれども、これはやっぱり根拠のない数字は上げるわけにいかないのだから平成 22 年の国調の数字を統計にして、推計をして出た数字が 3,400 人ちょっとだったかね、そこにいわゆる人口減少対策で今後見込まれる、見込む数字を加算して 3,800 人というふうにいたしました。

それは、私はこれあくまでも目標ですから、目標というのは、それ以上の高いところを目指すのが目標であって、私は 3,800 人というのは最低の目標であって、私はやっぱりもっともっと上を目指さないといけない。今いろんな対策をやっていますよね。

このいわゆる人口減少対策の三本柱として、ここ毎年実施計画の中で、人材の育成、それから移住定住、そして健康長寿、さらにそればかりではありませんけど、農林業あるいは商工業の振興とか、いろいろな形の対策をしてまいりましたけれども、いろんな対策を発揮して、初めてこの 3,800 人を私は超さないといけない、超す努力はやっぱりしないといけない、そう思って今います。

そんな中で、そのための例えばの話ですけど、人材の育成の問題では、この町に生まれ育った若い人たちがここにしっかり定住するような環境を整備しないとイケない。そのためには仕事をつくらないとイケない。あるいは子育て支援もしっかりしないとイケないということで、今年から子育て支援の祝い金を増額したり、あるいは特に仕事の関係では、やはり首都圏からの企業が西会津町に来てくれるようなそういう企業との関係、構築、しっかりやらないといけないとか。あるいは、まず結婚の問題もあるし、いろんなことをやらないといけないし。

だから、移住定住にしても、都会から西会津町に来てくれるような条件というか、環境をしっかり整備しないとイケない。今西会津町にデジタルDXの戦略を今実施をしていますよね。これはやっぱりさらに進めないといけませんし、あるいは町外から来ていただくためにも、やっぱり子育て支援とか教育とか、こういう複雑にみんな全て関連しているわけがあります。

そういう意味で、この人口減少をこれからいろんな対策を講じながらも、これはやっぱり担当する、関係する課だけではできっこないです。今のDXの戦略の進め方と同じであって、これやっぱり全課が同じ共通認識を持ってこの西会津町の将来のまちづくり、持続する町にするにはどうしたらいいかという、やっぱり認識を共通にして、そして全課を挙げて、町を挙げてこの対策をやっぱりやらないといけないと思っています。

これも今年から検討入ります後期の計画ありますけれども、どれだけ期間をかければいいのかということではなく、今できること、それからこれからやらないと、すぐやらないといけないこと、ここをやっぱりしっかり見極めて、これをみんなでやっぱり取り組んでいくといますか、そういう考えのもとでやらないといけないなというふうに思っています。

町長の強力なリーダーシップというようなお話がありましたけれども、まさにやはりそ

こは私自身が求められているところかなというふうに思いますけれども、今申し上げたようにこの町の、西会津町の将来、いわゆる笑顔つながり、夢ふくらむまち～ずーっと西会津町～が持続可能な町にするために、いろんな対策をしっかりと全力で、これが私の使命だと思っていますので、ぜひこれは結果が3,800人を超える、もっともっと高いところの目標に向けてこれからのいろんな対策を講じてまいりたいな、そんなふうに思っております。

いろいろアドバイスをいただきましたけれども、これもやはり私一人でできることではありませんし、議会の皆さんの理解と協力も当然でありますし、また町民の皆さんの理解、協力もいただかないとこれはできないわけありますから、まさに町挙げての対策をしっかりとこれからやっていきたいなと、そんなふうに思っています。

○議長 1番、荒海正人君。

○荒海正人 町を挙げての対策を切に望んでいます。総合計画でも策定する段階で町民の皆さんからの調査の中で、将来どういう町にすべきかということで、全世代段トツで一位が若者が働きがいを感じる企業がある町ということであるんです。企業ということでありましてけれども、やはり町に仕事があると、そういう状況を町民の皆さんは求めているというふうに感じています。

それに対して、やはり今できるもの、またそれを先んじて必要なものを取り入れていくわけですけども、やはり長期的な戦略、できれば5年、10年として、やはり長期的な戦略のもとにそれぞれのところに落とししていただきたい。そうなると、目先に見えてくる問題だけじゃなくて、先ほど町長もおっしゃられましたけれども、複合的に、かつ様々な要素を予測しながら検討していく必要があるんです。

やはり総合計画、これから後期計画の策定ありますけれども、やはり当時、この計画が策定された当時と今の状況も大きく変わっているし、やはりそこに今の段階で使える人材だったり、先ほど町長も言われましたけれども、企業の連携だったりも変わってきているわけです。

やはり、そういったものもこれからの時代に組み込んでいただいて、本当に町全体を挙げての取組をいただきたいなというふうに考えています。

先ほど町長の中で力強い言葉をいただきましたので、詳細については、今後総合計画の策定の中で質疑であったり、一般質問させていただくかと思っておりますので、今後の町長のリーダーシップに期待していきたいというふうに考えています。

これで一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 皆さん、こんにちは。5番、猪俣常三です。

質問に入る前に、私は申し上げたいと思いますが、新型コロナウイルスの感染が3年目を迎えております。収束する気配が見えない中、本県ではコロナ感染が減少傾向にあることを踏まえ、6月12日で子供の感染拡大防止重点対策を終了するものの、6月13日以降は基本対策に切り替え、日常的な感染対策を求めるとしております。

本町では、こゆりこども園において、6月6日一部のクラスを除き運営再開となり、保育が始まったところであります。

本町において、新型コロナウイルスに感染された方々に心からお見舞いを申し上げ、回

復されますことを心より御祈念申し上げたいと思います。

新型コロナウイルスに感染しないように、さらに今まで以上に適切な行動と対応が求められ、新型コロナウイルスのオミクロン株は、感染力が強い、重症化は少ないと言われていると伝えられてはおりますけれども、安心は禁物です。

町では第4回目のワクチン接種が実施されようとしており、町民の命が守られることは言うまでもなく、幼い子供の感染が現実味を増してきている今日、大事に至らないことを祈りながら今次の一般質問をしてみたいと思います。

それでは、新型コロナウイルス感染拡大防止対策についてであります。町内で新型コロナウイルス感染者が確認されたことから伺います。

1点目は、町内のコロナ感染に対して、町の感染対策はどのように進めてきたのか。

2点目は、町内では、コロナに感染する方が増加傾向にあり、コロナ感染に対してさらに意識を高めるために、今後どのように対応しようとしているのかお伺いいたします。

次に、特別養護老人ホームの整備についてであります。団塊の世代や後期高齢者の増加に伴い、施設の利用や入所の希望が増えることが予想されます。今後、施設の充実強化を図っていくことが重要と考える観点から伺います。

町といたしまして、特別養護老人ホームの整備について構想があるのか見解をお伺いいたします。

以上、私の一般質問といたします。

○議長 健康増進課長、矢部喜代栄君。

○健康増進課長 5番、猪俣常三議員の新型コロナウイルス感染拡大防止対策についての御質問にお答えいたします。

町では、新型コロナウイルス感染症が流行以来、町長を本部長とする新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、その対策に当たってまいりました。現在までの対策につきましては、町民の皆さんに適切に感染予防のための行動を行っていただくため、国や県から発出される情報をケーブルテレビやチラシ、広報紙、SNSなど、様々な手段を使って遅滞なくお伝えしてきたところであります。

また、全世帯へのマスクやハンドソープの配付、町内事業所の感染対策に要する経費への助成、各公共施設における自動検温カメラや自動手指消毒器、アクリル板等の設置、さゆり公園周辺施設などの利用制限等、様々な感染対策を講じてきたところであります。

さらに、新型コロナウイルスワクチン接種につきましても、町民の皆さんが円滑に接種を受けられるよう集団接種及び個別接種を計画的に進めてきたところであります。

そのような中、町内では5月後半からこゆりこども園でクラスターが発生するなど、感染者が確認されており、その状況及び対応につきましては、3番、小林雅弘議員に答弁したとおりであります。

今後も、町内への感染拡大を防止するには、町民の皆さんお一人お一人の感染しない、感染させないための行動が大切であることから、引き続きケーブルテレビやチラシ、広報紙などにより、感染予防のための情報を繰り返し周知し、町内への感染予防と感染の拡大防止に取り組んでまいりますので御理解願います。

○議長 福祉介護課長、渡部栄二君。

○福祉介護課長 5番、猪俣常三議員の特別養護老人ホームの整備についての御質問にお答えいたします。

議員おただしのとおり、団塊の世代が全て後期高齢者である75歳に到達する2025年には、高齢者人口の増加により、医療や介護など社会保障費の急増が全国的に懸念されています。

一方で、本町における人口推移を見てみますと、住民基本台帳の人口では、平成31年4月時点で65歳以上が2,859人、高齢化率で45.6%、75歳以上で1,769人であったものが、令和4年4月現在で65歳以上が2,794人、高齢化率で48.1%、75歳以上で1,603人と、3年間で65歳以上が65人の減、75歳以上が166人の減となっています。

今後も町総人口の減少に伴い、後期高齢者人口も減少傾向をたどり、また、介護等サービス利用者数も同様に減少していくものと、第8期介護保険事業計画でも推計しているところでございます。

御質問の特別養護老人ホームの整備についてであります。第8期介護保険事業計画の計画期間中において、老朽化が進む町内介護施設の整備に関する方向性の検討を行うこととしており、本年度から整備にかかる医療・介護連携推進基本構想の策定を進めております。また、この基本構想策定の過程において、特別養護老人ホームのみならず、介護老人保健施設や周辺施設、介護や医療、生活支援サービスなどソフト、ハード両面から将来にわたる地域包括ケアの全体像の中で検討してまいりますので御理解願います。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 ただいま町の答弁をいただきました。再質問をさせていただきます。

答弁の中で、今までコロナ対策に対して、非常に町の努力が見えております。ただ、私は皆さん方にお尋ねしたいのは、家庭でも賢明な努力をされていると思います。しかし、現実感染者が出ているということは事実であるわけであって、これらをどのように考えていったらいいのかをお尋ねしているわけですので、また再度お答えしていただきたいと思っております。

まずは、町が感染に関して、いろいろとケーブルテレビやあるいは広報紙、あるいはチラシ等で、またSNSを通じながらも、かなりお知らせされているということは承知しております。

なかなか一般の町民の皆さんも、スマホとかそういうのを持っておられて、いろんなデータが入ってきて、分かりやすく理解はできると。ただ、実際やっているかどうかというふうになりましたときに、感染はされたくない、感染はしたくないというふうに町民の皆さんは、そのように考えておられます。では、どうすればいいのか、そこのところをお尋ねしてまいりたいと思っております。

まず、関連してお尋ねいたしますけれども、感染拡大防止にワクチン接種というのは、私は必要だろうと、こんなふうを考えておまして、まさに町として今取り組んでおられると思っております。

ただ、3回目の接種も5か月で抗体がなくなるというようなことでありますので、このワクチンの薬剤面はどのような形で本町に入ってきて接種されるのか、そこのところからお尋ねしたいと思っております。

○議長 健康増進課長。

○健康増進課長 ワクチン接種についての御質問にお答えいたします。

今までワクチン接種については、12歳以上が1回目から3回目まで、集団接種または個別接種で行っております。それから、5歳から11歳までのお子さんについては、2回目までということで行ってきております。

ワクチンの種類でございますが、現在まで使ったワクチンがファイザー社製ワクチンと武田モデルナ製ワクチンと2種類でございます。

先頃、ノバックスと言われるワクチンも承認されまして、アストラゼネカと含めまして4種類承認されているわけなんですけど、現在まで町で使用したのはその2種類ということでございます。

これについては、国の配分もございまして、一定程度町の要望によって配分される分もありますので、それはその都度接種を進める段階で町から要望しながら配分を受けている状況でございます。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 ファイザーかモデルナ、どっちが来るかちょっと分からないということの解釈でよろしいのでしょうか。

○議長 健康増進課長。

○健康増進課長 ワクチンの配分でございますが、人口割などで国で配分量を決めて配分してくるということでございます。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 そこでモデルナが一番副作用が少ないというようなことの情報が聞くことができるわけですが、もしこのモデルナで町のほうに要望するということであつたら、勝手にはできるのかできないのか、また国のほうの配分に入って配分されるからということで、非常に私もちょっと分かりにくく受けているわけですけども、モデルナは副作用が少ないんだという話があつて、しかもこんないいものだったら配分してくださいって言ったほうがいいのではないかというふうにお尋ねしたいんです。

○議長 健康増進課長。

○健康増進課長 副作用についてお答えいたします。

ファイザー社製、それからモデルナ社製、それぞれ副作用については報告がございます。それに対して、住民の方からどうしてもどちらかですといった場合には、対応できますし、ある程度町の要望に応じた配分も受けることができますので、それはその辺、若干融通を利かせる部分もございます。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 非常に失礼な質問をさせていただいているのかなと、こんなふうに思っておりますけれども、分かりました。

先ほど町の答弁の中で、実際これから行われるということなんだろうけど、18歳以上から59歳までの基礎疾患の方、あるいは60歳以上の方々のワクチンが始まるということが示されてはおります。

ただ、18歳以下からの5歳以上、これは保護者の同意が必要な方々なんですけれども、

この接種というのは、終わったんでしょうか。

○議長 健康増進課長。

○健康増進課長 お答えいたします。

5歳から11歳のお子さんについては、先ほど申し上げましたが、現在決められておる接種回数は2回でございます。1回目の接種率が対象者に対しまして、これ6月1日現在の数字ですが、対象者に対しまして59.6%、それから2回目の接種が57.4%ということで、お子さんの接種については、副反応を心配される保護者の方もいらっしゃるということで、まだそれほど高くない状況でございます。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 では、18歳以下からの12歳以上、これは何回目が終わったんでしょうか。

○議長 健康増進課長。

○健康増進課長 お答えいたします。

12歳から17歳までの方々の接種については、3回の接種が現在のところ認められておりまして、全体で対象者に対して70%の方が接種されております。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 分かりました。一つは、今現在感染がいろいろと子供さんやあるいは大人の方々いらっしゃるんだけど、内容は私ども分かりません。

ただ、このようにワクチンが接種されている、じゃあ感染されている方がワクチン接種をされていて感染しているのか、ここのところをちょっとお尋ねします。

○議長 健康増進課長。

○健康増進課長 感染者の方の情報といいますのは、基本的に県からいただく情報は、三属性と申しまして、居住地市町村名と、それから年代、性別、基本的にはこの三つでございます。ですので、感染者の個別の特定というのは、基本的にはできないということで、それと接種を受けられた方の突き合わせというのが難しいため、そういったデータは町で持ってないということでございます。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 そこでお尋ねしたいのが町長にお尋ねします。

まず、西会津町は10万人に対して感染率は少ないと挨拶された記憶がおりかと思えます。実際この町一人だっただけで出せば、大変なことになってしまうということがあるんですけども、それならば町長がどういう感覚を持って少ないと言われたのか、5月の24日の時点での挨拶の中でお尋ねしておきたいと思うんですが、お答えいただけますか。

○議長 猪俣議員、マスクずれていますから、もう一度、その5月24日について、どういう内容か、もう一度御質問願います。

5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 町長にお尋ねしていますので、内容的には分かっておられるかとは思いますが、ただ、10万単位の中での西会津は感染が低いというお話であったので、その考え方といたしまして、なぜ低いのかということですが、この小さな町が。一人だっただけで出たら大変だと、私はそう認識しているわけであって、そこら辺のところの町長、お尋ねしたいと思うんです。

○議長 先ほど 24 日という数字出ましたね、それがそのときどういう発言をされたかというものの、具体的に説明いただければ、質問を受けたほうとしては、その 24 日、ちょっとどうかなという部分があるようでありますので。

5 番、猪俣常三君。

○猪俣常三 5 月 24 日、公民館の夜 7 時、そこで御挨拶された内容の中で、10 万単位の中では、西会津町は感染率は少ないという意味のお話、挨拶をされました。それが少ないというふうに捉えてしまったということに対して、少ない、多いというふうに感じられてしまっは大変だということでお尋ねしているわけです。

次の質問を持っているものですから、そのところをお尋ねしないと、次の質問に入れないということです。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 質問の内容がいま一つ理解できませんけれども、この新型コロナウイルス感染症が出てから、本当にいろんな対策を町民の皆さんにお願いをしてきました。ワクチン接種もしてきました。

西会津町の感染者数、5 月の初めの頃までは 45 名くらいだったのかな、ほかの市町村から見ると、西会津町の人口割合にしてみれば、私は少ない、これはいわゆる町民の皆さんがこのコロナに対し、本当に理解と御協力いただいた結果、あるいはワクチン接種 90%、ワクチンの接種率があるわけですけれども、そういう町民の皆さんの御理解と協力があって、そして感染者数を押さえてきたわけですね。

そんなことで、いわゆる今国でも 10 万人当たりの感染者数の割合を出しているんです。10 万人当たりの感染者数がどれぐらいになっているか。それはただ感染者数が何人というだけの市町村の比較じゃなくて、比較するために 10 万人当たりの感染者数の割合を出している。

そんな統計の取り方で、西会津町は、非常に 10 万人当たりは大変少ない人数ですよ、それは町民の皆さんのいわゆる理解と協力のおかげでこういう状況になっていますという意味でお話したわけであって、少ないからどうのこうのという話じゃなくて、それだけ皆さんに協力をいただいたということでもあります。

このコロナですね。オミクロン株になってからどんどん感染者が出ました。これはいつ、どこで誰がかかるか分からない。非常に感染率が強くて、そして前のコロナのときは感染源をたどっていけば分かったんです、ある程度。ところが、このオミクロン株になってからは、その感染源は全く分からない、ですから、どこでかかるか分からない。

そういう状況の中で、私は西会津町の感染者数というのは、たまたま今回こども園でかかって、子供さん、あるいは保育士さん、そして家庭内感染があつて、そして感染者数が昨日で 76 人かな、そういう数字で押さえられているということは、私はこれは本当に町民の皆さんの協力のおかげだと思っているわけですよ。

これ以上やっぱり感染者数を出さないために、先ほど答弁申し上げたような対策をしっかりと取ってきたわけですから、これからも少ないから何もしなくてもいいということじゃなくて、さらに一人一人が今まで以上に基本的な対策をしっかりとやっていただくということが基本だと思っていますので、猪俣議員の御質問の内容がちょっと私理解できま

せんけれども、町としてはそういう考えでありますし、今後ともまた皆さんにいろいろ御協力をいただかないといけない、そういう考えであります。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 町長、大変お答えをしていただきましたことに心の怒りがあるかもしれませんが、しかしながら、私としては、この町が一人でも増えてしまえば大変なことになんだよということ、これをこの認識が違っちゃったら町民の皆さんだって大変な話なんですよ。

いや、これは大変なんだと、皆そう理解しているわけですから、そういうことだからこそ、少ない、10万当たりが少ないという言葉に対しては、皆安心してしまうという恐れがあるから、今おただしを申し上げたということです。ただ、その気持ちはよく分かりました。

さらに、町長、お尋ねします。これからこの感染者を出さないということの目標値、これが町長、どのようにお考えになっておられるか、お示してください。

○議長 町長。

○町長 感染者が一人出れば大変ですよ。今まで皆さん本当に大変な思いをして、いろんなイベント、あるいは営業、あるいはいろんな町内において、いろんな影響があって、大変な思いをこの2年間してきたわけですよ。それは感染拡大を防止するためにいろんな対策を講じるのは当たり前であって、これ出さないというわけに、現実的に一人も出さない、今日本の国で出ていないところなんてありませんよね。感染者が出ていないなんて自治体あったら、私聞きたいと思っていますけど、それだけこのコロナというのは、全世界でこのコロナの感染拡大があったわけですよ。

それを町としては、できるだけ感染者を出したくないということで、対策本部会議を開いて、そして皆さんに御協力いただいて、そしてその結果が当時45人、今76人になりましたけれども、これ以上出さないために、さらに皆さんにお願いするしかないんです。お願いするしかないんですよ。

だから、あと出るか出ないか、出したくありませんけれども、これは町民の皆さんと町とこれは一緒になってね、一緒になってやっぱり感染者を出さないような努力とか対策をしっかりとやらないといけないと思います。その結果、出たらこれはやっぱり出た後の対策だけはしっかりとやらなきゃいけないというふうに私は思いますけど、今の質問でね、ちょっと私は、それはなかなか答えられない部分ですよ。

とにかく出さないように努力はしたい、そのことしかお答えできないというふうに思います。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 町長の考えておられるその気持ちは、十分理解はできますが、ゼロに近くするのか、感染者を出さないという対策でいくのかということになってはしまったんですけども、目標値が、これがゼロに押さえられれば最高だと私は思います。

しかしながら、現実には5月24日、少ないなと言った挙げ句に32人くらいに一挙に増えてしまったということは、非常に私どもも含めて大変な時期を迎えているんだなと、こんなふうに感じた次第であります。

そこで、今後この感染を出さないということであれば、私はもう一つ考えていかなくち

やならないのは、一つの家の中で、1軒の家で感染者が出ただけけれども、両親の方が常に家の中をアルコールで手の届くところを消毒をして拭いたりしてやっていた結果、その結果は陰性であったと、お父さん、お母さんは。そこまで徹底しないと、このオミクロン株といってしまうか、このコロナウイルスというのは防げないのかなというところまで教えられた1例であります。

実際感染しなかったというのが驚いている状況です。このことを考えたときに、町はどのようにお考えでしょうか。

○議長 町長。

○町長 猪俣議員は何を言いたいのかよく分かりませんが、感染した家庭の中でもね、いわゆる部屋を別にする、食事も別にする、消毒もする、ほとんど家庭内感染された家庭は、みんなそうしているんですよ。それは、やっぱり感染したくないから。自分の家庭だけじゃなくて、それが今度またほかの人に移してはならない、そういう気持ちで皆さん、いわゆる感染防止対策の基本となる部分をやっているわけですから、そこは特定な人だけじゃなくて、町民の皆さんがほとんど私はそういうことで協力していただいたから、その結果であってね。

その人口10万人当たりの増えた人数がどうのこうのと言っていますが、何遍も言うようですけど、じゃあ私はどうすればいいのか、逆に猪俣議員に聞きたい、これ以上増やさない、ゼロにするにはどうしたらいいか、それを目標に町はやってきているんですよ。これ以上もう出したくない、出せば、その感染力は本当に、子供に感染出れば、本当にどんどん広がっていく。

こども園の園児一人出たことによって子供が増える、子供の感染が増える、保育士さんにも増える、それが家庭に入れば家庭内感染だと。そういう状況に今、コロナのいわゆるオミクロン株というのは、特に感染緑が強いからということで皆さんにお願いをして協力をいただいているわけだから、だから、もうこれ以上どうすればいいのか、ちょっと私、猪俣議員の御質問にはちょっと分かりませんが、答えられませんが、逆に教えていただきたいなと思います。

○議長 ただいま、町長のほうから、反問というか、行使ということで認めて、猪俣議員に町長からの質問にお答えをいただきたいと思います。

5、猪俣常三君。

○猪俣常三 私は、家庭の中でやっていないという話を言っているわけじゃありません。皆さんは必至の思いでやっておられると思います。ただ、感染をしない、したくない、この意識改革が必要だろうと。意識改革って、いろいろと疑問点が、意識を持つことなんですけども、かからないための意識を持つ、それによって行動力が変わってくる。行動力も変わる、それが大事なことなんだろうというふうに思っています。

ですから、今町民の皆さんは、いろんな飲食関係だって、みんな我慢してやっています。もうやれないということをお分かっておられますので。

しかしながら、いや、大丈夫だろうという方も中にはおられる、しかしながら、それを理解している町民の皆さんも結構いらっしゃるよということをおし上げておきたいと思えます。だから、そこをこれ以上言っちゃうと、ちょっと問題が出てくるものですから、控

えさせていただきますが、家庭の中では賢明に我慢をされて、買い物しません、飲酒もしません、一生懸命努力している、それは認めてあげる必要があると思います。

ただ、我々は見られている立場なものですから、それに対して厳しくもしていかなくちゃならない。それが意識というのが、かからないためのモチベーションじゃないかなと、こんなふうに私は思います。

以上です。

○議長 町長、よろしいですか。

では、質問を次、続けます。5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 話題を、テーマを替えます。

特別養護老人ホームの整備について伺ってまいりたいと思います。

私も聞いた中でのごとお話申し上げますが、この現在の特別養護老人ホームのなれ初めは、ベッド数50床で平成4年に建築されたものだというふうにご伺っております。当初予定は100床で計画されたということでありまして、その後は変更されて進められたというような話でありました。

そこで、現在利用者は満床になっているのか、ここからお尋ねをいたします。

○議長 福祉介護課長。

○福祉介護課長 それでは、猪俣議員の御質問にお答えいたします。

特別養護老人ホームの今の利用状況でございますが、特別養護老人ホームや各種介護サービスの事務所と毎月、サービスについての調整を行っている会議がございまして、その中で、毎月施設から情報をいただいている中では、50床の施設については、全て満床という現状が続いているところでございます。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 満床であると。そでは、利用したい待機者はいるのかどうか、いるとなればどのぐらいいるのかお尋ねします。

○議長 福祉介護課長。

○福祉介護課長 それでは、待機者についての御質問にお答えいたします。

最新の町で情報を持っております情報からいきますと、5月1日現在の特別養護老人ホームさゆりの園の入所の中での待機者の数であります。町内で60名の方、町外から8名の方、計68名の方が待機者の名簿に掲載されているというところでございます。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 答弁の中では医療・介護連携推進基本構想の策定を進めているということですので、いろんな整備の内容を考えておられるんだろうという中身で、ちょっと私は受け止めましたが、これを聞くのは、ちょっと失礼なのかどうか、大体規模的な構想なんていうのは、分かったら教えてください。

○議長 福祉介護課長。

○福祉介護課長 それでは、今年度策定作業を進めております医療・介護連携推進基本構想の中で、今回の一般質問の初めの答弁で申し上げましたとおり、特別養護老人ホームやその周辺施設にかかります整備について、検討を重ねていくということとしております。

その中で、特別養護老人ホームの規模につきましては、新築やまた増築、さらにはその

他、特別養護老人ホームのみならず、ほかの老人福祉施設などといったメニューもございますので、そういった全体的な町のこれからの介護を支えるためのメニューとしてどういった形が最善なのかといったところまで、今後その基本構想の中で検討してまいりますので、今現在数値として持ち合わせているものはございませんので、御理解いただきたいと思いをします。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 数値としては持っていないということでありますので、私の考えているなりにおただしをしていきたいなど、こんなふうに思います。間違っていたらお許しいただきたいと思いをします。

今現在ある大きな建物というのは、大体3,153平方メートルぐらいだとあります、3反ぐらいの大きな面積を持っているように感じております。そういったところで、今後この町の福祉施策としてはですよ、すごく前の町長さんの頃からだったろうと思うんですけども、100歳に挑戦だというお話を承って、西会津町はすごいことをやっているんですねという話は聞かされたことがありました。

今、この60名、あるいは8名いて68名の方がいらっしゃるということになりますと、どんな形でその整備を進められていくのかということが、ちょっと私には分かりませんが、できるのであれば、一町歩の敷地が平屋で動きやすい、あるいは個室なのか、多床部屋なのか、そこら辺のぐらいの話はされてもいいのではないかと思いますのでお尋ねします。

○議長 福祉介護課長。

○福祉介護課長 それでは、御質問にお答えいたします。

議員おただしの施設規模ですとか、あとは施設の個室やまた多床室といった施設の内容です、そういった部分についても、まだ検討中でございますので、それはあくまでもこれからの町の介護を支えるに必要な施設、在宅のソフトなども含めた全体的なイメージの中で、施設が果たすべき役割に必要な規模で、これから施設規模を十分に検討していきたいということでございますので、今現在その施設規模ですとか、あとは施設内での内容について、お答えできるものはございませんので、御理解いただきたいと思いをします。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 以前、議会で視察をしてきた経緯もありました。そのときにちょっと感じたことは、質問がそろっていなかったのでできませんでしたが、いろんな施設の中で、ただ修繕費なんていうのは、どれぐらいかかっているのかなというの、お聞きしたかったものですから、お答えできる範囲内でお聞きします。

○議長 福祉介護課長。

○福祉介護課長 お答えいたします。

町内にあります特別養護老人ホームにつきましては、社会福祉法人が運営している施設でございます。その運営の内容については、理事会などで提出されている資料などに掲載ございますけれども、町のほうではそちらについては、今手元にはございませんので、御理解いただきたいと思いをします。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 いずれにしても、この町で財源をもって、そして介護施設という言葉が正し

いのかどうか分かりませんが、そういう施設を備えて、恐らく事業委託をするような構想に行くのかどうか、そこら辺のところもあるのですが、町が建てて管理委託をするという構想になるのかなというふうには、私はそう感じるところなんですけれども、町がやるんだとすると、そのくらいのガリの市町村がほれほれするような建物をまず考えていかなくちやならないのではないかと、こんなふうに思うわけでありませう。

ですから、今現在この町は、今どれこれというものがなかなかないとするば、今こそ西会津町のこの姿をいい方向づけをするチャンスではないのかな、こんなふうに思ってお尋ねします。

○議長 福祉介護課長。

○福祉介護課長 それでは、御質問にお答えいたします。

特別養護老人ホームの整備につきましては、会津圏域管内で施設整備に関する調整が毎回される所です。これは介護保険の事業計画を策定するときに、各市町村間で情報を共有いたしまして、その会津管内で整備がどの程度利用者に対して、施設整備がなされていくのかというのを県で確認しながら、県が音頭を取って調整をまずしていくところがございます。

特別養護老人ホームの設置については、市町村や社会福祉法人が設置可能となっております。ただ、今現在町内にあります特別養護老人ホームは社会福祉法人が設置した施設でございますので、今現在の施設との検討は重ねながら、これから町で基本構想を策定するときに、どういう建設の仕方が適当なのかといったところの道筋を定めていきたいというふうにご考慮しておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 では、最後として町長にお尋ねします。

昨年でしたかね、町長選挙があつて、そのときも再び特別養護老人施設の増床と考へておられたものがあつたと思ひます。それらを踏まえた質問になりますけど、増床、今現在事業計画の中には入っていない、ではどういふふうにしてこれを実現するのかということをお尋ねするわけですが、そこの一端をお聞かせいただきたいと思います。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 特別養護老人ホームの増床についてでありますけれども、第7期の介護保険事業計画の中に、文言としてね、文言としていふゆる特別養護老人ホームの増床を検討している、調査検討するということの文言が入っています、8期です、第8期でした。

具体的に計画については、これから中期の計画の中にどういふ構想を立てるかというか、それは今ようやく検討が始まったばかりでありますけれども、私はやっぱり将来的には特別養護老人ホームの増床はしないといけないと思ひています。

というのは、さっき待機者の話も出ました。これからどんどん高齢化時代を迎えて、介護を必要とする方たちが増えてくるのが予想されるわけですよ。

できるだけ町は健康で長生きするまちづくりを今、鎌田先生の指導で今やっていますけれども、でもやはり介護を受けないといけないというときが必ずくるわけですよ。そのときに、介護を受けられないようなことには、介護を受けられるような、安心して介護を受けられるようなそういう施設の整備はしないといけない。

だから、今ある特別養護老人ホームのあそこの敷地の中に、増床ですよ、新しく建てるとなると、それなりの場所が必要ですし、今あそこの場所にはそんな場所ありませんよね。ですから、増床で考えないといけないかなというふうに思っていました。

今の特別養護老人ホームを建てるときは、全て平屋だったんです、平屋、それは移動の関係だとか、あるいは作業の関係とかいろんなことがあって平屋建て。今は、もうエレベーターがある、そういう時代ですから、少ない場所で、いわゆる増床をすることができるというか。

だから、新たに平屋の増床じゃなくて、やはり私は2階、3階あったっていいじゃないかと、そこに安心して皆さんが入れるような施設を整備するようなことを考えないといけないなというふうに思っております。

だから、この9期の介護保険事業計画、その前に、医療・介護推進連携基本構想という策定がありますけれども、この中でもしっかり皆さんの意見を聞きながら、そして将来のいわゆる高齢者の推移、あるいは財源の問題だとか、いろいろ考えないといけないことがありますし、この特別養護老人ホームは、これは社会福祉法人が整備することになるわけで、前はね、いわゆるそれが町ができなくて、社会福祉法人を設立して、あそこの施設をつくったという経緯があるものだから。

私は、頭の中にはそれしかないんですけど、今は何か町でもつくれるというような状況でありますけれども、あそこは社会福祉法人、西会津福祉会の施設になっていきますので、これから福祉会との協議を当然必要になってきますから、そんなことをいろいろ検討しながら第9期、取りあえずその前の基本構想の中で、それから第9期の介護保険事業計画の中にしっかりどういう形で事業計画するか、これから皆さんの意見を聞きながら研究してまいりたいと、こんなふうに思っています。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 町外で料金というのがかなり普通の料金では入れそうもないような金額に伺っていますが、西会津町は今特別養護老人ホームのところにおいて、ほかの半分くらいで入っていることができる。これはすごい西会津町の努力が実っているんじゃないですかって、話は聞いているんです。

では、今町長が言ったように、エレベーターはつけるわ、あれはつけるわ、これはつけるわ、じゃあ料金はどうなるのっていった場合に、どのようにお考えになっていきますか、その構想をお示してください。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 まだこれ計画が固まったわけではないのでね、だから、新しい施設が入る人がよ、今入っている人よりも料金高いなんてわけ、いかないでしょう、同じ料金にしないといけない。なぜ西会津福祉会の特別養護老人ホームは、いわゆる低料金で入れるか、あれはあそこの土地も町の土地、それから建てた土地もそれは福祉会、いわゆる社会福祉法人を設立して、社会福祉法人がお金を借り、あるいは補助金をもらって建てました。

でも、その負担は全部町が債務負担で支払ったんです。だから、福祉会の負担というのは一銭もなかったんです。だから安い、それが民間ですとね、土地代とか、建物の整備費とか、全部それは料金に跳ね返るわけ、ところがあそこの施設は全て町が全て、何とい

いますか、事業主体は社会福祉法人ではありますが、ちゃんと町が負担を、全て町が負担したために、今安い料金であそこに入所できるという状況になっているわけです。

だから、これから新しく施設が整備されてもですよ、それと今入っている人たちと全く料金別な形でいただくというわけには私はいかないと思いますし、そこら辺も含めて第9期のこの介護保険事業計画の中で、介護保険事業計画というのは、介護保険料まで全て算定されるわけですから、そういうところまでを含めてこれから検討してまいりたいと思います。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 老人の皆さんが安心して老後が本当に暮らせる場所ということ、御自分の住所を移して、そして生涯暮らしていけたらという願いが伝わってきております。それに応えていただけるように町の努力を期待しておりますから、この特別養護老人ホームの整備について、町民が安心できるような場所を提供していただきますことを御期待申し上げて、私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長 暫時休議にします。(14時52分)

○議長 再開します。(15時10分)

7番、小柴敬君。

○小柴敬 議員の皆さん、こんにちは。7番、小柴敬であります。

通告に従いまして、今回1点通告をいたしておりますので、随時読み上げます。

なお、同僚議員が2名、質問をされて答弁を行っておりますので、その分に関しましては、割愛をさせていただきます。

それでは始めます。

新型コロナウイルス感染症についてであります。

福島県内の感染者が減少傾向にある中、西会津町ではこども園でのクラスター発生など、感染者が増加しております。感染拡大による町民の不安が寄せられており、どのように返答したらいいか疑問点があるため、以下の点についてお伺いをいたします。

1点目は、感染の疑い、自覚症状などについてであります。

(1) としまして、風邪のような症状、発熱、強いだるさ、息苦しさ、これらが自覚症状と言われておりますが、最近のオミクロン株では、若い人を中心に自覚症状がない場合があるとと言われております。どのように対応すればいいのかお伺いします。

また、PCRの無料検査が可能と言われておりますが、場所についてもお伺いをいたします。

(2) としまして、感染が確認をされた人の自覚症状など、分かりやすく公表できないか、これは感染した場合の判断材料になると思いますので、お伺いをいたします。

3点目、発熱やだるさを感じ、受診・相談センターに電話をした場合、どのような対応をしてもらえるか、対応の事例などはないのか、また車の手配など医療機関に移動する際の不安等もお聞きしますので、それに対してお伺いをいたします。

4点目、発症が確認された場合、全て保健所からの指示に従って行動するようになっておりますが、町の診療所での発症確認後についてはどうでしょうか。

5点目、感染症と診断された場合の自宅療養期間と、職場への復帰の判断は個人差があ

と思いますが、無症状の場合、どのように判断をするのでしょうか。また、最終PCR検査の有無についてもお伺いします。

6点目ですが、感染して医療機関に入院した場合、入院費は支払う必要がないと聞いております。その期間は、仕事先の休業補償など、どのような方法があるのかお伺いをいたします。

大きな2点目です。これは濃厚接触についてお伺いをいたします。

(1) 濃厚接触とは感染者、すなわち陽性者がマスクなしで、手が触れる距離1メートル以内で15分以上接触した場合、会話とかカラオケ等と、そういう場合とありますが、不織布マスクを正しく着用した場合には、濃厚接触者には該当しないとあります。感染者から連絡があった場合、これは自己判断でいいのかお尋ねをいたします。

(2) 同居親族が感染した場合、どのような行動をすればいいのか。特に子供が感染した場合、家族全員が濃厚接触者になることが多いと思いますが、それらの対応についてお伺いをいたします。

(3) 感染し、自宅療養については、食料などの支給があるが、濃厚接触者に対する助成などはどのようになっているのでしょうか。食料支援、あるいは休業支援金などです。

大きな3点目です。新型コロナウイルスワクチン接種についてお伺いをいたします。

現時点までの町内ワクチンの接種状況についてお伺いをいたします。特に、対象年齢別接種完了状況等について再度詳細にお知らせください。

また、幼児・児童・生徒、5歳以上17歳以下のワクチン接種進捗状況についてもお伺いをいたします。

次の(3)、(4)については、割愛をさせていただきます。

大きな4点目、マスクの着用についてであります。

5月20日の厚労省の報告では、幼児のマスク着用や屋外での状況に応じた着脱が提示をされました。町でも分かりやすいマスク着用基準などを公表すべきと考えますが、それについてお伺いをいたします。

大きな5点目です。町民の不安解消に向けてであります。

感染しないよう十分注意していましたが県知事までもが感染し、町内でも感染防止に向けた情報発信がケーブルテレビなどを通じて放送されております。身近に感染者や濃厚接触者が増加傾向にあり、町民の不安を少しでも取り除くため、様々な状況に応じた対応について、分かりやすい説明が必要と思いますが、いかがでしょうか。

以上、大きく5点お伺いをいたします。よろしく申し上げます。

○議長 健康増進課長、矢部喜代栄君。

○健康増進課長 7番、小柴敬議員の新型コロナウイルス感染症についての御質問にお答えいたします。

1点目の感染の疑い、自覚症状などについての御質問ですが、まず自覚症状がない方で感染に不安を感じている方への対応につきましては、県が実施している無料検査を受けることができます。

検査場所につきましては、調剤薬局やドラッグストアの薬局を中心に、県内186か所で実施しており、会津では27か所設けられております。なお、無料検査の期間は、現在のと

ころ6月30日までとなっております。

次に、感染した場合の自覚症状につきましては、人によって異なりますが、最もよくある症状といたしましては、発熱・せき・倦怠感・味覚または嗅覚の消失といわれています。今後もこのような症状がある場合は、早めにかかりつけ医などを受診していただくよう周知してまいります。

次に、受診・相談センターの対応についてであります。県に設置されている受診・相談センターは、かかりつけ医を持たない場合や相談先が分からない場合の相談先であり、受診・相談センターに御相談いただければ、最寄りの診療・検査医療機関を案内されることとなります。

移動の際の不安など、一般的な相談は、県の一般相談のコールセンターが設置されていますので、そちらへ問合せをすることができます。なお、町健康増進課にお問い合わせいただければ、内容に応じた相談先を御紹介することもできます。

次に、町の診療所で陽性が確認された場合についてであります。診療所より感染者本人に検査結果を連絡するとともに、管轄の保健所に感染者の発生届を提出することになります。その後は、保健所の指示により療養することになりますが、国が定める基準を満たす場合は、自宅療養者に対し診療所の医師が新型コロナウイルス経口薬を処方することができます。

次に、陽性と確認された場合の自宅や宿泊療養施設における療養期間と職場復帰の時期につきましては、症状がある場合には、症状が出た日の翌日から10日間以上、症状がない場合には検査の翌日から7日間の療養期間が定められております。

ただし、特に症状がある場合には症状の程度により変わり、それぞれのケースに応じて保健所の判断と指示に従い療養することになります。なお、療養期間が終了し職場等へ復帰する際のPCR検査等の確認は要しません。

次に、感染し入院した場合の医療費の負担と休業補償についてであります。新型コロナウイルス感染症の治療費については、指定感染症に指定されたため自己負担分が全額公費で賄われることになり、本人負担はありません。

休業補償ということでは、御自身が加入している国民健康保険などの公的医療保険により、傷病手当金が支給されます。支給内容につきましては、御加入の保険により異なりますが、町の国民健康保険の場合は、一定の要件を満たせば通常の収入額の3分の2程度の支給が受けられます。なお、傷病手当金の申請は、国民健康保険であれば町の窓口、その他の医療保険であれば、それぞれの事業所か健康保険組合に申請することになります。

2点目の濃厚接触についての御質問であります。濃厚接触者の定義につきましては、議員おただしのとおり、感染者がマスクなしで手が触れる距離1メートル以内と言われておりますが、手が触れる距離で15分以上接触した場合となります。同居の家族以外の濃厚接触者には感染者本人から連絡することになっており、保健所の指示により対応していただくこととなります。

次に、同居親族が陽性者となった場合の対応についてであります。御家庭内で注意していただきたい点としては、食事や寝る部屋を分け、極力部屋から出ないようにすること、感染者の看護や世話はできるだけ限られた人で行うこと、家の中ではマスクを着用するこ

と、小まめに手を洗うこと、定期的に換気をすること、手で触れる共用部分を消毒すること、衣服を洗濯する際は手袋とマスクをすること、ごみは密閉して捨てること、などがあります。

次に、濃厚接触者に対しての食料支援や休業支援につきましては、感染者の場合と違い、現在のところ支援や助成の制度はありません。濃厚接触者には食料調達など、生活に必要な最小限の外出は認められております。

3点目の新型コロナウイルスワクチン接種についての御質問にお答えいたします。

新型コロナウイルスワクチンの町内の接種状況についてであります。3回目接種を受けた方の割合、接種率については、6月1日現在で65歳以上の高齢者が93.1%、18歳から64歳までの方が86%、12歳から17歳までの方が70%となっております。

5歳から11歳の小児については、厚生労働省の厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会において、発症予防効果や重症化予防効果に対する根拠が十分ではないことから、現在2回目の接種までしか認められておりません。現時点においては、接種の努力義務はなく、また保護者の中には副反応などへの不安から接種を見合わせている方も多いため、現在のところ5歳から11歳までの小児は57.4%という接種率となっております。

次に、4点目のマスクの着用についてであります。新型コロナウイルスは、多くの場合、せきやくしゃみ、会話の際に排出される飛沫を吸い込むことにより感染すると考えられており、マスクの着用は感染者が飛沫を拡散すること、相手からの飛沫を吸引しないこと、双方に効果があると言われております。新型コロナウイルスの感染拡大とともにマスクの着用が定着していますが、先頃、国より今後のマスク着用の考え方が示されたところであります。

町といたしましては、国の示しているマスク着用の考え方を基本としながらも、必要な場面では適切にマスクを使用し、しっかりと感染防止対策をしていただくことが重要である旨、引き続き周知を図っていくことにしておりますので御理解願います。

次に町民に対する分かりやすい説明についてであります。町では新型コロナウイルス感染症が流行して以来、感染防止対策のお願いや感染した場合、また濃厚接触者になった場合への対応について、チラシやケーブルテレビ、町ホームページ、SNSなどの手段を活用して、町民の皆さんに情報を提供してまいりました。しかしながら、いざ現実に感染したり、濃厚接触者になった場合、どのように対応してよいか分からないという町民の方が町担当課に問い合わせられるケースもあり、その都度保健師等が助言するなどの対応をしております。

町といたしましては、さらに感染防止対策や感染した場合の対応などについて、様々な手段を使って情報提供するとともに、身近な相談窓口として町民の皆さんの不安を少しでも解消できるよう保健師等による相談体制の充実に努めてまいりますので御理解願います。

○議長 7番、小柴敬君。

○小柴敬 それでは、随時それぞれ質問の順序に従って再質問をさせていただきます。

1点目の会津地区において27か所の無料検査場、これは私もホームページ、ネットで検索をさせていただきました。私のときには26か所というデータが手元でありますけれども、これいづれもPCRと、それから抗原定性検査、これ等ができるという場所、それか

ら時間、それらが掲載をされております。

残念ながら、我が西会津町にはありません。坂下にもありません。万が一感染したというような自覚症状があった場合、心配な方が行くとすれば、若松地区、あるいは喜多方に行くほかありませんが、行ってこれはすぐにこの時間帯に行けば検査を受けられるというようなものでしょうか。それについて一点をお伺いをいたします。

○議長 健康増進課長。

○健康増進課長 全ての会場同じかどうか、ちょっと把握しておりませんが、一部の会場では、前日までに予約、それもインターネットを通じた予約のみを受け付けるといったところもありますので、それぞれの会場に事前に連絡してからお出かけいただければというふうに思います。

○議長 7番、小柴敬君。

○小柴敬 これらは、いずれも私パソコンを使ってそのホームページ等を検索して得た情報であります。町ではこういった情報について、ケーブルテレビ、あるいは紙面等を通じて公表はされておられませんけれども、もし不安のある方いるようであれば、やはりそういった情報提供をする必要があると思いますが、町としてどのような対策を今後取っていくかお聞かせください。

○議長 健康増進課長。

○健康増進課長 お答えいたします。

自覚症状ない方の無料検査場につきましては、ホームページ上で御案内はしていますが、チラシ等では、確かに目に触れやすいものではやってございません。そういったいろいろな手段を使った公表というのも今後考えていきたいと思っております。

○議長 7番、小柴敬君。

○小柴敬 町のホームページ、あるいはケーブルテレビ、これは結構毎日御覧になっている方がいらっしゃると思います。そういったところの媒体を活用しながら、町民の安心安全のために情報発信、ぜひお願いをいたしたいと思っております。

それから、濃厚接触者についての質問をさせていただきます。濃厚接触でありますけれども、それぞれ療養期間につきましては、無症状の場合は、療養期間、あるいはこれは濃厚接触者じゃなくて、感染者ですね、感染者の場合は10日、あるいは濃厚接触者の場合は7日、そして濃厚接触で症状がない場合、それを早めに職場復帰したいときには、4日目、5日目に抗原定性検査を2回やって異常がなければ職場復帰できるようにありますけれども、これらの報告義務的なものは、ないんでしょうか、職場に対してですね。お伺いいたします。

○議長 健康増進課長。

○健康増進課長 お答えいたします。

濃厚接触者の職場復帰などについてであります。今議員おっしゃられたとおり、検査を短縮することもできます。この検査の結果については、特に報告する義務というのは定められておませんが、それぞれの事業所において、それぞれコロナ感染、もしくは濃厚接触者になった場合の対応については示されている場合がありますので、そちらにそれぞれ従っていただくということかなというふうに考えております。

○議長 7番、小柴敬君。

○小柴敬 では、食料の支給という観点からお伺いをいたします。

感染して、例えば独身であって、アパートに住んでいると、食料もないといった場合においては、保健所あるいはその他、町の機関、健康増進課あたりにもあると伺っておりますが、食料の提供ということで持っていくということでもありますけれども、それに関して、まさか防護服を着ていくとか、そんなことで特定されるようなことはあってはいけないと思うんですが、その辺の対応についてお伺いをいたします。

○議長 健康増進課長。

○健康増進課長 感染された方への物資の支援ということではありますが、これは県の事業でやっておりまして、その配達については、町に事業が委託されております。

町が感染者のために届ける際には、連絡いたしまして、あまり接触しないように玄関先に置いて、再度連絡を入れるですとか、そういったことで、防護服までは着用せず、静かにといたしますか、置いてきて、また連絡をするというようなことで対応しています。

○議長 7番、小柴敬君。

○小柴敬 それでは、3点目のワクチン接種について質問を替えます。

アレルギー反応とかそういったもので接種をしていない方、最近6月初旬のほうからノババックス社製の予防接種ということで、重篤なアレルギー反応が極力押さえられるというような予防接種が可能となってまいりました。

これに対して、町では今現在その約5,427名の今人口の中で、おおむね4,835人、これが3回目の接種を終わっておるとい町長の提案理由の報告のときの数値であります。

それに12歳以下の人数も加えればかなりの接種した方がいらっしゃいますけれども、こういったアレルギー反応等がある接種ができていないという方々の人数とか、そういったものは把握していらっしゃいますでしょうか。

○議長 健康増進課長。

○健康増進課長 ワクチン接種を受けられていない方につきましては、その理由については、町で把握はしておりません。

この受けられていない方の中に、今議員おっしゃられたアレルギーによって、心配で受けられないといった方もいらっしゃるかもしれません。そういった方には、このノババックスによる接種、県のほうで実施して、現在のところおりますので、そういう問合せがあれば、県のほうの接種会場のほうに行っていただくように説明はしたいと思います。

○議長 7番、小柴敬君。

○小柴敬 新聞発表によりますと、6月下旬から県内4会場ということで、接種可能になるということでありましたので、もしその4会場が発表になった際には、町のホームページ、あるいはいろいろな情報手段を通じて、そういった方々に広く周知できるような体制を取っていただきたいんですが、その点はいかがでしょう。

○議長 健康増進課長。

○健康増進課長 お答えいたします。

既にノババックスによる接種、先週から始まっておりまして、福島市のほうでございまして、始まっておりまして、今後も随時県からそういった情報が来た際には、町民の皆さま

んに広く周知してまいりたいと考えております。

○議長 7番、小柴敬君。

○小柴敬 4点目のマスクの着用についてということでお伺いをいたします。

実は、町内においてこのマスク着用云々に対して、例えば広い郊外だったら要らないよというようなことが発表されているにもかかわらず、農作業をしながらマスクをしてやっ
ていらっしやる、本当に心配性な方というか、なかなかマスクを外せない方が結構お見受
けします。

また、町内ほとんど誰も歩いていないのに、マスクをして歩いていらっしやる、そうい
った方に対して、やはりマスクを外してもいいんだよと、条件を整えよということがあり
ますので、5月25日に事務局から提出されておりますアドバイザーレポートということ
があつて、距離の確保が可能、あるいは推進基準というようなものがはっきりと提示され
ておりますので、町でもこういったものは、早めに皆さんに提示されて、特にこれから熱
中症が起りやすいときでもあります。ですから、外で農作業の方は要らないというよう
なことをはっきりとお伝えする必要があると思うんですが、その点いかがですか。

○議長 健康増進課長。

○健康増進課長 お答えいたします。

マスクの着用につきましては、先ほど国のほうからその考え方について示されたところ
でございます。例えば、屋外であれば一定程度、2メートルという数字が出ておりますが、
一定程度距離があればマスクを着用する必要はないというような考え方も出ております。

このようなことですか、それから熱中症予防にかかる考え方もあります。着用するこ
とによるリスクというものがございます。この辺は、国の考え方も合わせて周知してまいり
たいというふうに考えますし、ただ、必要な場合にはしっかりと感染対策としてマスクの
有効性も合わせて周知してまいりたいと考えますので、御理解いただきたいと思ひます。

○議長 7番、小柴敬君。

○小柴敬 マスクに関しましては、不織紙マスクが一番いいということで政府のほうも通
達をされているように思ひます。布製のマスクとかは、飛沫感染防止等には、くしゃみ
をしたとき等でも随分と飛沫が拡散されます。ですから、できれば不織紙マスク、こうい
ったものを使って予防できるということでもありますので、こういったこともぜひ公表して周
知徹底を図っていただきたいと思ひます。

それでは最後であります、町民の不安解消に向けてということで、もし感染した場合
においては、全て電話なり、診療所において結果が出た場合、それから検査結果場から、
保健所から連絡があつた場合、全て保健所からの指示、あるいは町の診療所からの指示、
全てそういったことに従つて行動するということがあります。

なおかつ、自宅療法の際は、パルスオキシメーターで数値を図り、95%以下になつた
ときには、速やかに連絡をして、重篤化しないように自分で対応するというようなことな
っております。

かつてデルタ株のときには、一人で生活をしていて亡くなつてしまつたというようなこ
とがあり、今オミクロンになつてから、重篤化するという例は非常に少なくはなつてきま
したけれども、やはり情報発信という面では、しっかりと町がサポートし、町民が安心で

きるように、そういった情報をしっかり発信していただきたいと思います。

私ごとで失礼ですが、6月8日以降の感染者数に関して、町のホームページを見たところ、まだそれから増加した部分に関しては、ホームページに掲載されておりませんので、できれば毎日更新をしていただいて、速やかにホームページ上で感染者、そういったものを皆さんにお知らせしていただく、そういったことをしっかりと対応していただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長 健康増進課長。

○健康増進課長 この新型コロナウイルス感染症に関しましては、町としても国県の対策、これを速やかに町民の皆さんにお知らせすると。それから、やはりお知らせしていても、答弁でも申し上げましたが、いざ感染したとなると、やはり非常に不安になるということですので、ぜひ相談先が分からない、不安だという方は、ぜひ町の健康増進課のほうに御相談いただければというふうに考えます。

それから、感染者の情報につきましても、速やかにホームページにアップするようには努めておりますが、今後もそのように対応したいと思います。

○議長 7番、小柴敬君。

○小柴敬 都会のほうではワクチン接種が進み、なおかつ田舎のほうでもワクチン接種が進んでおります。そのワクチンの接種をすることによって、感染拡大をある程度その地域、あるいはワクチンを打っていない方にもそんなに広がらないような、そういった状況が最近見受けられていますけれども、やはりますますその感染力が強いという点では、このオミクロン、非常に私どもも商売している関係で心配な点もありますので、しっかりとそういった情報発信を町にお願いをいたします。

私の一般質問はこれで終わります。

○議長 お諮りします。

本日の一般質問はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。お疲れさまでした。(15時50分)

令和4年第4回西会津町議会定例会会議録

令和4年 6月14日(火)

開 議 10時00分
散 会 14時02分

出席議員

1番	荒海正人	6番	三留正義	10番	青木照夫
2番	上野恵美子	7番	小柴敬	11番	清野佐一
3番	小林雅弘	8番	伊藤一男	12番	武藤道廣
5番	猪俣常三	9番	多賀剛		

欠席議員

4番 秦 貞 継

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	薄 友 喜	建設水道課長	石 川 藤一郎
副 町 長	大 竹 享	会計管理者兼出納室長	五十嵐 博文
総 務 課 長	伊 藤 善 文	教 育 長	江 添 信 城
企画情報課長	玉 木 周 司	学校教育課長	佐 藤 実
町民税務課長	渡 部 峰 明	生涯学習課長	齋 藤 正 利
福祉介護課長	渡 部 栄 二	健康増進課長	矢 部 喜代栄
商工観光課長	岩 渕 東 吾	農林振興課長	小 瀧 武 彦

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	長谷川 浩 一	議会事務局主査	品 川 貴 斗
--------	---------	---------	---------

令和4年第4回議会定例会議事日程（第5号）

令和4年6月14日 午前10時開議

開 議

- 日程第1 一般質問
- 日程第2 議案第1号 西会津町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について
- 日程第3 議案第2号 令和3年度西会津町一般会計補正予算（第10次）の専決処分の承認について
- 日程第4 議案第3号 西会津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第4号 令和4年度西会津町一般会計補正予算（第1次）
- 日程第6 議案第5号 監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第7 請願第1号 「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める請願書
- 日程第8 意見書案第1号 「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書
- 日程第9 常任委員会の所管事務調査（管内）実施申出について
- 日程第10 広報広聴常任委員会の継続審査申出について
- 日程第11 議会運営委員会の継続審査申出について

日程第12 議会活性化特別委員会の継続審査申出について

閉 会

(議員互助会総会)

(広報広聴常任委員会 広聴分科会)

(広報広聴常任委員会 広報分科会)

(一般質問順序)

1. 三留 正義
2. 多賀 剛
3. 青木 照夫

○議長 おはようございます。

令和4年第4回西会津町議会定例会を再開します。(10時00分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1、一般質問を行います。

昨日に引き続き、順番に発言を許します。質問者は、順次質問席に着き、発言を求めてください。

6番、三留正義君。

○三留正義 おはようございます。議席番号6番、三留正義です。

私は、今定例会に一般質問の通告をしておりますので、質問をさせていただきます。

質問の事項としては、1点、西会津町の財政についてということで提出しております。

その中、内容として、伺いたい内容について通告してある分については、一つは、今年度予算で、下水道事業会計において一般財源の負担を軽減するため、資本費平準化債を借入れるとの説明であったが、過去の取組経緯と今後の見通しはどのようになるのかを伺います。

二つ目、町債の償還元利金について、現在までの推移と、今後の償還元利金の推移、また逓減していく時期の見通しについて伺います。

○議長 総務課長、伊藤善文君。

○総務課長 6番、三留正義議員の町の財政についての御質問にお答えいたします。

まず、資本費平準化債借入れについてであります。去る3月議会定例会の当初予算質疑の中でも御説明申し上げましたが、下水道事業会計においては、令和3年度から令和6年度までの4年間を計画期間として、資本費平準化債の借入れを予定しているところであります。

この資本費平準化債につきましては、下水道施設の処理場や管路の耐用年数が50年であるのに対し、下水道事業債の償還年数が30年と短いことから、地方債償還の平準化と世代間の負担平準化を目的とした据置3年・償還20年の地方債であります。

下水道事業債などの償還は、一般会計から公営企業会計への繰出金の額に連動しており、水道事業を含めた公営企業会計への繰出金のピークは令和3年度から令和6年度で、毎年度3億5千万円程度となっております。また、一般会計の公債費償還のピークも令和元年度から令和7年度までとなっていることから、財政負担の平準化を図るため、令和3年度から令和6年度まで資本費平準化債を借入れすることとしました。

なお、令和3年度は、7,700万円を借入れし、令和4年度は、公共下水道事業と農業集落排水処理事業で合計8,600万円の借入れを予定しております。

次に、町債の元利償還金についての御質問であります。主に一般会計の状況についてお答えいたします。

町債の元利償還金につきましては、平成30年度以前は、7億円台の償還金でありましたが、令和元年度以降は小学校や認定こども園整備など大規模事業に係る償還が始まったことから、8億円台に増え、令和2年度に実施した繰上償還分を除くと令和4年度の8億5,922万2千円が直近でのピークとなっております。一般会計の元利償還金については、

令和7年度まで8億円を超える額で推移する見込みで、令和8年度には7億5千万円に減少し、令和11年度以降は7億円を下回る見込みであります。

今後も、地方債元利償還金をはじめ、特別会計、企業会計を含めた総合的な財政規律の確保と中長期的な視点に立った財政運営に努め、安定した持続可能な町政運営に取り組んでまいりますので、御理解願います。

○議長 6番、三留正義君。

○三留正義 それでは、私も3月の定例会で説明を受けて分かった気でしたんですけども、やはり細かいことを考えていくと分からない、不明な点が多いので、今般の定例会で皆さんと一緒に勉強させていただきたいと思うので、ひとつよろしく願います。

まず、資本費平準化資金の性質について、まずお伺いします。今ほど答弁の中で説明いただいた耐用年数の50年の中で、借入れができる最長期間が30年、残った分の20年以内で平準化資金が使える、償還が残っている元金について平準化資金が使えるという説明だったのか、一応再度確認します。

○議長 建設水道課長、石川藤一郎君。

○建設水道課長 資本費平準化債の性質、制度的な部分でお答えしたいと思います。

資本費平準化債でありますけれども、総務課長の説明の中でも一部あって重複しますが、汚水処理施設の資本整備に係る世代間負担の公平を図ることがまず目的となっております。

その制度の内容でありますけれども、供用開始後の施設に係る地方債の元金、元金の償還金から減価償却費相当を差し引いた額に対して発行が認められている地方債でございます。元金の償還据置きが3年の20年償還ということでございます。

制度的なところはそのような感じでございます。

○議長 6番、三留正義君。

○三留正義 平準化債については、一応30年の元金、減価償却を除いた分を再度借入れとして起こすことができるということですね。

あと、もう一つですね、通常環境費っていうんですか、水道のほう。水道のほうの企業債の最長借入れ期間っていうんですか、耐用年数が50年なので50年なのか、同じように30年なのかちょっと分からないので、そちらのほうも合わせて願います。

○議長 6番、三留正義君。

○三留正義 失礼しました。下水道からということで通告もしてあることから、今の部分については取り消します。

それでは、平準化債に戻りまして、これを昨年から起債していくということで全体の財政の中で、先ほど町債の償還額のピークの話をしていただきましたけれど、ちょっとイメージ的には据置期間もありますよね、平準化資金って。だから、横にスライドして償還ラインが下がってくる速度、カーブがさらに緩やかになるのかな、がくがくと下がらないで、さらにゆったり下がってくるようになって、ちょっと遅くなる、当時のイメージよりは償還額の減少が、軽減してくる速度が遅くなるのかなとイメージしていたんですが、実態としてどのようなカーブを描くのか御説明してください。

○議長 建設水道課長。

○建設水道課長　それでは、企業債償還の推移といいますか、減少するラインの説明を申し上げたいと思います。

償還金につきましては、今年度以降、この平準化借入れ以降ですけれども、償還金自体はほんとに少しずつ緩やかに右肩下がりになる見込みでございます。それで、残高につきましては、さらに緩やかにではありますけれども、ピーク、令和4年度以降、目に見える形で緩やかに右肩下がり、残高も減少していくというシミュレーションを組んでございます。

○議長　6番、三留正義君。

○三留正義　シミュレーション上はゆったり下がってくる。で、一般財源の負担を軽減していくということで、今回は8,600万円かな、平準化資金にもっていく。そうすると、一般財源から8,600万円は水道に繰り出さなくてもいいんだという考え方になるんだと思うんですけど、一般財源から下水道に繰り出金が相当額繰り出されていますが、今年度の予算、1億4千万円くらいだっけかな、その繰り出されるお金、下水道に限っては一般財源から繰り出されるものは何らかの国からの措置、交付税措置だとかそういったものが背後にあるのかないのか、その辺の説明をお願いします。

○議長　建設水道課長。

○建設水道課長　お答えいたします。

この資本費平準化債、借入れすることによりまして交付税措置が2分の1、逆にあれです、2分の1、その借入れに対しては減額というような形であります。

○議長　6番、三留正義君。

○三留正義　平準化資金を利用した部分については、算定を2分の1減ずる。それで、今、聞いたのは一般財源のほうからの繰り出金、下水道の1億幾らか繰り出して入れる、その金額に対して70%だかの交付税措置とかそういうものがあるのかないのかを、今伺ったんですが。

○議長　総務課長。

○総務課長　お答えいたします。

公債費に対しての交付税措置という部分でございますが、下水道に係る分につきましては50%の交付税の算入率ということになっております。

○議長　6番、三留正義君。

○三留正義　交付税措置がある部分もあるということは分かりました。

交付税措置があるにしても、2月の決算で、間もなく来る2年度と3年度の決算、迎えるわけですけれども、今までもそれはもう見込まれてきているという形で町が運営されているわけでしょうけれども、改めて入ってくるのはそういうことではないということで、大きな財政のほうに話をまた戻していきますけれども、今、町債、そして、水道もそうですけど企業債、実質公債費比率という形で夕べも改めて読ませてもらった、これ非常に重要なポイントだなと思って見てきたんですけど、企業債も当然その中に入ってくる、町債も入る。

そういった中で、知事の許可が要るラインが18%ということで、私、表の25と35%しか見てなかったんですが、改めてちょっと説明を見たら、18%が危険なライン、赤信号だ

よということで、うちの町が 12.5%ぐらいですか。今まで出ているものが令和2年 12.8 という数字ですけども、町の標準財政規模、その他いろいろ要素を勘案すると、うちの町の償還元利金が少し重くなってきているというのが、やはり 13%ちょっと超えてくると、償還元利金がやや重い、財政の中でちょっと圧迫してくるっていうような感じなんだなっていう、18%までいったら相当なものになってしまう。そしたら、今後もこの実質公債費比率はやっぱり十分注視していかなきゃいけない部分だなと思って見ていましたけれども。

ピークの話で、令和7年から下がり始まるというようなお話だったかと思うんですけど、これもちょっと私も単純には理解しにくくて、僅かな金額でも繰越明許だとかちよっと送られていく、翌年度にスライドしていく部分もあるので、必ずしもどんぴしゃでこう7年かかっていうと、その間にまた何か過疎債なりね、何か介護の施設で、昨日もお話があったようですけど、何かどうしても必要なものがあるって事業をやるなんていうと、必ずしもこういなくなってくるのかな。そしたら、起債できないとかそういうことではないんですけども、やはり何か今の段階では7年で逡減してくる、はっきり分かるようになるっていうことだと思うんですけども。

今現在、町で実施計画、今年は実施計画というか総合計画上の事業はできる。だから、お金がないわけではない。歳出の積上げで歳入が賄っていきける、だから、うちの町は別段何ら問題はない。それは、私も承知していますけれども、ただ伸び代分、要は起債について新規に起こすと、償還元利金で押されてくる。だから、そこら辺のバランスなんですけれども、今後の推移として特定事業などは、今、私は知り得ないんですけども、今後の考え方としての進め方、どういうふうな警戒というか注意点を、今、お持ちなのか、考え方としてお示しいただきたいと思います。

○議長 総務課長。

○総務課長 答えいたします。

今現在、町でシミュレーションについて先ほど申し上げましたが、令和7年度以降緩やかに減少していく、7億円台を下回るのが11年度という部分の、今、シミュレーションを組んでおるところでございます。

こちらのほうにつきましては、まず実施計画上では、令和6年度までの事業費を見込んだ上で、7年度以降につきましては、ある程度の事業規模を予想して町債をどれだけ足りるかという部分、ある程度の数字を見込んだ上でシミュレーションを組んでいるという形でしております。

先ほど、大規模事業これから総合計画の策定があるという部分につきましても、まだ具体的にどういう事業規模で、どういう形で実施するのかという部分は不透明な中ではございますが、先ほど申し上げましたように、今後緩やかに減少、起債の償還額のピークも減っていくということの中で、もし大規模事業実施するとなれば、それを踏まえた上でのスケジュール感でやっていきまして、その逡減分の中で新たな部分の財政事業的な部分は飲み込めるのではないかとという形で、今、シミュレーションを組んでるということでございます。

○議長 6番、三留正義君。

○三留正義 収入、資金不足では事業、当然できなくなってしまうので、見合った形でやっていくということですね。ただ、その中でも急遽必要な構造物なり、そういった施設が要求されるなんていうことも、また災害ですかね、そういったこともなきにしもあらず。

そういったことで、今、うちの町で一番弾力構造の中で働きを持っている、支出上も活躍しているのが財政調整基金だと思います。財政調整基金の補正前、今お手持ちで分かる残高と財政調整基金の計算して出てるか出てないか分かりませんが、年間平均残高、一定の基準日で毎月12個を足して12で割る。そうすると、平均残高っていうのが出てくるかと思うんですけど、もしその数字があれば併せてお願いしたいと思います。

○議長 総務課長。

○総務課長 お答えいたします。

財政調整基金の推移ということでございますが、一応手持ちの資料の中で平成30年度末での残高ということでお答え申しますと、平成30年度末におきましては8億500万円程度、令和元年度につきましては7億1,300万円、令和2年度では7億5,100万円という形になりますので、それを平均しますと大体やはり8億円弱ぐらいの予算、直近3か年の分では財調残高となっております。

あと、一応これから議案の中で申し上げますが、令和3年度末では申し上げますと、約9億8,500万円程度の財調の残高の見込みとなる予定でございます。

○議長 6番、三留正義君。

○三留正義 先行して数字を出してもらった部分もあって、大変申し訳ありません。

この財政調整基金そのものが年度末残高で追っていくと、ちょっと動きというか年間の平均ベースが分かりにくいなと思ったんですが、それは後で直接伺いに行きますので、年間のベースは後で伺いますからそれはいいです。

その財調の在り方というのは、私は今の状態でまあまあいい線行ってるのかな、多からず少なからず、常時7億円あるわけではないのでそれも承知してます。ですから、瞬間的にぼんっと入れれば、年度末とかになればそういうふうに残高が上がるということだと思います。

そういった中で、やっぱりこの財調もきりきりに、なかなか使うということは考えにくいのかな。そしたら、適正運用、安全な財政運用の中で財調の有用性っていうのかな、そういったものについてより高まってきたのかと思うんですが、財政のほうでの認識、緊張感というのはどのような考え方を持っているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長 総務課長。

○総務課長 お答え申し上げます。

財政調整基金という分につきましては、財政の調整の部分もございまして、やはり今現在の財政状況の中で、この残高がある程度見込みでいけませんと、ある程度持続可能な調整運営という部分はできないのかなと考えております。

したがって、今後も様々な部分で行財政改革なりを進めまして、ある程度の経費の削減も含めまして、これだけの財調残高を目指して財政運営をしていきたいというような形で考えております。

ですので、やはり緊張感を持ちながら、今後も財政運営は進めていきたいというような

考えで思っております。

○議長 6番、三留正義君。

○三留正義 今まで、ちょっともやもやしていたところがかなり鮮明になってきました。毎年毎年一定の額を上下水道に一般財源からお金を繰り出して運用してもらっている。資金不足分、減価償却費相当というふうなうたいでしたかね。ですから、公営企業法では、赤字じゃなくて一般財源からお金を入れて健全な状態になるというような仕組みに何か読んだところそのようなことでしたから、うちの町のどの事業をとっても非常にすばらしく、よくできているんだなど、私も改めて認識したところです。

ただ、緩みというか、ちょっとその弾力性が少しずつ失われているというか、硬直してきてるなっていうのも間違いないのかな。それは、数字上私も感じてはいます。ただ、いろいろプラス要因、ふるさと納税だとか、今後もしろいろな要素が歳入側で期待できるところもあると思いますので、今後も今この瞬間の状態だけじゃなくて好転していく要素もあるだろうと思っています。

それで、最後になんですけど、なかなか容易じゃない財政の中で、ちょっと時期が遅くなりましたけれども、町なかの道路について一般質問でいろいろ訴えた町民の方の声などを届けた補修、そういったものが南浦線だとか、ああいったところも町がやっと手当ができてよかったなと感じているので、時期が遅くなりましたけれども、町当局の方には一定の評価をしたいと思いますので、この場を借りて言葉にさせてもらいました。

これで、私の一般質問は終わりたいと思います。

○議長 9番、多賀剛君。

○多賀剛 皆さん、おはようございます。9番、多賀剛でございます。

今定例会に2件の一般質問の通告をしておりますので、通告に従いまして順次質問をさせていただきます。

まず初めに、西会津町歴史文化基本構想についてお尋ねをいたします。

西会津町歴史文化基本構想は、数多くの町民の皆さんが策定に関わり、3年間の策定期間を経て、後世に残すべき歴史、文化、風土記をまとめ、今後の歴史文化行政の指針となるものであります。

早いもので、今基本構想が策定されてから4年が経過しようとしております。その間、地域の人々が企画、立案、実施する各種の歴史・文化・探求のツアーや、町観光交流協会との共催によるまちのお宝を再確認する、あるいは再発見する取組が盛んに行われてきたようであります。残念ながら、ここ2年間ほどはコロナ禍にあって多くの人を集めての開催ができない状況でありましたが、今年度からはウイズコロナ、感染状況を見ながら再度実施に向けて取り組んでいただきたいと思います。

本構想の目的は、文化財をその周辺環境まで含めて総合的に保存・活用し、地域おこし・町おこし・ひいては観光に活かすことを目的とするものであります。本構想への取組の現状と今後の展望、課題について何点かお伺いをいたします。

1点目に、本構想の具現化に向けた取組はどのようになっているのか、お伺いをいたします。

2点目に、まちの宝はまちの魅力でありまちの財産であります。本町の有形無形文化財

等のさらなる周知が必要と思いますがいかがでしょうか。

3点目に、これ私の個人的な懸案でもありました本町の上小島遺跡、芝草・小屋田遺跡から出土された縄文土器群が、昨年県重要文化財に指定されました。この機会に、以前より提案しておりました縄文で町おこし、4年前に開催した縄文シンポジウム、あるいは企画展、縄文土器展のようなことができないのか、今後の展望についてお伺いをいたします。

2件目の質問といたしまして、中学校の部活動体制についてお尋ねをいたします。

去る6月1日付の新聞報道によりますと、スポーツ庁の有識者会議は、中学校の休日部活動指導は2025年度までに、地域移行を目指すとの報道がされました。以前より地域のスポーツ団体との融合・調整、あるいは指導体制の課題が指摘されてきたところではあります。この報道を素直に捉えるならば、今後はより具体的な対策が求められようとしております。

教職員の働き方改革が叫ばれる中、自然な流れなのか、あるいはやむを得ない流れなのかは分かりませんが、教育現場での混乱が危惧されるところであります。

我々の時代は、必ずその競技やスポーツに精通した先生がいて、部活の顧問あるいは指導はその先生が担当し、部活も教育の一環だと当たり前のように見てきた世代としては、これからどうなるのか多少戸惑いを感じるころであります。

本町のような山間部の学校に関しては特例もあるようではありますが、生徒数減、教職員数減ともなればいつかは学校だけでは対応できない時期が必ずやってきます。本町の今後の取組はどのようになるのか、また、この部活の地域移行に関してはどのようなお考えなのかお伺いをいたします。

以上、私の一般質問といたします。

○議長 生涯学習課長、齋藤正利君。

○生涯学習課長 9番、多賀剛議員の町歴史文化基本構想についての御質問にお答えいたします。

町歴史文化基本構想は、町内に存在する文化財を指定・未指定、有形・無形にかかわらず幅広く捉えて的確に把握し、総合的に保存・活用して、歴史と文化を生かしたまちづくりを推進するため、学習院大学教授で元福島県立博物館館長の赤坂憲雄先生を策定委員長とし、町内の有識者に調査等の御協力をいただき、平成29年度に策定いたしました。

これまでの間、歴史文化基本構想推進の一環として、33年ぶりに、国・県・町の指定文化財の概要をまとめた西会津町の指定文化財を昨年度改訂いたしました。また、途絶えてしまった屋敷人形芝居の再興に向けた取組も開始したところであります。そのほか、町観光ガイドの会としあいつ観光交流協会では、車峠や東松峠のトレッキングを開催するなど、関係団体でも歴史文化基本構想を推進する活動を行ってまいりました。

さらに、今年度、歴史文化基本構想の具現化を強力に推進するため、公民館内に歴史文化基本構想推進室を設置いたしました。

この4月には、町内の歴史・文化、観光、地域おこし等に係る有識者を構成員とする歴史文化基本構想等推進委員会を開催いたしました。今後は、推進室を拠点に活動してまいります。

次に、文化財のさらなる周知については、毎月町広報紙の最終ページに、各地域で大切

に守られてきた地域の歴史遺産について紹介した「にしあいづ物語 100 選」を連載しており、現在、62 選目まで進んでおります。今後も町広報紙を通して周知してまいります。

そのほか町ホームページなどを活用し、町内外に対して文化財に関する情報発信を行っております。今後とも様々な媒体を使って情報を発信し、まちの宝である文化財をより多くの方々に知ってもらうよう努めてまいります。

なお、先ほども申し上げました、改訂版西会津町の指定文化財を町ホームページやケーブルテレビ、回覧で販売を周知したところ、町内はもとより、町外在住者からも問合せや購入をいただいているところであります。

最後に、縄文で町おこしについては、平成 29 年 12 月議会定例会において、出土した縄文土器の常設展示場への設置と縄文土器を活用した町おこしについて、議員から御提案や御質問をいただきました。そのうち、出土した縄文土器の常設展示場への設置については、現在、スポット的に小・中学校や道の駅にしあいづ、ふるさと自慢館、町役場町長室、町公民館に展示しているところであります。

常設展示場の整備は、町歴史文化基本構想でも歴史文化の館として計画しているところであり、縄文土器を活用した町おこしの中核となる施設であります。歴史文化基本構想等推進委員会において、町おこしについて十分検討いただき、常設展示場の整備については、町の事業計画や優先度、財政面等も考慮しながら検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長 学校教育課長、佐藤実君。

○学校教育課長 9 番、多賀剛議員の御質問のうち、中学校の部活動体制についてお答えします。

議員御質問のとおり、公立中学校の運動部活動改革を検討するスポーツ庁の有識者会議は、5 月 31 日、中山間地域等を除き、令和 7 年度末を目標に、休日の部活動指導を地域のスポーツクラブや民間事業者などに委ねる地域移行を実現すべきとする提言を了承したこと、さらに 6 月 6 日に、本提言をスポーツ庁長官へ提出したとの報道がありました。

この提言においては、学校単位での部活動の運営は困難になると判断し、少子化の中でも将来にわたり子供たちがスポーツに継続して親しむことができる機会を確保すること。また、教員の長時間労働の解消が喫緊の課題で、教員の働き方改革等を推進すること。さらに、地域の持続可能で多様なスポーツ環境を一体的に整備し、子供たちの多様な体験機会を確保することなどを目指すとされております。

この提言に関しては、5 月上旬、福島県町村教育長協議会から、短期間での意見集約があり、本町からは、「中山間地域で人口減少の中、地域総合型クラブチームを新たにつくることや指導者不足等の課題が山積している。また、会費の問題や休日の練習等での生徒の体力負担も心配である。トップダウン、またスケジュールありきではなく、地域の実情・実態を把握し、地域の実情ありきで時間をかけて多様な選択肢のある移行検討が必要である」との意見を提出したところであります。

なお、文部科学省や県教育委員会からの正式な通達等が、現在、町教育委員会へは示されていないことや、中学校長会においても、十分な情報共有はなされていないことから、具体的な検討には至っていない状況であります。

今後、中学校部活動の在り方について、本来の部活動の趣旨、少子化対策に向けたスポーツ競技の持続可能な取組方や、文科系部活動への対応等を総合的に考え、学校関係者、スポーツ団体、近隣町村等と連携を図りながら、本町の実態や実情を踏まえ、十分検討していく必要があると考えております。

○議長 9番、多賀剛君。

○多賀剛 それでは、順番に再質問をさせていただきますけども、まず、歴史文化基本構想についてでございます。

御答弁いただいた内容は、十分理解したところでありますが、いわゆるこの具現化に向けた進捗状況等のお尋ねしたのは、質問して言うのはあれなんですけど、この2年間は確かにコロナ禍にあってなかなか人を集めて計画をつくったり、集めて実施したりっていうのは厳しかったということは十分、聞いておいて承知してるんですが、要は町のいろいろな計画がありますけども、基本構想があれば、その次は基本計画があって、日付、予算等が張りついた実施計画という中で、より具体的な計画移行に進む段取りがあるわけなんですけど、今の御答弁だと、これから歴史文化基本構想推進委員会でそれを決めてくということなんですけど、まずそれをお尋ねします。

○議長 生涯学習課長。

○生涯学習課長 再質問にお答えいたします。

歴史文化基本構想推進委員会の中で、その辺について検討をしていく。今のところはざっくりばらんところで、意見をいろいろ出していただいて、今後の方向性をその中で決めていきたいというようなことで考えております。

○議長 9番、多賀剛君。

○多賀剛 分かりました。要は、今、歴史文化基本構想ができてから4年経過したという話しましたが、その歴史文化基本構想をつくる上で、構想策定委員会というのは27年から3年間かけてやってきたわけですね。だから、策定に着手したところから見れば、8年もうたとうとしているということでもあります。一般的に、十年一昔ということを言われますけども、最近はまだ10年なんていうスパンじゃなくて、5年、6年で相当時代背景が変わって、状況が変わってきているということでもありますので、よりこれからは歴史文化基本構想推進委員会ですか、より具体的な、先ほどの実施計画になるような、いつまでに、どのようなことを、どれだけのお金をかけてやらなきゃいけないっていうことをキケンでつつうか、コロナもウイズコロナということで、今年度あたりは少し穏やかになりつつあるようでありますから、積極的に強力に進めるという話になりますけど、その辺をもう一度御答弁ください。

○議長 生涯学習課長。

○生涯学習課長 先ほども御答弁させていただきましたが、今年度初め、4月に歴史文化基本構想推進委員会第1回目を開催いたしました。今後も、この後すぐにその委員会を開催しまして年度内に何回か開催いたしまして、歴史文化基本構想推進計画の推進に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○議長 9番、多賀剛君。

○多賀剛 この歴史文化基本構想って、私としては大変大切な構想であり、計画であると

私は認識してるんですが、どうしても今の時代、せちがらい世の中っていうかね、もう喫緊に切羽詰まった生活に直結するような対策、施策を重要視されがちであります。生涯学習課長もどうしても我々の仕事は、例えば文化財指定されたとか何かいっても、あまり町民生活に直結しないので自嘲的な話をされますけども、だからこそ私はあえて、こういう時期だからこそ、日の当たるようなことが必要なのかなという思いがあります。

先ほど、少し急いでね、あんまり悠長に構えてられないよっていうことは7年、8年計画考えたときから進んでいけば、実際に集落の年中行事だったり、お祭りだったり、例えば念仏だったり、継承できない、もうできなくなってきたという現状がもう身近に相当数あるという話があります。そういう意味でも、あんまり生活に、明日の飯には直結しないけども、喫緊の課題として取り組んでいただきたいという思いでお話をしました。今の積極的に強気に進めるということでもありますから分かりました。

あと、周知の方法であります、西会津町の指定文化財、これ33年ぶりに平成元年から改訂されて今回出したということで、私も拝見しました。大変中身の濃いいものになっております。こういうのできたんだから、もっと広く配ればいいかななんて言ったらば、先を越されて我々には配っていただきましたので、それはそれでよしとして、お尋ねしたらば一部千円でしたっけ、それで注文を募ったところ、今現在50部、60部程度の予約申込みがあったということでもあります。私はこんなことではなくて、もっと多くの方に、こんないいのできたんだから買っていただいってっていうか、手に取って見ていただけるようにしていただきたい。

そのために、周知の方法として、これいろいろジャンルごとに分けて、これを基にいろいろ何とか塾とか何とか勉強会とか何かというのを積極的に今年度あたりは、これを教科書、テキストにしてやっていけば、もっと町の文化財に対するの興味、喚起というかね、周知の方法になるのかなと思いますが、それもみんなこの推進委員会で決めることなかもかもしれませんけどね。心配なのが、せっかくこんないいものを作っても、町史みたいに公民館の倉庫で山積みになるようなことのないように考えていただきたいと思いますが、この周知の方法、これの活用方法というの何か具体的に考えてますか。

○議長 生涯学習課長。

○生涯学習課長 御質問にお答えしたいと思います。

今ほど、議員からも御説明あったとおり、平成元年に作りました西会津町の指定文化財を33年ぶりに改訂いたしました。今現在の最新の状況になったものを作らせていただいたということでもあります。こちらの指定文化財の本につきましては、指定文化財を皆様に周知していただく基本となるものとして大変重要な書物、本だなと認識しております。

その辺の活用方法につきましては、推進委員会等の御意見等も頂きながら、町内部でも公民館講座で活用するですとか、その辺の検討を今後鋭意進めてまいりたいと考えております。

○議長 9番、多賀剛君。

○多賀剛 ぜひ、そうしていただきたい。せっかくね、これだけのものができたんですから、ぜひ多くの方に、一人でも多くの町民の方、町民ばかりではなくて多くの方に見ていただければなという思いであります。

次に、縄文文化というか縄文遺跡に関してお尋ねしますが、私はこれこだわっているわけではありませんけども、私は、以前も言いましたけどもいろんな視察で、いろんな自治体に行くと必ず出土した土器群、土器だとか土偶だとか拝見しますが、本町の土器よりも立派なやつは見たことがない、極端な話しですけども。十日町の国宝になってる火焰土器なんか見ましたけども大したこと、大したことないっていうと語弊ありますけども、うちのに比べたならば、何かうちのん、もっと立派なやり方、やつでねえかなという思いがありますしね。聞いたらば、いろんな仕掛け方によって国宝にもなるし、国の重要文化財にも県の重文にもいろいろ振り分けられるというような話もありますので、私、県の重要文化財で満足するもんでないなという思いであります。

それで、縄文というの、私、実は高校時代の恩師が本町の遺跡発掘なんかでもお世話になってる山崎四朗先生、恩師なんです、その方が高校のとき、私、言われたことあるんです、「何でここに遺跡があるんだ」と。そのとき、どんな答え言ったかよく覚えてませんが、いわゆる遺跡があるというのはそこに住む価値がある、いいところだから住んだんだってことなんですよ、古代人から。何千年、1万年以上の歴史の中ではその土地が地殻変動だったり、川の流れが変わったりいろんな状況の変化はあったでしょうけども、旧石器時代、獲物を追いかけてきた古代人が、あるところに定住するようになるんですよ。縄文初期、縄文中期というのは、何でかっていってやっぱりそこ住みやすいからなんですよ。近くには木の実があったり、獲物となる食料が獲れたり、水場があつてね、そこでは魚も獲れたかもしんない。縄文後期、弥生につながる時代には耕作が始まって、稲作が始まる時代になればそこに肥沃な大地があつたかもしんない。

そういうのを突き詰めていくと、この町は古代人から住んでた、ほんとにいい土地なんだ、いいところなんだっていうところは、温故知新という言葉ありますけども、本当に再認識されるべきもんだなと思います。今、移住、定住だとか企業誘致だとか、いろいろ町の施策として取り組んでますけども、ほんと古代人が住んでたってことはいろんな生活する上でいいところだった。もしかしたら、自然災害が少ない場所だったかもしんない。

そんなところで、やっぱり縄文を生かして、縄文人が暮らしていた土地だから、今もいいところなんだよというPRの仕方もあると思いますので、私の4年前に国学院大学の小林先生の話の聞いたり、あの後芸術村で縄文土器展なんかを見たりしたときに、これはもっと、そういう意味を込めてアピールしなきゃいけないなと感じたものですから、毎回言うわけではありませんが、縄文にもう少し光を当てることができないかなという思いでお尋ねしました。いかがでしょうか。

○議長 多賀議員、表現の仕方に御注意願います。

教育長、江添信城君。

○教育長 私も、西会津に来て、最初に話したのが不易と流行ということで、ほんとにこの西会津を知れば知るほどこの歴史文化の深さを感じました。この不易をしっかりと、私たちは後世に伝えていくという大事な使命があるのかなと思います。

そういう意味で、この歴史文化基本構想、この中に基本方針ということは四つございます。その中に、歴史文化を生かしたまちづくりのための人づくりをします。あともう2点目に、地域の歴史文化を保存、継承する。3点目にまちの宝の歴史文化を地域活性化に生

かす。それとあとは文化財の管理運営マニュアルを確立する。そういう意味では、人づくりという部分では、生涯学習課もいろんな講座をやっていたりとか、また学校ともリンクしながら人づくり、また西会津観光交流協会では、先ほど答弁したようなガイドをやったりとか、そういう意味で人づくりについても動きはしております。また、歴史文化の保存継承という部分では、今年度、有形ですと、なかなか時間がたつたびになくなってしまいう部分がありますので、今年度それをデジタル化しようということで、今、町のいろんな古文書をデジタル化をする動きも出ております。そういう意味では保存、継承の動きを出しています。

次に、今あった生かすという部分で、この歴史文化を、今議員おっしゃったように、縄文からのすばらしい文化がありますので、その文化を生かすようなそういう動きを、先ほど言った歴史文化基本構想の委員を中心に、どのように生かしていけばいいか、その辺を具体的にやりながら、今後、今議員がおっしゃったように、有形、無形にかかわらずいろんな文化を発信して、町の魅力を地域内外に発信できるようなそんなものを今話した歴史文化基本構想室を中心にしながら、今年度取組を開始してまいりたいと思いますので、御理解いただきたいと思います。

○議長 9番、多賀剛君。

○多賀剛 分かりました。先ほどの繰り返しになりますが、歴史文化でそんな昔とか語ってたって、今日明日の飯の種にはなんねえべという見方されるかもしれないんですが、私は大切なことでありますので、ぜひそんなふうに取り組んでいただきたいと思います。

質問を変えます。

中学校の部活動について、御答弁、学校教育課長からいただきました。いろんなね、学校教育課長の話も聞いたし、いろんな報道等々を精査すると、今回はスポーツ庁の勇み足ってうかね、フライングぎみな報道なのかなっていう感覚で、私は捉えました。何でかっていうと、先ほど御答弁ありましたけども、文科省でも特別な指示がないし、文化部もあるわけですよ、文化庁も何も特別なこと言っていないということで、スポーツ庁がこれからのスポーツの部活に対して、独自の考えを述べたのかなっていう感じで、私は確認したところであります。

ただ、そんな中で、したら、現状、本町の学校なんか見ると、やっぱり毎年出生する子供の数が30人前後っていうのが続いております。ということは、そのまま上がってくれば、生徒数だとか、生徒数が減ってくれば当然教職員の数も減ってくるというようなことは分かるわけです。昨日だか、町長の答弁で、いわゆる人口ビジョンを見ればこういう推計されるんだということがありましたけども、生徒数だって同じでございます。

そんなときに、やっぱり何らかのこれから我々の育った時代、我々が子育てした時代とは違う対策がこれからは必要になってくるのかなという思いでありましたので、具体的なことはこれからということではありますが、教育長、今後のね、そういう中学校の部活に関しての基本的な考えだけ伺わせてください。

○議長 教育長、江添信城君。

○教育長 今後の部活動の在り方について、町としてのというか、私個人として現在まだ教育委員会からも特にないので、まず、少子化対策で、今言ったように、生徒数が減

少してくることは事実であります。また、先生方の働き方改革という点も考慮していかなきゃいけない点もあります。

しかし、今回スポーツ庁の話の、先ほど勇み足というふうには話がありましたが、まず、生徒たちの実態が生徒の意見が全く反映されてきてない。それと、学校での先生たちの話合いがここに加わってないという部分が、私も議員おっしゃるような勇み足な考えがあるかな。地域移行ありきということで文化庁は進めています、その地域移行の可能性もあります、やはり本町のような中山間地域、地域でそれだけの部活動なりの要素を担えるかという、かなり厳しい部分があります。

そういう意味で、やはり都市型中心的地域移行という形のをイメージしていたのかなとは思いますが、そういう意味では全国的に見たときには、やはり過疎化の地域が非常に多い分がありますので、その辺を十分考慮していきながら一番いい形を、やはり生徒主体、生徒ありき、また学校ありきを検討しながら、十分話をしていきながら、中には地域移行できる部活動もあるかもしれませんが、その辺やはりよく協議していかないと、せっかく子供たち中心に進めてきた運動系の部活動、また合唱系等のいろんな文化部のクラブ活動は、ここで何か変なようになってしまっは大変ですので、よく生徒、また学校、また地域と連携しながら、一番いい形を本町としても見つけていきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長 9番、多賀剛君。

○多賀剛 分かりました。初めに、私も確認しとかなきゃいけなかったんですが、私の認識だと、教育長も同じだと思いますけども、中学校の部活動っていうのは教育の一貫なんですよね、それだけちょっと確認させてください。

○議長 教育長。

○教育長 教育課程の中には位置づいてというか、ないんですけども、やはり、中学校の本来部活動があったという部分では、やはり中学校の思春期の成長、また体のアンバランスという部分で、部活動を通して心臓のそういう育成をしていくという大変重要な活動が部活動にあるかと思えます。

そういう意味では、その辺を今までの中学校が担ってきたという部分がありますので、私はそこをしっかりと見据えていかないといけないのかなとは思っています。教育課程の中には位置づいていませんが、やはり教育活動という部分でしっかりと支援していかなくちゃいけないのかなと思っています。

○議長 9番、多賀剛君。

○多賀剛 私も教育長と同じ認識でございます。そうであれば、このスポーツ庁の発表を見たときに、休日の部活動を地域移行する、それがうまくいけば平日まで地域の方々に移行していきたいというような話ですから、そうなったら学校から全く離れちゃうんじゃないのという、私は危惧したものですから、今のようなお考えであれば私は私は安心しました。

ただし、先ほど来言いましたように、生徒数減、教職員数減が続けば、学校だけでは対応、対処できない時期っていうのは、遅かれ早かれ、私は来ると思っております。そんな中で、全くね、スポーツ庁の提言したようなこと、有識者会議が言ったようなことにはなっ

ては、私はいけないと思うんですが、そうなったときに、やっぱり地域のスポーツクラブの方々の力のお借りしなんなんような時期が来る。

そんなときは、やっぱりあくまでも教育の一貫、教育のあれではないけども、教育の一環とするならば、主導権争いじゃないけど、何ていうのかな、やっぱり学校はしっかりとそのスタンスを維持しながら、あくまでも地域の方にはお手伝いしてもらおうというようなそういうコミュニケーションだとか、いわゆる調整ですね、そういうことをしっかりこれからやっていかなきゃいけない、あるいは、他地域とのスポーツ団体との融合とかね、調整なんかも必要となってくると思いますが、その辺はいかがでしょう。

○議長 教育長。

○教育長 本町には、地域学校共同本部活動があります。また、学校運営協議会でコミュニティスクールということで、そういう意味では本町は地域との連携という部分で大変学校教育は進んでおります。そういう意味では、やはり地域とよく連携をしながら、どういう形がいいのかという、先ほどもありましたように、地域で担える運動もあるかと思えます。その辺をどうこれからやっていくかということ、その共同本部、また学校運営協議会の中で、地域の方を交えながら、話をしながら進めていきたいと考えております。

○議長 9番、多賀剛君。

○多賀剛 目指すところは、我々町長もよくおっしゃいます。本町の子供たちっていうのは町の宝でありますから、ぜひ生徒たちには有意義な中学校生活を送っていただいて、将来の町の宝としてこれから活躍できる人材に育ててほしいという思いでお尋ねいたしました。

今回は、大変有意義な御答弁をいただきましてありがとうございました。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長 青木議員、続けて行いますので。

青木議員に申し上げます。読み原稿の質問だけしていただいて、答弁は午後にしたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

10番、青木照夫君。

○青木照夫 10番、青木照夫でございます。

今次の一般質問は、健康と医療費削減についてと、空き家の危険家屋についての2項目を提出しております。

順次、質問させていただきます。

初めの、1項目の健康と医療費削減についてお尋ねいたします。

今や人生100歳時代といわれ、健康を推進する自治体が増えていきます。半世紀前の言葉に人生50年と言われた時代がありました。今では、高齢者の中にあっても、現役で農業に従事されている方や定年を迎えられても継続して元気に勤められている方など、普通社会となりました。同時に、高齢化とともに、体の不安を抱え、介護生活を送られている方も現状におられます。

そこで、お尋ねします。

高齢化社会の中にあって、医療費など増加傾向にあると思われませんが、後期高齢者の医療費の推移など、現在の状況などお伺ひいたします。

次に、鎌田實先生はじめ、諸先生などが各地区で健康教室を開かれておりますが、その取組は医療費の削減がつながることが予測され、期待されます。今後、健康増進計画の内容や目標を町民に分かりやすく周知してはいかがでしょうか、お尋ねいたします。

次に、当町での男女の平均寿命と男女の健康寿命の年齢は何歳ですか。また全国の健康寿命と当町の健康寿命の差などをお伺いいたします。

次に、町民を健康を推進するために、健康寿命の年齢目標を設定すべきと思いますがいかがですか。

次に、高齢者でも、医師にかからず元気に過ごされている方などがおられます。70歳をベースに、3年、5年、10年と医師にかからない方などに恩典を与えるとことによって、健康を維持する目標を持たせてはいかがでしょうか。

次の質問であります。

空き家の危険家屋対策についてお尋ねいたします。

いまや、少子高齢化に伴い、年々空き家が増加し、全国的な社会問題となっております。当町も空き家と危険家屋が増え続け、衛生や防犯、または景観にふさわしくない空き家などが目立ち始めていることから、お尋ねいたします。

一つ、当町では、危険家屋や、雪害などで倒壊し撤去が進まない家屋が増え始めています。空き家及び危険家屋の件数など、西会津町全体の現状をどう把握されているのかをお尋ねします。

次に、危険家屋や景観にふさわしくない家屋の解決策は、条例などが必須とされますが、今後も少子高齢化に伴い、後継者不足から生じる空き家などが確実に増えることから対策が急務であります。当町の対応策はどのように捉えておりますか、その考えをお伺いいたします。

次に、倒壊家屋や危険家屋などが国道や県道沿いに目につく家屋があります。いまだ撤去や処理などが進まないようですが、今までの取組や対応できない原因はどこにあるのかをお尋ねします。

最後に、今まで町が支出した空き家など適正管理解体補助金の件数と補助金などは幾らになっておりますか、お伺いいたします。

以上の2点が私の質問であります。よろしくお願ひいたします

○議長 暫時休議します。(11時20分)

○議長 再開します。(13時00分)

午前中に、10番、青木議員よりの質問は終了しておりますので、これより町より答弁を求めます。

健康増進課長、矢部喜代栄君。

○健康増進課長 10番、青木照夫議員の御質問のうち、健康と医療費削減についての御質問にお答えいたします。

初めに、後期高齢者の医療費の推移についてであります。町に住所のある75歳以上及び一定の障がいのある65歳以上74歳以下の方で認定を受けた方が加入する後期高齢者医療制度の加入者は、4月1日現在で1,618人となっており、町全体の27.9%を占めております。被保険者の減少と新型コロナウイルス感染症関連の受診控え等もあり、全体の医療

費は減少傾向となっております。

次に、健康増進計画の周知についてのおたただしですが、令和2年度から8年度の西会津町健康増進計画（第2期）は、幸せになる健康づくり「百歳への挑戦のその先へ」をキャッチフレーズに、からだの健康、こころの健康、つながりの健康の3つの健康目標を柱とした健康づくりにより健康寿命の延伸に取り組んでいるところであります。健康増進計画につきましては、策定後に全戸に概要版を配布したほか、本編につきましては町ホームページに掲載しております。

また、令和元年度から鎌田實先生をアドバイザーに迎え、新たな健康づくりに取り組み、保健師等の専門職の育成と地域に出向く健康講座を開催し、住民が主体となった健康づくりを行っております。

この4月には3年間の集大成として、健康づくり特別講演会を開催し、前半、健康増進計画の策定検討委員の方と専門職が連携して実践してきた取組を「さすけねえ輪の健康づくり」と題し、活動報告を行い、後半に鎌田先生から3年間の総括を含め「しあわせが広がる健康づくり」と題し講演をさせていただいたところであります。講演会の模様は、5月に2週間にわたり町ケーブルテレビで放映したほか、広報紙においても特集記事を組み、町民の皆さんにお知らせしたところです。

このように健康増進計画に基づく取組については、広く周知を図っておりますが、今後とも町民の方へ分かりやすい発信に取り組んでまいります。

次に、平均寿命と健康寿命についてですが、まず、平均寿命とはその年の出生児が、死亡状況などが今後変化しないと仮定したときに、平均してあと何年生きられるかを算出したものであります。本町の平均寿命は、平成27年の調査で男性が80.1歳、全国では80.8歳で、マイナス0.7歳差となっており、女性は町が86.6歳、全国では87歳で、マイナス0.4歳差となっております。

次に、健康寿命についてであります。健康寿命とは、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間であり、福島県ではこの健康寿命の考え方を基本に、要介護者数のデータを加味して算出した健康寿命を、お達者度として公表しております。本町の令和元年度の65歳時におけるお達者度は、男性が16.77年、年齢にして81.77歳、全国では18.21年、年齢にして83.21歳、マイナス1.44歳の差となっております。そして、女性が、町が21.82年、年齢にして86.82歳、全国では21.21年、年齢にして86.21歳、こちらはプラス0.61歳の差となっております。しかし、お達者度の算定に当たっては人口規模が1万2千人未満の市町村では、わずかな死亡数の違いで数値が大きく変動する可能性があるため、あくまで参考値として公表されておりますので、御理解願います。

次に、健康寿命の年齢目標を設定すべきではないかとのおただしにつきましては、第2期の健康増進計画の中で、計画の最終年度の令和8年度に国の平均を目指すこととし、男性は82.1歳から82.92歳へ、女性は84.55歳から85.94歳へと年齢目標を設定しております。

次に、医師にかからない方へ恩典を与え、健康を維持する目標についてであります。町では、早期発見・早期治療を目指し、がん検診等を無料とするなど各種健診事業に力を入れていきます。必要な際は適切に受診し、重症化することなく生活できることが大切であ

り、一人一人が自分の健康に関心を持ち、自ら目標をもって健康管理が実践できるよう、家庭自動電子血圧計購入費補助事業や健康ポイント手帳事業などを行っております。

このような補助事業を通し、高齢者全体を支援していきたいと考えておりますので、御理解願います。

○議長 町民税務課長、渡部峰明君。

○町民税務課長 10番、青木照夫議員の御質問のうち、空き家の危険家屋対策についての御質問にお答えいたします。

1点目の空き家及び危険家屋の現状についての御質問にお答えいたします。

令和4年4月1日現在の空家は713棟で、内訳は住宅で382棟、付属屋などその他が331棟であり、その内、危険家屋は7棟であります。

次に、空き家に対する町の対応策についての御質問であります。平成26年6月に西会津町空き家等の適正管理に関する条例を制定し、条例に基づき、空き家の所有者に対する適正管理の推進や指導等を行ってきたところであります。

また、令和2年12月に、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく西会津町空家等対策協議会の設置及び西会津町空家等対策計画を策定したところであり、計画書の基本方針として、空家化の抑制・予防、空家等の利活用促進、管理不全状態にある空家等の抑制・解消の3本柱を定め、本計画に基づき空家等対策を進めているところであります。

具体的な対策といたしましては、令和3年度に空家解消のための利活用及び解体に係る補助事業の見直しや、空家等の相談窓口を一本化し、空家等所有者への利便性向上と、空家等情報の一元管理を進め、情報共有に努めてきたところであります。また、固定資産税の納税通知書に空家等の利活用及び解体に関する補助事業のチラシを同封するなど、空家等対策に係る啓蒙活動を行っております。

さらに、今年度中に、空家等の所有者に対し意向調査を実施する予定としており、空家等の実態やニーズ等を把握し、空家等対策を推進してまいりたいと考えておりますので、御理解願います。

次に、倒壊家屋や危険家屋などの処理や、撤去が進まない原因についての御質問であります。主な要因は、解体に係る費用が200万円から300万円と高額で、費用負担が困難なため、解体ができないことが考えられます。

しかし、解体に係る補助金を50万円から100万円に見直しを行ったことで、徐々に解体に向けた相談件数が増加傾向にあり、本年度の当初予算に空家解体補助金として500万円を計上し、危険空家等の所有者に補助事業の活用による解体を勧めているところであります。

次に、町が支出した空き家等適正管理解体補助金の件数と金額についての御質問であります。これまで、3件で300万円の補助実績となっております。

町といたしましては、空家等の管理は所有者の責任で行っていただくことが原則ではありますが、空家等に係る相談への対応や、利活用及び解体に係る補助制度のPRに努めるなど、空家等対策を継続して推進し、町民の安全・安心の確保に努めてまいりますので、御理解願います。

○議長 10番、青木照夫君。

○青木照夫 順次、再質問させていただきます。

まずは、健康と医療に関することでございます。後期高齢者の医療の推移はコロナの関係もあり減少しているということは理解しました。

2番目の鎌田實先生の健康教室、それは医療費削減につながると、町民に分かりやすく周知してはという題でございますが、ここに今、答弁もいただきました。これから、集大成で3年間のことを報告ということの答弁がありますが、その前にわかりやすくシンプルになっていくことの、私は捉え方でお話ししたいと思います。

当時、20数年前、山口町長が国民健康保険税の上昇を抑制するという高齢化に伴う予防医療に、トータルケアのまちづくりっていう100歳への挑戦を掲げ、老後も安心して住めるまちづくりを展開して、全国に注目され、町民にはシンプルで取り組みやすいテーマであったと思います。現在、確かに今最善の取組みをされて、全国で有名な鎌田先生をお迎えして、また各地区では、何名かで懇談会、または説明会などお話をされていることを私も2回ほど参加させていただいて理解しております。

ただ、その中で、今、3年間で集大成ということの中で、私はせっかく鎌田實先生のその内容、私は心に響いてるのは、やっぱり健康体操、三つのテーマをいただいているわけですが、皆さんも御存じのようにスクワット、おでこ体操、それから、かかと落とし、これを本当に隅々まで実践しているのか、私はそれがどうなのかと心配していることからの質問であります。

やはり、健康寿命を促進させるためには、せっかくのそういうアイデア、三つ、私なりに今、やらせてもらっているのは、四拍子で音楽を取り入れて、それで5回、約6分か8分これを毎日やらせてもらってます。今の状態では、皆さんの講演の中で、年に数回その体操をやっているという事とありますので、そうではなくて、町全体が今後やはりケーブルテレビもありますし、朝1回、夜1回、10分以内ならみんな町民が挑戦できるんじゃないかなと、私はそういうふうに日頃から思っています。

そういうことですので、健康寿命を促進するためには、私なりにそういうことで自分なりに実行させていただいておりますが、それは今後町の執行部の皆さんに判断していただいて、そして、成果ある選択をしていただきたいと思います。

次に、男女の平均寿命と健康寿命の数字のお正しをいただきました。そこで、全国的な平均寿命、今、西会津町残念ながらマイナスの数字のお話を聞かせてもらいました。それで、健康寿命、これはお達者度ということで、ここの数字の中で、私ちょっと疑問を感じた数字があります。それは、普通健康寿命っていうのは、先日の厚労省の発表の中で男性が全国の平均ですと、男性が72.14、女性が74.79、この発表がありました。

ところが、今御答弁いただいたのは、これ私の見方が間違っているならあれですけども、男性は82.10歳、それから女性は84.55歳、これ間違いありませんか。

○議長 健康増進課長。

○健康増進課長 お答えいたします。

先ほど答弁いたしました数値については、県が発表しておりますお達者度ということでございまして、この数字については最新のものは、最新と申しますか国と比較できるものが2016年の数字ということで、そういった数字を使っているために、今ほどおっしゃられ

た数字はどこからの数字かというのは、こちら把握しておりませんが、私ども、今答弁しましたのは、県で発表した数字ということで御理解いただきたいと思ひます。

○議長 10番、青木照夫君。

○青木照夫 県で発表されたということでありますが、平均寿命は男性は、このお達者度クラブよりも短いわけですよ。本当は、健康で、介護もお世話にならない、自分なりに健康で生活してますよ、できますよっていう数字は、私は、先ほど私が申し上げた、これは4、5日前の新聞報道の数字です、お達者度っていうのか健康寿命です。元気でいられる、それが男性が72.14歳、それで女性が74.79歳、それで、平均寿命が男性は80点何がしでしょ、やっぱり女性は86点何がしでしょ。その中で、男性が健康寿命が82.10歳っていうのは納得できませんが、これ間違いないですか。82点ですよ。平均寿命よりいってますよ。

○議長 健康増進課長。

○健康増進課長 お答えいたします。

町で健康増進計画に載せております健康寿命の目標でございますが、これにつきまして2018年12月ですから平成30年12月に、県が市町村別のお達者度、健康な期間の平均の算定結果ということで、65歳時のりの平均余命ということで、西会津町については65歳から18.95歳、これは男性の数字でございます。女性については65歳から22.82歳ということで平均余命が算出されております。

議員、先ほどおっしゃられた数字とは算定の根拠が恐らく違うんだらうと思ひます。その辺については、確認させていただきたいと思ひます。

○議長 10番、青木照夫君。

○青木照夫 その数字に対しては、じゃあ確認していただきたいと存じます。

次に、町の健康寿命、今言ったことなんですが、私は自分で買物に行きます、歩けます、用足しできます。その健康の目標、私はその目標を設定すべきではないかと。先ほど申し上げた山口町長は100歳挑戦、当時びっくりした一人であります、私は今の数字、健康でお世話になんないで頑張れる数字を、私はここで掲げてもらいたいということの質問だったんですが、これは今の課長との数字が合わないということですが、私なりに先ほど言った全国の平均が男72.14、女性74.79であれば、健康寿命80歳という、私なりの解釈で、健康寿命80挑戦というシンプルな言葉を掲げたらどうだということでございます。

それは、今言った数字の合わないということでありましますので、私の一方的な提案で終わらせていただきます。

それで、5番目の高齢者が医師にかからない、元気に過ごしている人に恩典を与えたらいかげすかということに対して、確かに町でもいろんな面でポイント、健康ポイント、血圧計購入、いろんなそういう手当をやってらっしゃいます。ただ、私はそれは自己申告でないといけない。

私の申し上げてるのは、年に1回、その人の医療にかかったあれが毎年来るわけですよ。それで、今年ある90歳を超えられた方が亡くなりました。それで、そのお話を聞かせていただいたら、今まで医者にかかったことがない。それで、亡くなる半年前にお医者さんにお世話になったと。あと、もう一人の方は80歳を出ていらっしゃる方が「私はまだ薬

も飲んでない」、そんなびっくりしたお話も聞かさせていただいたことから、私はここで申し上げてる医療費削減ということであれば、私は今言った80歳健康寿命達したならば、お金でいう10万円とか、それを差し上げますっていうような私なりの考えで話をさせていただいてありますが、前は100歳でいろんな手当をやった、私はそういう80歳まで何でも健康でそういうお世話になってないという人であれば、その削減費が私はそこに充ててもいいんじゃないかということで、ここで申し上げました。その点はいかがですか。

- 議長 健康増進課長に申し上げます。先ほどの健康寿命ね、あれ国のケイヨ目指すということで、設定してるっていうことで答弁していますよね、答弁のあれ見ると。男性は82.10から82.9にしたい、それから女性は84.55歳から85.14歳と年齢も設定してると。でも、青木議員は設定してないっていうことで、そういうふうを受け止めてるんですよね。だから、それを併せて、今の答弁と二つになりますけど、それと併せて答弁してください。設定してるから、その辺の勘違いのないように。

健康増進課長。

- 健康増進課長 御質問にお答えいたします。

1回目の答弁でも申し上げましたが、健康寿命による年齢目標の設定ということで、町では男性が令和8年度には82.92歳へ、女性は85.94歳へと目標年齢を設定してございます。

それから、健康な方への恩典というお話でしたが、町で現在も100歳到達時には特別敬老祝い金ということで、祝い金の支給を行っております。それから、高齢になっても病院にかからないというのは非常にいいことかなと思っておりますが、例えば、恩典を与えることによって受診控え等そういった方向に行くのも逆効果かなと考えておりますので、今町がやっております、答弁で申し上げましたが、健康ポイント手帳事業、それから、自ら血圧を測っていただくですとか、そういった積極的な健康習慣に向けての取組に助成するという方向で広く支援するというので、取り組んでまいりたいと考えております。

- 議長 10番、青木照夫君。

- 青木照夫 今はそういうお答えをいただきましたが、次に、質問を変えさせていただきます。

危険家屋の空き家対策についてであります。先ほどの1番目の数字を見させていただきました。この713世帯の中に、危険家屋が7家屋。今は、町の世帯数は何世帯になっていらっしゃるんですか、全体の町の世帯数。

- 議長 町民税務課長。

- 町民税務課長 町の世帯数の御質問でございますが、本年6月1日現在で2,540世帯となっております。

- 議長 10番、青木照夫君。

- 青木照夫 ということは、数字の計算ちょっとありませんが、4世帯に1軒ぐらいいは空き家になってる計算になりませんか。今、状態、この数字から見ると。ということは、今は昨年度の質問のやり取りの中で、今、人口減少が第一課題であると、町長もおっしゃっていらっしゃいました。当然そうです。人口減少は空き家イコールなんです。ですから、私はこれを取り上げさせていただいたんです。

これから、どんどん後継ぎの方がいらっしやらない、若い人が戻ってこないということになれば、どんどんどんどん空き家が増えるばかりです。ですから、私はこの人口減少と空き家対策は絶対に取り組んでいただきたいと思います。答弁の中にも、いろんな施策で、これから空き家のないような取組をやりますということをお聞かせいただきました。それは当然であります。町民税務課も本当にいろんなことで、壊れたり、空き家になったり、いろんなそういう目配りが大変かと思えます。

その中で、全国では空き家対策課という自治体が設けてあるところがございます。それだけ、法律的なこと、いろんなこと、大変なことを取り組まなくてはならないということで、そういう課がございます。これから、繰り返しますがますます増えていきます。今、我が町の野沢町内だけの話ですけど、今約110軒、私の調べたところは110軒空き家になっております。そういう中ですので、これは真剣に町長筆頭に町民税務課、あとは皆さん、やっぱり真剣に取り組んでいただきたいと思えます。

それで、目立つところの空き家があるということで、取組がなかなか進まないんじゃないかなという私の指摘ではありますが、大きな原因としては何がございませうか。

○議長 町民税務課長。

○町民税務課長 お答えをいたします。

空き家の解消がなかなか進まないというような御質問でございませうが、まず、撤去につきましては、撤去費がかなり高額であるというようなことでなかなか解体費用を捻出できないというのが考えられます。

あと、生活の場が町外にありまして、そういった方については地元、町内にある生まれた家が、その思いがだんだん薄れてきて管理が行き届いていないというようなことで、だんだんだんだん特定空き家が増えていくのかなという具合に考えてございませう。

○議長 10番、青木照夫君。

○青木照夫 まあ、そういうふうな取組も大変かと思えます。実際、公費で壊すとなれば、大変な金額になると思えます。それで、取り組めないということも理解できます。であれば、その意味で壊せないという意味の中に、意図的にここを壊すと、更地にすると固定資産税が6倍になると。だから、そのまま置くんなんていう、中にはいらっしやるんです。だから、そういう方もいらっしやいます。いろんな面で、土地の所有者、家屋の所有者、まちまちで、それはいろんな問題があつて取り組めない。また、経済的な理由でそこは自分たちでやれない。補助100万円ぐらいあつてもやれないという方もいらっしやると思えます。

その中で、この答弁の中にもいろんな角度でこれから取り組んでいきますということであれば、私は今現在そうなつてにはもう仕方がないということの受け取り方ですが、今後、もしこの家が来れなくなった家とか、危なくなった家とか、その以前に取り組んで、事前に話し合いをすつとか、そういうことなどはいかがでしょうか、取組の姿勢伺います。

○議長 町民税務課長。

○町民税務課長 お答えをいたします。

現在、今、議員がおっしゃつたような方につきましても、町では家屋の状態が変化したときには必ず通知を差し上げてございませう。近所からの苦情等もあつた場合も、その所有

者にお伝えしているというようなことで、適正管理を進めていただくようにお話をさせていただきます。

さらに、それをやらなかったことによって、例えば第三者に危害があった場合は、損害賠償も求められるというような法律上、民法上のお話も、また所有者は適正管理をしていかなくちゃいけないということで、建築基準法または空き家の特措法によって所有者の責任ということでお話をし、できる限り解体なり適正な管理をしていただくということをさせていただいております。

そういった啓蒙活動も含めまして、これまで計画に沿って進めてきたわけですが、だんだん自己資金によります解体の件数であるとか、そういったのも増えてきておまして、全く進んでないということではなく、一步ずつ前に進んでいるということで町は認識してございます。

○議長 10番、青木照夫君。

○青木照夫 補助金は、約500万円の計上をされたというのでございますが、それは100万円としたら5軒ぐらいあったのかなと受け取らせてもらいます。

その中で、一つの方法としては、先ほど言った固定資産税が更地になると6倍上がると。それが決まってるわけです。であれば、その前に取り壊しても我が町はその2分の1でいいですから、壊してくださいよというような方法もある自治体は取り組んでいらっしゃるということもあります。それは、今やってくださいというわけではありませんので、なるべくそういうふうにご更地にして、危ないところはそういう固定資産税は半分がいいですよ。そういう取組をしている自治体もありましたので、今、話をさせていただきました。それ、やってくださいというわけでありませぬので、また皆さんで検討していただければと思います。その点に対してはいかがですか。

○議長 町民税務課長。

○町民税務課長 ただいま議員のおっしゃいましたことは、特例措置ということで家屋がその土地に建っている場合だと、6分の1に軽減されると。土地の評価額が6分の1になって税金も安くなるということでございます。ただ、家屋がなくなると、当然土地の評価額が元に戻るということで上がるわけですが、ただ、家屋を撤去したから税金が今まで以上に高くなるかという点、一概にはそうはいえないところもございます。

例えば、宅地が広かったりすれば家屋の固定資産税、土地の固定資産税、合わせて10万円であったものが家屋を取り壊して土地だけで10万円を超えるかという点、その土地の面積とか、あとは評価額によって変わってきます。宅地が小さければ、6倍になったとしても、これまで家屋が建っていた固定資産税よりは安くなるということも、土地が狭ければなるほどそういったことも起きますので、必ずしも6倍になる、高くなる。土地だけを見ればそうなんです、家屋も含めて計算しますと安くなる場合もありますし、逆に広い宅地であれば高くなってくると、評価額も高ければ高くなるというような現象も起きてくると思います。

ただ、その土地に関して、減免するという規定は現在のところございません。で、町の貴重な財源でもございますので、議員のおっしゃいました御意見につきましては、慎重に検討していきたいと思っておりますけれども、御理解いただきたいと思っております。

○議長 10 番、青木照夫君。

○青木照夫 最後に、もし空き家にして固定資産税が払われなかったら、何年になったらそれが倍になるとか、そういうことってというのはありますか。それ、分からないもの、あるですか。固定資産税が3年、5年出ていっちゃって払わない。その家はずっと同じ固定資産であれなんでしょうか。それとも、価格が上がるんですか、その点一回教えてください。

○議長 町民税務課長。

○町民税務課長 家屋の固定資産税についてお答えをいたします。

固定資産税につきましては、毎年評価替えがなければ、毎年同じ額ということで、3年経過、5年経過で高くなるというようなことは、評価額が上がれば高くはなりますけども、下がれば評価額が下がって税金も安くなるということでもあります。

ただ、今のところ評価額も変動がございませんので、毎年同じ額と思っていただければよろしいかと思えます。

○議長 10 番、青木照夫君。

○青木照夫 価格は変動しないということなんですが、私が言ったのは払わなかった場合の話なんですが、固定資産税が私、もうほったらかして何年も払わない、そんな話。

○議長 町民税務課長。

○町民税務課長 固定資産税を払わなかったらという御質問でございますが、払っていただけないという場合については滞納、延滞金がつきますし、だんだん高くはなります。その分は加算されていきます。

ただ、こちらとしてもできる限り町外の人についても、居住する近くにある銀行の預金調査であるとか、あと居住している自治体にその情報、税金の納入の状況なども調査をさせていただいたり、できる限り納めていただくように連絡をして、納付いただくように事務を進めているところでございます。

○議長 10 番、青木照夫君。

○青木照夫 これで、一般質問を終わらせていただきます。

○議長 以上をもちまして、一般質問を終結いたします。

日程第2、議案第1号、西会津町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

町民税務課長、渡部峰明君。

○町民税務課長 議案第1号、西会津町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について御説明申し上げます。

本案につきましては、町長が提案理由で御説明申し上げましたように、地方税法の一部を改正する法律が本年3月31日に公布され、4月1日から施行されたことに伴い、議会を招集する時間的な余裕がありませんでしたことから、地方自治法第179条第1項の規定により、改正法令の公布日と同じ、本年3月31日付で専決処分により調製いたしましたので、議会の承認をお願いするものであります。

本条例の主な改正内容といたしましては、法人町民税の申告納付につきまして、地方税法等の改正に伴う項ずれの修正、固定資産課税台帳の閲覧について、DV被害者等の保護

のための制度の追加、貯留機能保全区域の指定を受けた土地に係る課税標準を定め、その特例措置についてわがまち特例の割合を定める規定の新設、熱損失防止改修工事等いわゆる省エネ改修工事等を行った住宅に係る特例の拡充に伴う改正、商業地等に係る令和4年度分の固定資産税の特例の追加などであります。

それでは、議案書に基づき、改正内容につきまして、御説明申し上げますが、併せて条例改正案新旧対照表1ページを御覧ください。

西会津町税条例の一部を次のとおり改正する。

第48条は法人の町民税の申告納付についての規定であります。法改正による項ずれを修正するものであります。

第73条の2は、固定資産課税台帳の閲覧の手数料、第73条の3は、固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料についての規定であります。それぞれDV（家庭内暴力）被害者等の保護のための制度を追加する改正であります。

続きまして、附則の改正であります。

附則第10条の2は、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合についての規定であります。第3号から第23号までは地方税法等の改正に伴う項ずれの修正、第24号は特定都市河川浸水被害対策法第53条第1項の規定により指定された貯留機能保全区域内にある土地の固定資産税または都市計画税の課税標準について定めたものであります。

附則第10条の3は、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告についての規定であります。熱損失防止改修工事等いわゆる省エネ改修工事を行った住宅に係る特例の拡充に伴う改正であります。

附則第12条は、宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例についての規定であります。商業地等に係る令和4年度分の固定資産税についての特例を追加する改正であります。

次に、附則について申し上げます。

第1条は、施行期日についての規定であり、この条例は、令和4年4月1日から施行するものであります。

第2条は、固定資産税に関する経過措置を定めるものであります。

以上で、説明を終了させていただきますが、よろしく御審議をいただきまして、原案のとおり御承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長　これから、質疑を行います。

9番、多賀剛君。

○多賀剛　今回のやつは、第179条の1項の専決処分の承認ということですが、内容は分かりました。

文言というか、言葉、具体的なことで聞きたいことがあるんですが、いわゆる固定資産税台帳の閲覧についてDV被害者等の保護のための制度をつくるってことなんですが、具体的にはどのような宣言をつけるなのか、どのような制度になるのかということと、あと今ほど説明のあった貯留機能保全区域の指定というのがありましたけども、本町においては貯留機能区域というのは存在するのかどうなのか。その2点をお尋ねします。

○議長　町民税務課長。

○町民税務課長 多賀議員の御質問にお答えをいたします。

DV被害者等の保護のための今回の追加でございますが、台帳の閲覧の際、住所等が載ってますと、それが情報が洩れてしまうということでそれを削除する文言の追加でございます。要は、被害に遭われている方の住所が分からないようにするというところでございます。

あと、貯留に関する本町での対象地でございますが、本町においては対象地はございません。ただ、法改正によって条例も改正するというところでございますので御理解いただきたいと思っております。

○議長 9番、多賀剛君。

○多賀剛 じゃあ、確認なんですけど、DV被害者等の保護ということであれば、墨消しのような状態で住所を確認できないようにして閲覧をさせるということになるんですか。閲覧はできるけども、住所とか何かは確認できない状況にしてやるっていうことでよろしいですね、それだけの確認です。

○議長 町民税務課長。

○町民税務課長 お答えをいたします。

閲覧はできますが、そういう情報は全て消して閲覧が可能ということになります。

○議長 ほかに。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、議案第1号、西会津町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号、西会津町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認については原案のとおり承認することに決定しました。

日程第3、議案第2号、令和3年度西会津町一般会計補正予算(第10次)の専決処分の承認についてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、伊藤善文君。

○総務課長 議案第2号、令和3年度西会津町一般会計補正予算(第10次)の専決処分の承認について御説明いたします。

今次の補正の主な内容であります、さきの3月議会定例会終了後に、特別交付税や地方譲与税等の額が決定したことに伴う補正などあります。

特別交付税等の額の決定が年度末となり、議会を招集する時間的余裕がなかったことか

ら、地方自治法第179条第1項の規定により、本年3月31日付で専決処分により調製いたしましたので、同法同条第3項の規定により、議会の承認をお願いするものであります。

それでは予算書を御覧ください。

令和3年度西会津町の一般会計補正予算（第10次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億1,841万5千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ71億4,179万3千円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

補正の内容であります。事項別明細書で御説明いたします。

6ページを御覧ください。

まず、歳入であります。2款、地方譲与税、1項1目、地方揮発油譲与税750万4千円の増、2項1目、自動車重量譲与税2,034万3千円の増、5款、株式等譲渡所得割交付金、1項1目、株式等譲渡所得割交付金125万8千円の増、6款、法人事業税交付金、1項1目、法人事業税交付金422万7千円の増。7ページに移りまして、7款、地方消費税交付金、1項1目、地方消費税交付金904万8千円の増、9款、地方特例交付金、1項1目、地方特例交付金316万8千円の増は、それぞれ額の確定によるものであります。

10款、地方交付税、1項1目、地方交付税2億5,389万1千円の増は、特別交付税の額の確定によるものであります。主な増額の要因は、除排雪経費の増額などによるものであります。

14款、国庫支出金、2項4目、土木費国庫補助金1,897万6千円の増は、除雪経費に係る社会資本整備総合交付金、臨時道路除雪事業費補助金の追加計上であります。

次に、8ページを御覧ください。

歳出であります。

2款、総務費、1項5目、財産管理費3億1,841万5千円の増は、今次補正の剰余金を財政調整基金に積み立てるものであります。なお、令和3年度末の財政調整基金の残高見込みは9億8,534万8千円となり、前年度末残高と比較して2億3,406万4千円の増額となりました。財政調整基金が増額となった主な要因は、普通交付税の追加交付分及び特別交付税の増額などによるものであります。

8款、土木費、1項2目、道路維持費につきましては、補正額はありますが、除雪経費に係る交付金、補助金の追加交付に伴い、財源の内訳が変更になるものであります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしく御審議をいただきまして、原案のとおり御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

9番、多賀剛君。

○多賀剛　1点だけ確認の意味を含めてお尋ねしますが、今回特別交付税が2億5,300万円交付されて、総額で5億円を超えたということでもあります。過去に5億円を超える特交というのは私は余り経験がないんですが、今ほどの説明では除雪経費の増が主な要因だということですが、雪降ったのは本町ばかりでなくて、全国的に雪が降っているような状況があります。ただ、除雪回数が例年より多かったというの、私、承

知しておりますが、果たして除雪だけで、全国的に今年も本島も雪が多かったわけです。こんなに交付されたのかなという思いがあります。

それで、国だってこのコロナ対策でそんなに裕福な財政でない中で、この特交2億5千万円追加になって5億円もの総額になったっていうのは、どのようにお考えになっておりますか。

○議長 総務課長。

○総務課長 9番、多賀議員の御質問にお答えいたします。

まず、特別交付税が増額になった要因ということで申し上げましたが、先ほども申し上げましたとおり、やはり除雪経費でございます。昨年度が除雪経費としまして9,505万円ほど見込んでおりましたが、交付されたものが今年度につきましては1億2,343万8千円ということで約2,838万8千円ほど増額になったということでございます。これにつきましては、先ほど議員も申されましたように、除雪回数、出動回数が多かったという部分で認識しているところでございます。

また、それに伴いまして、高齢者の雪下ろしの支援という部分も特別に加算されているという部分でございまして、こちらのほうで約380万円ほどの増額、また、そのほかといたしまして、定住自立圏で喜多方市と北塩原村と定住自立圏を構成しておりますが、その措置額の上限変更によりまして300万円の増額、また、国のデジタル化推進に伴いまして、CIO補佐官等の外部人材の登用という部分につきましては、町としては大体250万円ほど増額になっているということでございます。その辺が含まれまして、今回増額の要因となったということでございます。

ただ、こちらのほう、先ほど申し上げました増額の要因で除雪経費ということでございますが、それを見込んだとしても満額入っているという部分でございまして、その年によりましてやはり措置されなかったという分もございしますので、こちらのほうにつきましては、必ず措置されるというものではないということで認識をしておりましたが、今回は措置されたということで認識しておるということでございますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長 9番、多賀剛君。

○多賀剛 私も、この特別交付税に関しましては全て内容がつまびらかにされてないっていうような話も聞いてますから、なかなか算定しづらいところありますが、要は当初2億5千万円を組んでたから、それは余計になったからこれよかったばいと、毎年のことですけどもね。少なめに当初予算で組んで、恐らくこれは通るだろうと、結果として3年度は5億円を超えたということで、5億円入ってきたらいいばいってそれだけで、私、済まないなと思います。毎年聞いているのは、例えば、今総務課長がお話ししたいいわゆる予定した特別交付税、地域おこし協力隊の経費だとか、今おっしゃったようなのはしっかり入ってきてるのかどうなのかというのは、当然検証してると思います。

そんな中で、やっぱりね、今日の一般質問でありましたけど、町の財政計画考える上では、やっぱり低く設定してて余計入ってきたからいいわいだけでなくて、やっぱりある程度、5億円も入ってくるのであれば、私はもう当初予算で3億円とか3億5千万円組んで、しっかりと予算計画、財政計画をつくってもいいのかなっていう思いがあります、相当開

きがあるものですから。

結果として、最近では4億円、4億5千万円というようなことで入ってきてますから、結果としてはいいんですけども、長い目で財政計画を考えたときに、やっぱり特別交付という中身、この際しっかりと精査することも必要なんではないかなという思いでありますので、その点お尋ねします。

○議長 総務課長。

○総務課長 お答えいたします。

特別交付税をほぼ満額近く、例年平均ベースで見たらよろしいんじゃないかというような御質問でございますが、一応町といたしましては、用途も申し上げますが、当初予算編成時にやはり4億円近くのお金を取り崩して町費にしているという部分もございます。その辺も踏まえまして、財政計画上適正な固い見積りをいたしまして、それに伴いまして、それが多くなった分、当初予算に投入された財調の部分を積み戻すというような形の考えで財政運営をしております。

したがって、今まで入ってきたからそれを見たらいいんじゃないかという分でございますが、もしそれが穴が空いてしまった場合という部分を考慮いたしますと、そういう不安定見込みで予算の編成はできないということから、そういう固めの見積りで毎年度予算編成をし、しっかりとした財政計画を立てていくということでございますので、御理解いただきたいと思います。

○議長 ほかに。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、議案第2号、令和3年度西会津町一般会計補正予算(第10次)の専決処分の承認についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号、令和3年度西会津町一般会計補正予算(第10次)の専決処分の承認については原案のとおり承認することに決定しました。

日程第4、議案第3号、西会津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

町民税務課長、渡部峰明君。

○町民税務課長 議案第3号、西会津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本条例の改正内容は、町長が提案理由の中で御説明申し上げましたように、地方税法施

行令の一部改正に伴う改正、及び令和4年度分の国保税に係る税率の改正であります。

初めに、地方税法施行令の改正に伴う改正について御説明いたします。

関係資料としてお配りしておりますA3判の議案第3号関係資料、令和4年度西会津町国民健康保険税の税率改正（案）資料を御覧願います。

初めに、1ページを御覧ください。

まず、国民健康保険税の課税限度額の見直しについてであります。課税限度額が見直しされ、基礎課税額の限度額が63万円から65万円、また後期高齢者支援金等課税額の限度額が19万円から20万円にそれぞれ引き上げられ、本条例を改正するものであります。

続きまして、令和4年度の税率（案）について御説明申し上げます。

国保税は、一年間に必要な額から国・県の支出金などを差し引いた額を、被保険者の所得や加入者数をもとに、世帯ごとに算定し課税されることから、毎年税率の改定が必要となります。

初めに、税率改正の基礎となります前年度の国民健康保険特別会計（事業勘定）の決算見込みと、医療費の動向などの所要見込額の考え方について御説明いたします。

2ページを御覧願います。

これは、令和3年度国民健康保険特別会計（事業勘定）の決算見込額と令和2年度との比較表であります。

令和3年度の決算見込みにおける歳入合計は7億9,053万2,181円、歳出合計は7億7,644万974円であり、歳入歳出差引額は1,409万1,207円の黒字となります。

次に、右の表は、運営基金の状況であります。令和3年度末の基金残高は3,842万200円となります。

次に、3ページ下の表を御覧ください。

国保税算定の基本となる保険給付費であります。県から示された今年度の保険給付費内示額は5億2,906万5千円であり、内示額左の表は、本町における過去の実績等であります。

次に、4ページの医療分税率改正に係る資料を御覧ください。

まず、下段の歳出であります。保険給付費は、県から示された額5億2,906万5千円を計上し、昨年度の本算定時より2,382万2千円の増となりました。

また、国民健康保険事業費納付金も県から示された額1億1,221万5,139円を計上し、昨年度より848万1,431円の減と、給付費は減となったところであります。

国保運営基金積立金は、2ページで御説明いたしました令和3年度の決算見込額の歳入歳出差引額1,355万3,287円を計上しました。

そのほか、総務費、特定検診等事業費、診療施設勘定繰出金など必要な額を計上し、歳出総額は7億832万6,426円となりました。

次に、上段の歳入です。

国庫支出金、県支出金、一般会計繰入金、保険基盤安定繰入金、国保運営基金繰入金、その他繰越金等の見込額を計上し、歳出総額から、これらの歳入見込額を差し引きし、不足する額が、表の1行目、国民健康保険税現年課税分7,202万7,327円が納めていただく額となり、昨年度より506万4,237円の減となったところであります。

次に、5ページの後期高齢者支援分税率改正に係る資料を御覧ください。

この後期高齢者支援分は、75歳以上の方が加入する後期高齢者医療への財政支援として負担しているもので、県から示された納付金は4,086万2,042円であり、この額から保険基盤安定負担金等を差し引きし、不足額である3,149万7,911円を国保税として納めていただくこととなります。

次に、6ページの介護分税率改正に係る資料を御覧ください。

この介護分は、65歳以上の高齢者に係る介護保険制度を運営するために納める介護納付金の財源として、40歳から64歳までの第2号被保険者から納めていただくもので、後期高齢者支援分と同じく県から示された納付金は1,315万9,313円であり、この額から保険基盤安定負担金を差し引きし、不足額である1,026万7,363円を国保税として納めていただくこととなります。

次に、7ページからは令和4年度の税率改正（案）の概要であります。

まず、7ページの医療分であります。①の税率改正の基本方針として、①の今年度の国保税として必要な額は7,202万7,327円であり、収納率は令和3年度実績見込みを勘案し96%を見込んだところであり。

②の国保税算定の基礎数値であります。本年4月1日現在の世帯数、被保険者数、基準総所得金額を適正に把握するための基準日として、5月10日を設定したところであり。

③の応能・応益の賦課割合につきましては、おおむね49:51となるよう調整いたしました。

④の低所得者に対する軽減措置であります。引き続き7割、5割、2割の税負担を軽減することとし、また、後期高齢者医療制度創設に伴う激変緩和措置による軽減につきましても引き続き行うこととなります。

以上のことを勘案して、税率を計算した結果が2の医療分に係る税率、賦課割合、軽減額であります。

税率であります。所得割が6.66%、均等割が2万400円、平等割が1万5,200円となります。

賦課割合は、応能割が48.69%、応益割が51.31%となります。

次に、低所得者層への軽減額であります。均等割額2万400円、平等割額1万5,200円に対して、それぞれ7割、5割、2割を掛けた金額であります。

軽減対象者数は、令和4年度の該当人数は838人で、被保険者全体の54.52%、軽減該当世帯は562世帯で、世帯全体の60.95%が該当することになります。なお、この軽減される額の2分の1は国が、4分の1は県、残り4分の1は町が負担することになっております。

次に、8ページを御覧ください。

医療分に係る算定基礎表であります。

まず、左側の大きな表の区分1、所得割課税標準額を御覧ください。

これは、課税の基本となります所得金額であります。前年度と比較しまして約1億735万7,409円の減額となったところであり、この要因は、被保険者数56人の減と、被保険者

全体の所得の減、主なものとしては営業所得や農業所得の減であります。

次に、右上の表を御覧ください。

減税財源として600万円を充当し、税率改正の基本方針により積算した結果、一人当たりの税負担額は昨年度より1,621円減額の4万8,848円となり、一世帯当たりの税負担額は昨年度より1,621円減額の4万8,848円となり、一世帯当たりの税額も3,903円減額の7万3,106円となります。

次に、9ページを御覧ください。

支援分ではありますが、①の税として必要な額は3,149万7,911円で、収納率の96%から、④の軽減措置の適用については、医療分と同様であります。この結果、支援分に係る税率は、所得割が2.97%、均等割が9,200円、平等割が6,200円となりました。賦課割合の応能割が49.19、応益割が50.81となります。

軽減額ではありますが、均等割額9,200円、平等割額6,200円に対して、それぞれ7割、5割、2割を掛けた金額であります。

軽減該当人数は838人で、被保険者全体の54.52%、軽減該当世帯は562世帯で、世帯全体の60.95%が該当することになります。

次に、10ページの右上の表を御覧ください。

税率改正の基本方針により積算した結果、一人当たりの税負担額は昨年度より356円減額の2万1,383円となり、一世帯当たりの税額も1,169円減額の3万2,002円となります。

次に、11ページを御覧ください。

介護分ではありますが、①の税として必要な額は1,026万7,363円で、収納率は95%を見込み、以下、②の算定の基礎数値から④の軽減措置の適用については、医療分と同様であります。

この結果、介護分に係る税率は、所得割が2.65%、均等割が1万600円、平等割が5,200円となります。応能・応益の賦課割合はおおむね49対51となります。

軽減額ではありますが、均等割額1万600円、平等割額5,200円に対して、それぞれ7割、5割、2割を掛けた金額であります。

軽減該当人数は232人で、被保険者全体の52.6%、軽減該当世帯は207世帯で、世帯全体の53.91%が該当することになります。

次に、12ページの右上の表を御覧ください。

税率改正の基本方針により積算した結果、一人当たりの税負担額は昨年度より8,113円減額の2万4,511円、一世帯当たりの税額も9,463円減額の2万8,150円となります。

次に、13ページを御覧ください。

この表は、前年度との国保税率及び税額の比較を示したものであります。

左の表が令和3年度の税率で、右の表が減税財源として基金から600万円を充当した上で、応能と応益の割合をおおむね49対51で積算した令和4年度の税率案であります。

これにより、令和3年度と比較しますと、医療、支援、介護の合計額は、一人当たり1万90円減額の9万4,742円、一世帯当たりで1万4,535円減額の13万3,258円となったところであります。

それでは、議案書に基づきまして、改正内容について御説明申し上げますが、併せて条

例改正案新旧対照表 8 ページから御覧ください。

西会津町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項は、基礎課税額に係る課税限度額を 63 万円から 65 万円に、同条第 3 項は後期高齢者支援金等課税額に係る限度額を 19 万円から 20 万円に改めるものであります。

第 3 条から第 5 条の 2 までは、医療分に係る税率等の改正です。第 3 条は所得割の率を 100 分の 6.66 に改め、第 5 条は均等割額を 2 万 400 円に、第 5 条の 2 第 1 号は一般世帯の平等割額を 1 万 5,200 円に、同条第 2 号は特定世帯の世帯割額を 7,600 円に、同条第 3 号は特定継続世帯の世帯割額を 1 万 1,400 円に改めるものであります。

第 6 条から第 7 条の 3 までは、支援分に係る税率等の改正です。第 6 条は所得割の率を 100 分の 2.97 に、第 7 条の 2 は均等割額を 9,200 円に、第 3 条の 3 第 1 号は一般世帯の平等割額を 6,200 円に、同条第 2 号は特定世帯の世帯割額を 3,100 円に、同条第 3 号は特定継続世帯の世帯割額を 4,650 円に改めるものであります。

第 8 条から第 9 条の 3 までは、介護分に係る税率の改正です。第 8 条は所得割の率を 100 分の 2.65 に、第 9 条の 2 は均等割額を 1 万 600 円に、第 9 条の 3 は平等割額を 5,200 円に改めるものであります。

第 23 条は、国民健康保険税の軽減額についての改正です。第 1 項中は、先ほど第 2 条で御説明申し上げましたが、課税限度額の改正であります。第 1 号は 7 割軽減、第 2 号は 5 割軽減、第 3 号は 2 割軽減の軽減額を定めたものであり、均等割額と平等割額の改正に伴い、軽減額をそれぞれ記載の金額に改正するものであります。

同条第 2 項は、未就学児に係る均等割額の減額措置であり、第 1 号は医療分に係る均等割額の減額措置、第 2 号は後期高齢者支援分に係る均等割額の減額措置として、第 1 項の規定による所得によって適用を受ける 7 割、5 割、2 割の減額適用後の均等割額についてそれぞれ 2 分の 1 を減額するものであります。

次に、附則第 2 項は、公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例であります。地方税法改正に伴い、同条中を同項中に改めるものであります。

次に、附則であります。第 1 項は施行期日、第 2 項は適用区分を定めるものであります。

以上で説明を終了させていただきますが、本改正案につきましては、5 月 24 日開催の西会津町国民健康保険運営協議会において、適当と認めるとの答申を頂いております。

よろしく御審議をいただきまして、原案のとおり御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長 町民税務課長。

○町民税務課長 先ほどの議案書の御説明の中で、第 7 条と申し上げるところを第 3 条と、第 3 条の 3 ということで説明をしてしまいました。正式には、第 7 条の 3 でありますので、訂正をお願いいたします。

○議長 これから質疑を行います。

9 番、多賀剛君。

○多賀剛 今、御説明で内容は分かったわけですが、私の個人的な認識の差が、差というか考え方もちょっとあるんでお尋ねしますけども、この国民健康保険というのは平成 30 年

から広域に移行しましたよね。

それで、今回の改正によって、税金が下がったということで私はこれはいいことだなと思いますけども、私は広域化になるということは、さきの一般質問でもありましたけども、本町はいわゆる 100 歳に挑戦等々で健康なまちづくりを進めて、医療費削減に努めてきた成果があって、ほかの市町村よりは医療費安くて、国保税も安かったという経緯は承知しておりますけども、これからは広域化になった中で、何年かは基金の取崩し等々で多少は独自性を出せるのかなと思いましたが、今回は減税財源も去年は 900 万円入れてたのが今年 600 万円ですよね。それで、なおかつ税金も安くなってるということで、これはたまたま県の広域連合から示された数字あるいは算定基準にのっとって計算したらこうなったということなんでしょうけども、たまたまこれは安くなったのか、私は個人的にはだんだん広域化するっていうことは、国保税は以前に比べれば少しずつ上がってくるのではないかなという思いでございましたので、これは何で今回はこんな安くなったんでしょうか。それ、示された数字だといえればそれまでなんですが、その辺お分かりになればお示ください。

○議長 健康増進課長。

○町民税務課長 今回の国保税率の見直しで税率が落ちたと、この要因についてであります。議員おっしゃるとおりでありまして、平成 30 年度から国民健康保険の財政運営の責任主体が県になったということで、町で支出します保険給付費、医療費については全額県のほうで措置されるということでございます。この税率に影響を与えますのは、保険事業費負担金、県から示されます保険事業費負担金、これが落ちたために税率が低くなったというのが結論でございますが、町の医療費に比しまして、この保険事業の負担金であります。県全体の医療費の傾向、それから町の所得水準、それから被保険者数、こういうのを勘案して示されてございます。

町のそういった状況を踏まえて設定されたものですので、この要因としては、所得、それから県全体の医療費の状況、そういったことが影響してこの額になったということでございますので御理解いただきたいと思えます。

○議長 9 番、多賀剛君。

○多賀剛 そういうことなんでしょうと、私は思っておりましたが、私は先ほど繰り返すようになりますけども、これからは今までの国保税よりも高くなっていくのかなという認識でございましたのでね、まあ、安くなるといえばやっぱり人口減少の中で、被保険者数が少なくなる等々ありますけども、以前からくれば高額医療なんかも結構かかる人が増えてきているようなイメージもありましたので、県全体で医療給付金が下がったのでこういう金額になったということで了解するしかありませんが、こういう状況がずっと続けばいいんですが、あるときはどかんと高くなるようなことを危惧するわけなんです。

そんなことはないと思いますけども、御答弁できれば。

○議長 健康増進課長。

○町民税務課長 県統一の国保税になるのが、現時点で予定されてますのが令和 11 年度ということでございます。将来的なことではございますが、この国保の運営基金については、それ以降も町の運用ができるという、現時点ではそういう情報を得ておりますので、柔軟

にその辺は対応できるかなと考えております。

先ほど、ちょっと申し忘れてましたが、現在医療費が落ちてますのは、コロナにより受診控えというのが大きく影響しておりますので、申し添えます。

○議長 ほかに。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、議案第3号、西会津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号、西会津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第4号、令和4年度西会津町一般会計補正予算(第1次)を議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、伊藤善文君。

○総務課長 議案第4号、令和4年度西会津町一般会計補正予算(第1次)の調整について御説明申し上げます。

今次の補正の主な内容であります。国の補助事業である先導的官民連携支援事業の採択による関係事業費を追加計上したほか、非課税世帯臨時特別給付金の給付、新型コロナウイルスワクチンの4回目追加接種に係る経費などを新たに計上したものであります。

それでは、予算書を御覧ください。

令和4年度西会津町の一般会計補正予算(第1次)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ8,464万7千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ63億464万7千円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

繰越明許費、第2条、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表繰越明許費による。

補正の主な内容であります。事項別明細書で御説明いたします。

7ページを御覧ください。

まず、歳入であります。14款、国庫支出金、1項2目、衛生費国庫負担金1,400万円の増は、新型コロナウイルスワクチン4回目追加接種に係る負担金の新規計上であります。

2項1目、総務費国庫補助金1,296万円の増は、補助事業に採択されたことに伴う先導

的官民連携支援事業補助金 1,296 万円の新規計上であります。

2 項 2 目、民生費国庫補助金 2,954 万 6 千円の増は、保育士等処遇改善臨時特例交付金 276 万 8 千円、子育て世代生活支援特別給付金事業補助金 450 万円、非課税世帯臨時特別給付金事業補助金 2,227 万 8 千円の新規計上であります。

2 項 3 目、衛生費国庫補助金 1,715 万円の増は、新型コロナウイルスワクチン 4 回目追加接種の体制確保事業補助金の新規計上であります。

8 ページを御覧ください。

3 項 3 目、教育費委託金 178 万 1 千円の増は、国のモデル事業採択に伴う幼保小の架け橋プログラム調査研究事業委託金の新規計上であります。

15 款、県支出金、2 項 4 目、農林水産業費県補助金 57 万 2 千円の増は、農地等の出し手・受け手の意向等を効率的に把握するためのタブレット端末導入に係る交付金・補助金の追加計上などであります。

18 款、繰入金、2 項 1 目、財政調整基金繰入金 60 万 1 千円の増は、今次補正において不足する財源を繰り入れるものであります。

20 款、諸収入、5 項 4 目、雑入 803 万 7 千円の増は、自治区集会所のエアコン等の設置に係るコミュニティ助成事業補助金 630 万円、事業採択に伴う地方創生に向けて“がんばる地域”応援事業助成金 150 万円の新規計上などあります。

10 ページを御覧ください。

歳出であります。

2 款、総務費、1 項 6 目、企画費 1,328 万 8 千円は、先導的官民連携支援事業に係る調査研究委託料の新規計上であります。

1 項 8 目、自治振興費 633 万 7 千円の増は、一般財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業補助金を財源とした自治区集会所に設置するエアコン購入費 252 万 6 千円及び防災備品購入などに係るコミュニティ育成事業補助金 380 万円などあります。

1 項 10 目、ふるさと振興費 95 万 3 千円の増は、活力ある地域づくり支援事業補助金 91 万 8 千円の追加計上などあります。

3 款、民生費、1 項 3 目、老人福祉費 122 万 2 千円の増は、老人憩の家のボイラー及び浴槽の修繕に係る経費の新規計上であります。

1 項 5 目、非課税世帯臨時特別給付金給付事業費 2,227 万 8 千円の新規計上は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で生活に困っている方々への支援強化として、住民税非課税世帯に対し臨時特別給付金の給付に係るシステム改修委託料 192 万 1 千円、11 ページに移りまして、臨時特別給付金 2 千万円などあります。

2 項 1 目、児童福祉総務費 56 万 6 千円の増は、喜多方地方定住自立圏共生ビジョン事業により 4 月にオープンいたしました喜多方市のひとづくり・交流拠点複合施設屋内子ども遊び場に係る負担金の新規計上であります。

2 項 2 目、児童措置費 450 万円の増は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、食費等の物価高騰に直面する低所得の子育て世帯を支援するための特別給付金の支給に係る電算処理業務委託料 180 万円、特別給付金 250 万円などの新規計上であります。

12 ページを御覧ください。

4 款、1 項 2 目、予防費 3,115 万円の増は、新型コロナウイルスワクチンの 4 回目追加接種等に係る人件費や需用費、記載の各種委託料などの新規計上であります。

13 ページを御覧ください。

6 款、1 項 1 目、農業委員会費 74 万 7 千円の増額は、農地等の情報収集の効率化を図るためのタブレット端末の購入費 49 万 6 千円などであります。

2 項 1 目、林業総務費 80 万円の増は、電気柵設置に係る有害鳥獣防除事業補助金の追加計上であります。

7 款、商工費、1 項 2 目、商工振興費は、補正額はありませんが、地方創生アドバイザー事業助成金の採択に伴い、財源内訳が変更になるものであります。

1 項 3 目、観光費 154 万円の増は、出ヶ原和紙のイベント開催等に係る需用費 51 万 9 千円、14 ページに移りまして、講習会・イベント等の開催に係る委託料 56 万 1 千円などであります。

10 款、1 項 2 目、事務局費 126 万 6 千円の増は、認定こども園から小学校への円滑な接続を図るためのカリキュラム開発に係る講師及び委員の報償費 40 万 6 千円、事業実施に係る需用費 74 万円などの追加計上であります。

4 ページにお戻りください。

第 2 表の繰越明許費であります。

繰越明許費とは、事業の実施に当たり、年度内に事業の完了が見込めないことから、翌年度に事業を繰り越しして実施するため、設定するものであります。

今回、設定いたしますのは、8 款、土木費、1 項、道路橋りょう費で除雪機械更新事業 7,940 万円であります。その内容といたしましては、本年度購入を予定しております除雪ドーザ 14 トン級 2 台及び除雪ロータリー 1 台につきまして、新型コロナウイルス感染症などの影響により、年度内の納入が見込めない状況であることから、繰越明許費を設定し、必要な期間を確保した上で、入札等の購入手続を進めるためのものであります。

以上で、説明を終了させていただきますが、よろしく御審議いただきまして、原案のとおり御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長 暫時休議にします。(14時59分)

○議長 再開します。(15時20分)

これから、質疑を行います。

1 番、荒海正人君。

○荒海正人 1 点だけお尋ねします。

歳入の部分で、保育士等処遇改善臨時特例交付金、この交付金でどのような保育士の処遇が改善されるのか、その内容と、あと、臨時特例交付金などで期限が限られているものだと思うわけですが、今後期限切れた後の対応についても何らか情報があればお示しいただきたいと思っております。

○議長 福祉介護課長。

○福祉介護課長 それでは、1 番、荒海議員の御質問にお答えいたします。

歳入の国庫支出金、民生費国庫補助金のうち、児童福祉費補助金で保育士等処遇改善臨時特例交付金 276 万 8 千円ほど新規計上いたしました。この内容といたしましては、保育

士の現場での働く方々の賃金を引き上げるための国の政策でございまして、令和4年2月の給料分から適用されているものでございます。内容といたしましては、給与の3%程度を引き上げるための補助ということで、本町ではこども園の職員、保育士を含めた事務職員などの職員、また放課後児童クラブの支援員、そういった対象者に対しまして月額給与に対して処遇手当としての加算金を設けているところでございます。

この制度につきましては、議員がおっしゃられますように、臨時特例交付金という名目でございますので、本年9月分の給与までは町のほうで予算化をして、それに対して特例交付金として町に歳入が入ってくるものでございます。以降は、3分の2が交付金として町に入って、3分の1については交付税措置がされるということでその後手当されるというふうな制度設計となっておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長 1番、荒海正人君。

○荒海正人 そしたら、確認なんですけども、対象者としては保育士のみならず関係の職員の方たちも手当されるというその点確認と、あと9月以降も同じような、そこで切れて賃金の引上げの措置がなくなるのではなくて、その後も継続的に措置がされるということで、確認でよろしかったですか。

○議長 福祉介護課長。

○福祉介護課長 御質問にお答えいたします。

まず、この臨時特例交付金によって処遇改善がされる対象者でございますが、正規の保育士職員のほかにパートや臨時といった職員も含まれますし、こども園で働く事務員なども対象となっております。また、放課後児童クラブの支援員もこの対象となっているところでございます。

また、9月までの今回の対象となっております期間の先の10月からの処遇改善につきましても、引き続き処遇改善を行って、それに対して、先ほど申し上げましたその後の交付金3分の2とあと3分の1の交付税での措置といった制度で、継続して行われるということで御理解いただきたいと思っております。

○議長 ほかに。

7番、小柴敬君。

○小柴敬 歳出で何点かお聞きいたします。

まず、10ページになります。企画費の官民連携まちなか再生調査委託の委託料、これの金額ですけども、まだ予算化されていませんけども、これ県の昨年度のサポート事業でありましたデザイン会議との関連ということだと思えますけども、委託先についてはそこと重複するのか、それで、サポート事業に関しては3年間と聞いていますが、今年一年はこの国からのお金で賄ってサポート事業の経過はどういうふうになるのか、お伺いいたします。

その次が、自治振興費のエアコン購入のエアコン設置の場所、自治区、それからコミュニティ育成事業ですが、この何に充てられるのかをお聞かせください。

それから、13ページになりますが、13ページの観光費、観光費のパンフレットのデザイン料の下の翻訳手数料ということは22万円計上されてありますけども、この翻訳というのは何をどういうふうにするのかをお知らせください。

それから、その次のページの委託料、頑張る地域応援の委託事業ですけども、この委託先、あと目的について、以上、お願いします。

○議長 企画情報課長、玉木周司君。

○企画情報課長 7番、小柴議員の御質問にお答えいたします。

まず、企画費の官民連携まちなか再生調査研究委託料の件でございます。まず、この事業で、議員お正しのデザイン会議との関連であったり、あとは去年のサポート事業との関連であったり、この辺につきましてお答えいたしますが、御承知のとおり令和3年度に県の地域総合新事業、サポート事業を活用しまして7月に立ち上げたまちづくりデザイン会議によりまして、町民主体でまちなかの中心エリアの整備構想の策定作業に取りかかって、アイデア出しなどをしていただいたわけでございます。

令和3年度は、そのような形でデザイン会議のアイデア出しとワークショップ、それから調査研究をしてきたわけでございますが、お正しのとおり、サポート事業は3年間ということで令和4年度もさらにその方向性について、体系的に取りまとめて具体的な取組を実施していきたいというふうに、サポート事業で実施していきたいということで考えていたところでございます。

ただ、去年のアイデア出しの中で、その整備の手法として官民連携でどうかというような新たな提案が出ましたことから、それをさらに調査検討進めるために、この先導的官民連携支援事業という国土交通省の事業に応募したわけございまして、こちらが該当になったということで、今回この補正予算をお願いしましてこの国交省の事業のほうでさらに調査を続けていくとしたところでございます。

サポート事業のほうにつきましては、お正しのとおり3か年ということで令和4年度も当初予算のほうで令和3年度と同じくアドバイザーの委託料を計上していたわけでございますが、こちらはこちらで県のサポート事業の補助金も充当できますので、主に町職員の人材育成だったり、あとは国交省のほうの事業で該当ができないといいますが、難しいような様々な経費ですね、デザイン会議の諸経費なんかに使っていきたいということで、今のところは計画しているところでございます。

それから、続きまして、自治振興費のほうのエアコンの購入でございます。まず、エアコンの購入につきましては、コミュニティー育成事業の一環としまして、まずは備品購入費、エアコン購入費ということで、これは6集落で7台を予定しているところでございます。

それから、この補助金の部分のコミュニティー育成事業補助金の部分につきましては、これは単独の集落でコミュニティー助成事業の申請額、要望額の枠がございまして、100万円以上というような枠になるわけでございますが、これを超える集落につきましては、2集落ございまして、これで同じくエアコンだったり、暖房機を入れる集落が1つと、それから、防災関連ということで発電機だったり、防災用の備品を入れる集落がありましたので、合計2集落ということで予定をしているところでございます。

以上です。

失礼しました。官民連携のほうの委託先についてでございますが、これは今ほど経過を申し上げましたとおり、昨年を引き続いての調査ということで考えております。そういう

ことで、昨年度実施しました中心エリア整備構想策定アドバイザー業務を受託しております民間事業者を想定しまして、議決いただきましたらば事務手続を進めてまいりたいということでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長 商工観光課長、岩渕東吾君。

○商工観光課長 7番、小柴議員の御質問のうち、歳出の7款1項3目、観光費の翻訳手数料についてですが、これにつきまして出ヶ原和紙に関する観光用のパンフレット、これを中国語と英語と日本語版を作るということで、その中国語版と英語版に係る翻訳の手数を計上したところでございます。

それと、委託料、頑張る地域応援事業委託料のまず委託先でございますが、委託先につきましては町内で出ヶ原和紙の普及と発展を目指す任意団体がございまして、そちらのほうに事業を委託する予定でございます。

目的といたしましては、委託の内容でありますけれども、出ヶ原和紙に関する調査、それとホームページ、それとパンフレットの作成、あとは観光の商品、具体的には和紙のランプなんですけど、観光商品の作成、あと担い手・作り手の育成ということで、体験学習あるいは技術指導、そういった講座、イベント開催に係る業務を委託する予定にしております。

以上でございます。

○議長 7番、小柴敬君。

○小柴敬 1点目のサポート事業との関連ということで、今回、今年は県のサポート事業の予算と、それから今回の官民連携の予算と両方重複しても使える部分があるんだよということで理解してよろしいでしょうか。

それから、今回一番最後の頑張る応援事業委託、これは昨日パンフレット、我々わかりましたけども、出ヶ原和紙のイベント、今回参加料払って18日に開催するというような案内をもらったやつに関連する事業と考えてよろしいのか、その2点再質問します。

○議長 企画情報課長。

○企画情報課長 再質問にお答えいたします。

国交省の事業と県サポート事業と、現在のところ二つとも使えるように考えておりますが、両方事業とも必要な経費、積算根拠がありますので、そういった中で県と国と協議をしていきたいと考えているところでございます。

○議長 商工観光課長。

○商工観光課長 再質問にお答えをいたします。

パンフレットの中身でございますけれども、これから新しく作るもので、出ヶ原和紙とは何ぞや、その魅力はどういうことかというようなことを新たに編集をして作成するもので、既に今年度行っている出ヶ原和紙関係のイベントに要した経費ではございません。

○議長 ほかに。

これで質疑を終わります。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、議案第4号、令和4年度西会津町一般会計補正予算（第1次）を採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号、令和4年度西会津町一般会計補正予算（第1次）は原案のとおり可決されました。

議案配付のため、暫時休議にします。（13時17分）

○議長 再開します。（13時19分）

日程第6、議案第5号、監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

町長、薄友喜君。

○町長 議案第5号、監査委員の選任につき同意を求めることについて御説明を申し上げます。

現職委員の辞職により、現在1名の欠員となっております監査委員につきましては、その職務の重要性を十分に考慮し選考いたしました結果、尾野本山口在住の鈴木和雄さんを適格者として認め、選任したいので、ここに御提案申し上げる次第であります。

鈴木さんについて、御紹介申し上げますと、昭和31年1月、新郷橋立の生まれで、県立喜多方商業高等学校商業科を卒業後、昭和51年11月に福島郵便局郵便課に採用された後、若松七日町郵便局、野沢郵便局、江川郵便局などの勤務を経て、平成19年4月に奥川郵便局長、翌年の平成20年4月には野沢郵便局長となられ、令和3年3月、同局を最後に退職されました。温厚誠実な人柄から地域の厚い信頼を得られている方であります。

以上、略歴等について御説明を申し上げましたが、その職務の重要性を鑑み、鈴木和雄さんを監査委員として選任したいので、何とぞ満場一致をもって御同意を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長 お諮りします。

本案については、質疑、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本案についての質疑、討論は省略することに決しました。

これから、議案第5号、監査委員の選任につき同意を求めることについてを採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号、監査委員の選任につき同意を求めることについては原案のとおり同意することに決しました。

日程第7、請願第1号、「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める請願書を議題とします。

委員長欠席のため、副委員長の報告を求めます。

総務常任委員会副委員長、多賀剛君。

- 総務常任委員会副委員長 総務常任委員会に付託されました請願について、審査結果を申し上げます。

請願審査報告書。

本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第92条第1項の規定により報告いたします。

受理番号、請願第1号。

付託年月日、令和4年6月10日。

件名、「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める請願書。

審査の結果、採択すべきものと決定した。

以上であります。

- 議長 これから質疑を行います。ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

- 議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

- 議長 討論なしと認めます。

これから、請願第1号、「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める請願書を採決します。

お諮りします。

請願第1号は、副委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長 異議なしと認めます。

したがって、請願第1号、「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める請願書は、副委員長報告のとおり可決されました。

日程第8、意見書案第1号、「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書を議題とします。

提出者の説明を求めます。

9番、多賀剛君。

- 多賀剛 意見書案第1号。

提出者は記載の総務常任委員、4名でございます。

「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書。

標記の意見書を会議規則第13条の規定により、別紙のとおり提出します。

提出先は、復興大臣、西銘恒三郎様、ほか記載の3名の方でございます。

次のページを御覧ください。

「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書。

東日本大震災から11年が経過した。東日本大震災で被災をし、経済的理由により就学等が困難な子どもを対象に、被災児童生徒就学支援等事業が全額国庫負担の単年度の交付金事業として行われている。令和4年度も、東日本大震災復興特別会計による被災児童生徒就学支援等事業として計上され、9億円が予算化されている。

この事業を通して、幼稚園児等の就園支援、小中学生に対する学用品等の援助や通学支援（スクールバス運行による通学手段の確保にかかる経費を含む）、高校生に対する奨学金支援、特別支援学校等に在籍する児童生徒への就学奨励、私立学校及び専修学校・各種学校の授業料減免などが実施されている。被災した子どもたちには、学校で学ぶためのきわめて有効な支援事業として機能している。

令和3年3月9日、「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針の変更について閣議決定された。その中で令和3年度から7年度までの5年間を新たな復興期間として第2期復興・創生期間と位置づけ、令和3年度以降の復興の円滑かつ着実な遂行を期するための取組が進められている。子どもの就学支援についても「支援の必要な子どもの状況等、事業の進捗に応じた支援を継続する」としている。

被災児童生徒就学支援等事業での原子力災害被災地域は、小・中・高等学校、特別支援学校、私立学校、専修学校・各種学校を対象とした就学支援、就学奨励、奨学金などの就学等支援事業等についても継続となった。

今日においても、福島県では、令和3年4月1日時点で約5,600人（自主避難を除く）もの子どもたちが県内外で避難生活を送っている。（福島県こども・青少年政策課公表）。経済的な支援を必要とする子どもたちは多く、子どもたちの就学・修学のためには、長期的な支援がなくてはならない。学校現場からも事業の継続を強く望む声が届いている。事業に係る予算措置は単年度のため、事業が終了、もしくは規模が縮小することとなれば、自治体負担となることも危惧される。地方から「必要である」との声を中央に届けることが求められている。子どもたちの就学・修学のためには、長期的な支援がなくてはならない。

福島の復興・再生に向けて手厚い支援が実施されているが、引き続き被災者に寄り添う被災児童生徒就学支援等事業による就学支援は必要である。予算措置が単年度で事業終了となれば、被災児童生徒の就学支援に格差が生じることも危惧される。令和5年度においても本事業を継続し、必要な財政措置を行い、被災した子どもたちに継続した就学支援を実施できるようにする必要がある。

このような理由から、下記の事項の実現について、地方自治法第99条に基づき、意見書を提出する。

一つ、東日本大震災によって経済的に困窮している家庭の子どもたちの就学・修学を保障するため、令和5年度においても、全額国庫で支援する被災児童生徒就学支援等事業の継続と、十分な就学支援に必要な予算措置を行うこと。

以上であります。

○議長 9番、多賀剛君。

○多賀剛 読み間違いがありましたので訂正いたします。ちょうど中段のあたりでございます。「被災児童生徒就学支援等事業での原子力災害被災地域は小・中・高等学校特別支援学校、私立学校、専修学校、各種学校を対象とした就学支援、就学奨励、奨学金などの就学等支援事業等についても継続となった」が正解であります。訂正いたします。

もう一度訂正させていただきます。

最後の部分でございますが、「全額国庫で支援する被災児童生徒就学支援等事業の継続と、十分な就学支援に必要な予算確保を行うこと」が正解でございます。

以上でございます。

○議長 これから質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、意見書案第1号、「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第1号、「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

日程第9、常任委員会の所管事務調査、管内であります。実施申出についてを議題とします。

総務及び経済常任委員会より、それぞれの所管に係る事項の現状を把握するため、9月定例会前の閉会中、三日以内について管内情勢調査を実施したい旨の申入れがあります。

お諮りします。

総務及び経済常任委員会からの申出のとおり、所管事務調査を実施することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、総務及び経済常任委員会からの申出のとおり、所管事務調査を実施することに決定しました。

加えて申し上げます。

所管事務調査の結果は、9月議会定例会に報告をお願いいたします。

日程第10、広報広聴常任委員会の継続審査申出についてを議題とします。

広報広聴常任委員会よりお手元に配付しました特定事件について、閉会中の継続審査の

申出があります。

お諮りします。

広報広聴常任委員会からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異義ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、広報広聴常任委員会からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第 11、議会運営委員会の継続審査申出についてを議題とします。

議会運営委員会よりお手元に配付しました特定事件について、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

議会運営委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異義ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第 12、議会活性化特別委員会の継続審査申出についてを議題とします。

議会活性化特別委員会よりお手元に配付しました特定事件について、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

議会活性化特別委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異義ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議会活性化特別委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

○議長 本定例会に付議された事件は、以上をもって審議を終了しました。

町長より挨拶があります。

町長、薄友喜君。

○町長 閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今期定例会は、専決処分の承認、条例の一部改正、令和 4 年度一般会計補正予算など、町政が当面する重要な案件 5 件について、及び報告 4 件について御審議をいただいたのでありますが、議員各位におかれましては、特段の御精励を賜り、全議案について、原案のとおり御承認いただき、厚く御礼を申し上げます。

今後は、一般質問及び議案審議の過程で皆様より頂いた御意見を十分に尊重し、誠意をもって町政に反映させてまいる所存であります。

暑さに向かう折、皆様にはなお一層御自愛の上、町政発展のために特段の御理解と御協力を賜りますよう、衷心よりお願い申し上げます、閉会の御挨拶といたします。

ありがとうございました。

○議長 会議を閉じるに当たり一言挨拶を申し上げます。

今期定例会は、去る6月10日以来、本日までの5日間にわたり、条例の一部改正をはじめ、補正予算、人事案件など、町から提出された重要案件5議案及び報告事件4件について御審議を賜りましたが、全て原案のとり承認、可決されました。

議員各位には、何かと御多忙中にもかかわらず、熱心に御審議を賜りましたことに対し、厚く御礼を申し上げます。

また、町当局におかれましても、審議の間、実に真摯な態度をもって審議に協力されましたことに対し、深く敬意を表しますとともに、本会議において議員各位から述べられました意見、要望事項につきましては、特に留意され、適切なる執行に十分反映されますよう切望し、町政進展のため一層の御努力をお願い申し上げます。

町内において、新型コロナウイルスの感染も落ち着きを見せており、このまま終息することを切に願うものであります。これから、梅雨や猛暑の季節を迎えますが、町当局をはじめ、議員各位におかれましては、この上とも御自愛くださいまして、町政の積極的な推進に御尽力賜らんことをお願い申し上げ、閉会の言葉といたします。

これをもちまして、令和4年第4回西会津町議会定例会を閉会します。御苦労さまでした。(14時02分)